



平川市の国保

令和元年度版

(平成30年度実績)

平川市市民生活部国保年金課

目 次

平川市のあらまし	1
平川市国民健康保険事務機構	3
平川市国民健康保険運営協議会	4
1. 被保険者	
1. 国民健康保険の加入状況	7
2. 人口と被保険者数の比較	7
3. 国保世帯数および国保被保険者数(年度平均)	8
4. 年度別被保険者の異動事由	8
5. 外国人に対する適用状況	9
2. 国民健康保険税	
1. 賦課内容	10
2. 保険税及び賦課限度額の推移	11
3. 軽減について	12
4. 1人当たり保険税	17
5. 1世帯当たり保険税	17
6. 1人当たり保険税と1人当たり医療費・療養諸費の関係	18
7. 年度別保険税収納状況	19
3. 保険財政	
1. 国民健康保険特別会計の決算について	22
2. 平成30年度決算の状況	26
4. 保険給付	
1. 療養諸費の状況	28
2. 受診率	35
3. 1人当たり医療費	37
4. 1件当たり医療費	39
5. 1件当たり日数	41
6. 高額療養費	46
7. 出産育児一時金	46
8. 葬祭費	46

5. 特定健康診査・特定保健指導・脳ドックの状況について	
1. 特定健康診査(特定健診)について	47
2. 特定健診等実施計画について	48
3. 平成29年度の進捗状況	49
4. 内臓脂肪症候群判定結果	50
5. 特定保健指導	51
6. 脳ドック助成事業	52
6. 疾病統計	
1. 国保疾病分類の状況(入院+入院外)	53
7. 条例・規則等(平成31年4月1日現在)	
1. 平川市国民健康保険条例	55
2. 平川市国民健康保険運営協議会規則	58
3. 平川市国民健康保険税条例	59
4. 平川市国民健康保険給付規則	74
5. 平川市国民健康保険財政調整基金条例	75
6. 平川市国民健康保険高額医療費支払資金貸付要綱	76
7. 平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱	78
8. 平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱	81

平川市のあらまし

市章

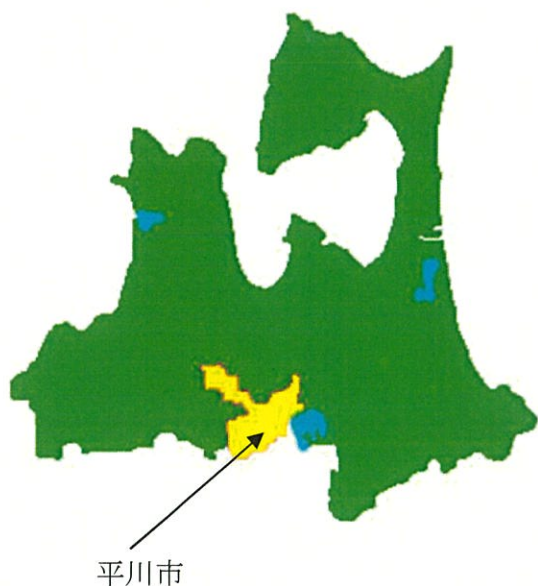
平川(ひらかわ)市の「ひ」をモチーフにデザインしました。「豊かな自然」「豊かな実り(りんご)」「元気な市民」をイメージするとともに、未来に向かって飛躍する同市・市民を親しみやすくシンボライズしました。



(平成18年1月1日制定)

1 市制施行 平成18年1月1日

2 位置 青森県南部、津軽平野の南東部に位置し、東は十和田湖を境にして十和田市、秋田県小坂町、西は平川を隔てて弘前市、大鰐町と接し、北は、青森市、黒石市、田舎館村、南は秋田県に接した錨型をなしています。



広 ぼ う (広 が り)	東西／31.3km 南北／25.4km
東 端	東経／140° 52' 45"
西 端	東経／140° 30' 32"
南 端	北緯／40° 24' 09"
北 端	北緯／40° 37' 53"
面 積	346.01km ²
市 役 所	東経／140° 33' 59"
本 庁 舎	北緯／40° 35' 03"
位 置	海拔／43m

3 人口及び世帯数 人 口 31,282人(男14,634人、女16,648人)
世帯数 11,975世帯

住民基本台帳 (平成31年3月末現在)

4 産業構造

産業別就業者人口
(平成27年国勢調査)

第1次産業	3,972人	(24.32%)
第2次産業	3,630人	(22.22%)
第3次産業	8,641人	(52.91%)
総数	16,331人	

※総数に分類不能が含まれるため合計値と一致しない。

5 医療施設

平成30年10月1日現在

病院	1	(病床数)	60床
診療所	18	(病床数)	38床
歯科	9		

6 概要

本市は、青森県南部、津軽平野の南東部に位置し、津軽平野の一部で農業に適した肥沃な土壌の地質を持ち、水田地帯として利用される平坦地と、標高20～300mの丘陵地で水稲とりんごの複合経営地帯として活用されている台地、八甲田・十和田火山群の一部に属した山間地で、ほとんどが国有林となっています。

平成18年1月1日、青森県南津軽郡平賀町、尾上町、碓ヶ関村の二町一村が合併し、「平川市」が誕生しました。

第2次平川市長期総合プランでは、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」を将来像としています。

農業が基幹産業の本市では、主にりんご、米、野菜、花卉などを栽培しています。食の安全・安心を強く求める消費者に対応するため、有機栽培や減農薬などに積極的に取り組んでいます。また、地産地消や特産品のブランド化を促進し、魅力ある農業を目指しています。

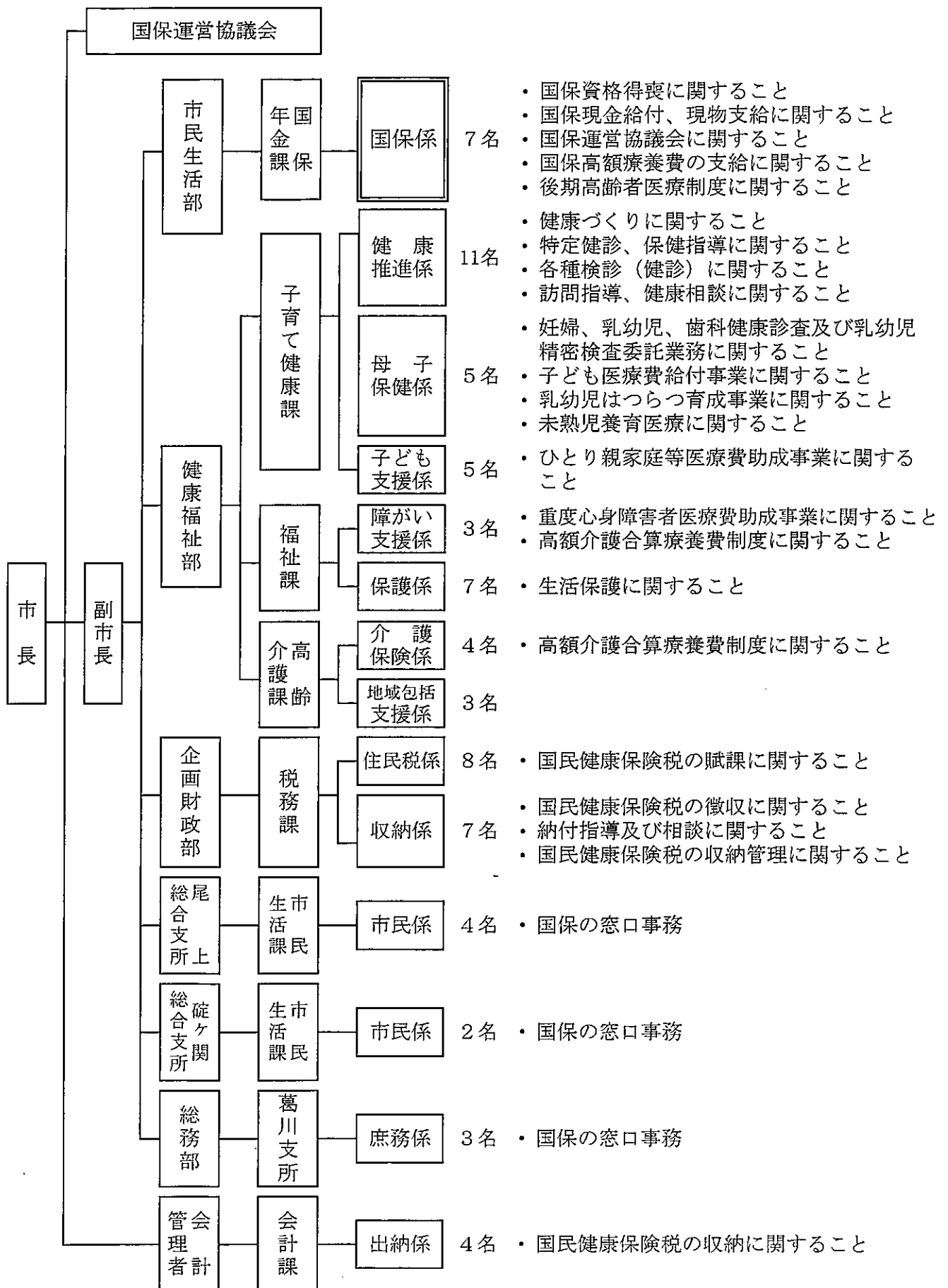
工業では、松崎工業団地(平賀地域)と尾上農工団地(尾上地域)の2か所の工業団地を設け、企業立地を促進しています。

平川市には、美しい自然や田園風景、独自の伝統文化や歴史的遺産があります。志賀坊森林公園や白岩森林公園、国指定名勝の盛美園や県重宝の猿賀神社本殿、藩政時代の交通の要衝として知られる碓ヶ関御関所などの観光スポットは、多数の観光客で賑わいを見せています。

そのほか、国・県指定文化財である獅子踊りや荒馬踊りなどの伝統芸能や、世界一の「扇ねぶた」がまちを練り歩くねぶた祭りが盛んな地域です。農家蔵・農家庭園めぐり、御関所まつりなど多彩なイベントも開催されています。

このように、以前から取り組んできた観光振興策を受け継ぎながら、美しい景観や街並み、温泉など豊富に点在する資源を有効に結びつけた活用を推進しています。

平川市国民健康保険関係事務機構（平成31年4月現在）



平川市国民健康保険運営協議会

1. 構成

- 会 長 土 岐 一
- 会長職務代理者 外 川 雅 博
- 委 員 数 被保険者代表 …… 5人
 保険医又は保険薬剤師代表 …… 5人
 公 益 代 表 …… 5人

2. 任期

平成29年2月24日から平成31年2月23日まで

3. 委員名簿

	氏 名		氏 名		氏 名
被 保 険 者 代 表	今 井 誠 弘	保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 代 表	永 洞 浩 幸	公 益 代 表	土 岐 一
	相 馬 美 保 子		須 藤 尚 紀		外 川 雅 博
	天 内 伸 光		阿 部 朋 親		今 井 芳 美
	花 田 と き 子		清 藤 浩 也		石 田 比 查 子
	原 田 昭 子		西 谷 光 代		一 戸 勝 廣

4. 開催状況

年度	開 催 年 月 日	審 議 内 容
17	平成18年2月27日	①平成18年度平川市国民健康保険特別会計予算案について
18	平成18年5月31日	①平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ②平成18年度平川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
	平成19年2月19日	①平成19年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について
19	平成20年2月19日	①条例の一部改正(案)について (平川市国民健康保険条例・平川市国民健康保険税条例) ②平成20年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について ③特定健診等実施計画(案)について

年度	開催年月日	審議内容
20	平成20年8月21日	①平成19年度平川市国民健康保険特別会計決算について
	平成20年11月21日	①出産育児一時金の引き上げについて
	平成21年2月20日	①国民健康保険税条例の一部改正(案)について ②平成21年度国民健康保険特別会計予算(案)について ③「特定健診等実施計画」の見直し(案)について
21	平成21年7月28日	①国民健康保険条例の一部改正(案)について ・出産育児一時金の支給について ②平成20年度国民健康保険特別会計の決算について
	平成22年2月22日	①平成22年度国民健康保険特別会計予算(案)について ②平成22年度の制度の改正関係について等
22	平成22年7月22日	①平成21年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて ②平成22年度の国保税率等について
	平成23年2月24日	①出産育児一時金について ②国民健康保険税の賦課限度額について ③その他 ・平成23年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について ・平成23年度の制度改正等について
23	平成23年7月20日	①平成22年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて ②平成23年度の国保税率等について ③その他 国保の抱える構造的な課題について
	平成24年2月22日	①平成24年度国民健康保険特別会計予算(案)について ②平成24年度以降の制度改正等について
24	平成24年7月19日	①平成23年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて ②平成24年度の国保税の税率等について
	平成25年2月26日	①特定健康診査等実施計画〔第2期〕(案)について ②平成25年度国民健康保険特別会計予算(案)について
25	平成25年7月25日	①平成24年度国民健康保険特別会計の決算見込みについて ②平成25年度の国保税の税率等について
	平成26年2月18日	①国民健康保険税の課税限度額の見直しについて ②国民健康保険税の軽減措置の拡大について ③その他 ・平成26年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)及び 平成26年度の制度改正等について

年度	開催年月日	審議内容
26	平成26年5月22日	①平成26年度国民健康保険税の税率の見直しについて
	平成26年7月31日	①出産育児一時金の改正について ②平成25年度国民健康保険特別会計の決算について
	平成27年2月26日	①平川市保健事業実施計画(データヘルス計画)について ②国保税の課税限度額及び軽減基準の見直しについて ③平成27年度平川市国民健康保険特別会計予算案について
27	平成27年7月30日	①平成26年度国民健康保険特別会計の決算について ②国民健康保険制度の制度改正について
	平成28年2月24日	①国民健康保険税の課税限度額及び軽減基準の見直しについて ②平成28年度平川市国民健康保険特別会計予算案及び国民健康保険の制度改正について
28	平成28年8月29日	①平成27年度国民健康保険特別会計の決算について ②国民健康保険制度の制度改革について
	平成29年2月28日	①国民健康保険税の軽減基準の見直しについて ②その他 ・平成29年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)等について ・国民健康保険制度の県単位化について
29	平成29年10月24日	①平成28年度国民健康保険特別会計の決算について ②国民健康保険の制度改正について
	平成30年2月28日	①国民健康保険税の課税限度額及び軽減基準の見直しについて ②平成30年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について ④平川市国民健康保険条例の改正について ⑤平川市国民健康保険税条例の改正について
30	平成30年8月24日	①平成29年度国民健康保険特別会計の決算について
	平成31年2月27日	①国民健康保険税の課税限度額及び軽減基準の見直しについて ②平成31年度平川市国民健康保険特別会計予算(案)について

1. 被保険者

1. 国民健康保険の加入状況	7
2. 人口と被保険者数の比較	7
3. 国保世帯数および国保被保険者数(年度平均)	8
4. 年度別被保険者の異動事由	8
5. 外国人に対する適用状況	9

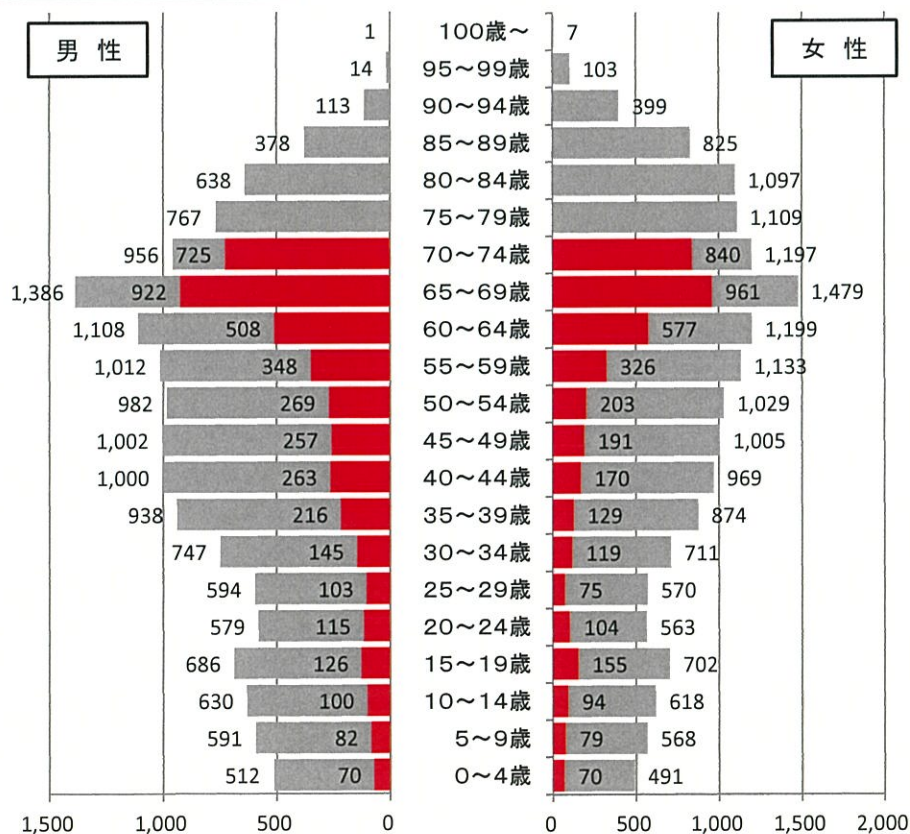
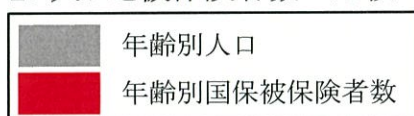
1. 国民健康保険の加入状況

年 度	世帯数（世帯）			被 保 険 者 数（人）								
	総世帯数	国保世帯数	加入率（%）	総人口	国保被保険者数	加入率（%）	一 般 構成比（%）	退 職 構成比（%）	老 人 構成比（%）			
18	10,929	7,045	64.5	35,190	16,366	46.5	11,437	69.9	1,537	9.4	3,392	20.7
19	11,012	6,976	63.3	34,953	15,881	45.4	10,987	69.2	1,572	9.9	3,322	20.9
20	11,057	5,859	53.0	34,595	12,154	35.1	11,650	95.9	504	4.1	—	—
21	11,124	5,788	52.0	34,291	11,814	34.5	11,334	95.9	480	4.1	—	—
22	11,231	5,719	50.9	33,916	11,450	33.8	10,882	95.0	568	5.0	—	—
23	11,357	5,711	50.3	33,708	11,273	33.4	10,660	94.6	613	5.4	—	—
24	11,517	5,635	48.9	33,392	10,885	32.6	10,164	93.4	721	6.6	—	—
25	11,644	5,521	47.4	33,127	10,515	31.7	9,802	93.2	713	6.8	—	—
26	11,655	5,391	46.3	32,646	10,013	30.7	9,420	94.1	593	5.9	—	—
27	11,754	5,237	44.6	32,279	9,553	29.6	9,147	95.8	406	4.2	—	—
28	11,804	5,070	43.0	31,908	9,132	28.6	8,910	97.6	222	2.4	—	—
29	11,859	4,920	41.5	31,522	8,664	27.5	8,562	98.8	102	1.2	—	—
30	11,975	4,823	40.3	31,282	8,342	26.7	8,317	99.7	25	0.3	—	—

注) 平成20年度から後期高齢者医療制度開始により、被保険者数における老人は算定されない。

(3月31日現在)

2. 人口と被保険者数の比較



(3月31日現在)

「国民健康保険世帯数・被保険者数・介護2号被保険者数 集計表」より

3. 国保世帯数および国保被保険者数(年度平均)

区 分 年 度	国保世帯数 (世帯)	国 保 被 保 険 者 数 (人)			
		総 数	一 般	退 職	老 人
平成18年度	7,087	16,667	11,658	1,507	3,502
平成19年度	7,003	16,157	11,260	1,571	3,326
平成20年度	6,018	12,355	11,838	517	—
平成21年度	5,846	12,047	11,532	515	—
平成22年度	5,789	11,689	11,135	554	—
平成23年度	5,737	11,418	10,759	659	—
平成24年度	5,685	11,148	10,478	670	—
平成25年度	5,606	10,814	10,049	765	—
平成26年度	5,461	10,313	9,639	674	—
平成27年度	5,312	9,823	9,323	500	—
平成28年度	5,175	9,403	9,089	314	—
平成29年度	5,004	8,925	8,758	167	—
平成30年度	4,897	8,550	8,484	66	—

「事業年報」より

4. 年度別被保険者の異動事由

区 分 年 度	資 格 取 得 (人)						
	転 入	社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
平成18年度	306	1,572	22	68	—	226	2,194
平成19年度	316	1,439	8	55	—	198	2,016
平成20年度	253	1,528	35	54	1	172	2,043
平成21年度	252	1,224	5	56	0	134	1,671
平成22年度	247	1,238	19	44	0	144	1,692
平成23年度	258	1,290	8	51	0	137	1,744
平成24年度	221	1,332	13	38	1	129	1,734
平成25年度	252	1,356	26	44	0	120	1,798
平成26年度	163	1,197	35	31	0	124	1,550
平成27年度	231	1,175	27	36	3	89	1,561
平成28年度	162	1,170	24	39	0	102	1,497
平成29年度	137	1,077	18	24	3	79	1,338
平成30年度	171	1,149	12	19	0	97	1,448

区 分 年 度	資 格 喪 失 (人)						
	転 出	社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
平成18年度	348	1,622	60	315	—	227	2,572
平成19年度	285	1,649	64	289	—	214	2,501
平成20年度	262	1,459	34	71	3,714	230	5,770
平成21年度	239	1,132	69	75	343	153	2,011
平成22年度	266	1,151	62	77	353	147	2,056
平成23年度	213	1,140	48	51	335	134	1,921
平成24年度	231	1,280	42	64	352	153	2,122
平成25年度	209	1,384	57	69	305	144	2,168
平成26年度	240	1,267	25	70	291	159	2,052
平成27年度	224	1,225	47	74	324	127	2,021
平成28年度	173	1,196	40	53	338	118	1,918
平成29年度	177	1,167	31	58	287	86	1,806
平成30年度	142	1,065	26	48	360	129	1,770

5. 外国人に対する適用状況

年度	国名	世帯数		被保険者数		年度	国名	世帯数		被保険者数	
		国別	計	国別	計			国別	計	国別	計
平成18年度	中国	24	27	24	27	平成25年度	中国	1	3	1	3
	フィリピン	2		2			1				
	韓国	1		1			1				
平成19年度	中国	13	16	13	16	平成26年度	中国	6	12	6	12
	フィリピン	2		2			1				
	韓国	1		1			1				
平成20年度	中国	1	4	2	5	平成27年度	オーストラリア	1	11	1	11
	フィリピン	1		1			1				
	アメリカ	1		1			1				
	韓国	1		1			1				
平成21年度	中国	3	7	3	7	平成28年度	中国	5	6	5	6
	フィリピン	1		1			1				
	インドネシア	1		1			1				
	アメリカ	1		1			1				
	韓国	1		1			1				
平成22年度	中国	3	7	3	7	平成29年度	中国	1	5	1	5
	フィリピン	1		1			1				
	インドネシア	1		1			1				
	アメリカ	1		1			1				
	韓国	1		1			1				
平成23年度	中国	1	5	1	5	平成30年度	中国	1	6	1	6
	フィリピン	1		1			1				
	インドネシア	1		1			1				
	韓国	1		1			1				
平成24年度	中国	1	6	1	6	アメリカ	1	6	1	6	
	インドネシア	3		3		1					
	アメリカ	1		1		1					
	韓国	1		1		1					

(3月31日現在)

2. 国民健康保険税

1. 賦課内容	10
2. 保険税及び賦課限度額の推移	11
3. 軽減について	12
4. 1人当たり保険税	17
5. 1世帯当たり保険税	17
6. 1人当たり保険税と1人当たり医療費・療養諸費の関係	18
7. 年度別保険税収納状況	19

1. 賦課内容

区 分	内 容	
税・料の区分	保 険 税	
賦課方式	4 方 式 (旧ただし書き)	
賦課期日	4 月 1 日	
納入期限等	普通徴収	第 1 期 7月1日 ~ 同月31日 第 5 期 11月1日 ~ 同月30日 第 2 期 8月1日 ~ 同月31日 第 6 期 12月1日 ~ 同月28日 第 3 期 9月1日 ~ 同月30日 第 7 期 翌年1月1日 ~ 同月31日 第 4 期 10月1日 ~ 同月31日
	特別徴収	納付月(4・6・8・10・12・2月)に、年金からの徴収。 翌年度の仮徴収額(4・6・8月)は、本年度の2月分と同額となる。
計 算 方 法	A : 所得割額	$\text{課税総所得金額} \times \text{医療給付費分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $\text{課税総所得金額} \times \text{介護納付金分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $\text{課税総所得金額} \times \text{後期高齢者支援金分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ ※課税総所得金額は、住民税の計算で用いる総所得金額から、基礎控除額 33万円を引いた金額である。
	B : 資産割額	$\text{固定資産税額} \times \text{医療給付費分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $\text{固定資産税額} \times \text{介護納付金分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $\text{固定資産税額} \times \text{後期高齢者支援金分税率} \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$
	C : 均等割額	$(\text{医療給付費分均等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $(\text{介護納付金分均等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $(\text{後期高齢者支援金分均等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ ※1人当たりの税額。
	D : 平等割額	$(\text{医療給付費分平等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $(\text{介護納付金分平等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ $(\text{後期高齢者支援金分平等割額} - \text{軽減額}) \times \text{加入月数} \div 12\text{か月}$ ※1世帯当たりの税額。
	被保険者ごとにA+B+Cで計を算出し、全員分を合算し、さらにDを加えた合計額が年度(4月～翌年3月)の国保税額となる。	

2. 保険税及び賦課限度額の推移

項目		年度						
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
所得割	医療給付費分	9.70 %	9.70 %	7.60 %	7.60 %	7.60 %	7.60 %	7.60 %
	介護納付金分	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %
	後期高齢者支援金分	— %	— %	2.75 %	2.75 %	2.75 %	2.75 %	2.75 %
資産割	医療給付費分	25.00 %	25.00 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %
	介護納付金分	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %
	後期高齢者支援金分	— %	— %	7.00 %	7.00 %	7.00 %	7.00 %	7.00 %
均等割	医療給付費分	24,000 円	24,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
	介護納付金分	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円
	後期高齢者支援金分	— 円	— 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円
平等割	医療給付費分	37,200 円	37,200 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円
	介護納付金分	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円
	後期高齢者支援金分	— 円	— 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
賦課限度額	医療給付費分	530,000 円	560,000 円	470,000 円	470,000 円	500,000 円	510,000 円	510,000 円
	介護納付金分	90,000 円	90,000 円	90,000 円	100,000 円	100,000 円	120,000 円	120,000 円
	後期高齢者支援金分	— 円	— 円	120,000 円	120,000 円	130,000 円	140,000 円	140,000 円
項目		年度						
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
所得割	医療給付費分	7.60 %	8.20 %	8.20 %	8.20 %	8.20 %	8.20 %	
	介護納付金分	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	2.60 %	
	後期高齢者支援金分	2.75 %	2.75 %	2.75 %	2.75 %	2.75 %	2.75 %	
資産割	医療給付費分	18.50 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %	18.50 %	
	介護納付金分	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	5.70 %	
	後期高齢者支援金分	7.00 %	7.00 %	7.00 %	7.00 %	7.00 %	7.00 %	
均等割	医療給付費分	20,000 円	23,800 円	23,800 円	23,800 円	23,800 円	23,800 円	
	介護納付金分	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	
	後期高齢者支援金分	6,600 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円	6,600 円	
平等割	医療給付費分	27,800 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円	27,800 円	
	介護納付金分	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	8,400 円	
	後期高齢者支援金分	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円	
賦課限度額	医療給付費分	510,000 円	510,000 円	520,000 円	540,000 円	540,000 円	580,000 円	
	介護納付金分	120,000 円	140,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	160,000 円	
	後期高齢者支援金分	140,000 円	160,000 円	170,000 円	190,000 円	190,000 円	190,000 円	

3. 軽減について

(1) 軽減対象の判定

次に該当する場合は、それぞれ均等割額、平等割額が減額となる。(平成30年度)	
7割軽減	所得金額が33万円を超えない世帯。
5割軽減	所得金額が33万円に被保険者1人につき27.5万円を加算した金額を超えない世帯。
2割軽減	所得金額が33万円に被保険者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯。

(2) 軽減額

項目		年度						
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
均等割	7割	医療給付費分	16,800円	16,800円	14,000円	14,000円	14,000円	14,000円
		介護納付金分	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円	6,300円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	4,620円	4,620円	4,620円	4,620円
	5割	医療給付費分	12,000円	12,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		介護納付金分	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円
	2割	医療給付費分	4,800円	4,800円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
		介護納付金分	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	1,320円	1,320円	1,320円	1,320円
平等割	7割	医療給付費分	26,040円	26,040円	19,460円	19,460円	19,460円	19,460円
		介護納付金分	5,880円	5,880円	5,880円	5,880円	5,880円	5,880円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円
	5割	医療給付費分	18,600円	18,600円	13,900円	13,900円	13,900円	13,900円
		介護納付金分	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	2割	医療給付費分	7,440円	7,440円	5,560円	5,560円	5,560円	5,560円
		介護納付金分	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円	1,680円
		後期高齢者支援金分	—円	—円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

項目		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
均 等 割	7 割	医療給付費分	14,000 円	14,000 円	16,660 円	16,660 円	16,660 円	16,660 円
		介護納付金分	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円
		後期高齢者支援金分	4,620 円	4,620 円	4,620 円	4,620 円	4,620 円	4,620 円
	5 割	医療給付費分	10,000 円	10,000 円	11,900 円	11,900 円	11,900 円	11,900 円
		介護納付金分	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円	4,500 円
		後期高齢者支援金分	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円	3,300 円
	2 割	医療給付費分	4,000 円	4,000 円	4,760 円	4,760 円	4,760 円	4,760 円
		介護納付金分	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円	1,800 円
		後期高齢者支援金分	1,320 円	1,320 円	1,320 円	1,320 円	1,320 円	1,320 円
平 等 割	7 割	医療給付費分	19,460 円	19,460 円	19,460 円	19,460 円	19,460 円	19,460 円
		介護納付金分	5,880 円	5,880 円	5,880 円	5,880 円	5,880 円	5,880 円
		後期高齢者支援金分	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円	7,000 円
	5 割	医療給付費分	13,900 円	13,900 円	13,900 円	13,900 円	13,900 円	13,900 円
		介護納付金分	4,200 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円	4,200 円
		後期高齢者支援金分	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
	2 割	医療給付費分	5,560 円	5,560 円	5,560 円	5,560 円	5,560 円	5,560 円
		介護納付金分	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円	1,680 円
		後期高齢者支援金分	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円

項目		年度	平成30年度
均 等 割	7 割	医療給付費分	16,660 円
		介護納付金分	6,300 円
		後期高齢者支援金分	4,620 円
	5 割	医療給付費分	11,900 円
		介護納付金分	4,500 円
		後期高齢者支援金分	3,300 円
2 割	医療給付費分	4,760 円	
	介護納付金分	1,800 円	
	後期高齢者支援金分	1,320 円	
平 等 割	7 割	医療給付費分	19,460 円
		介護納付金分	5,880 円
		後期高齢者支援金分	7,000 円
	5 割	医療給付費分	13,900 円
		介護納付金分	4,200 円
		後期高齢者支援金分	5,000 円
2 割	医療給付費分	5,560 円	
	介護納付金分	1,680 円	
	後期高齢者支援金分	2,000 円	

(3) 軽減状況の推移

【 医療給付費分 】

年度	種 別	7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		計	
		対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額
18	世 帯	2,162 世帯	116,626千円	469 世帯	26,973千円	643 世帯	13,576千円	3,274 世帯	157,175千円
	被保険者	3,591 人		1,521 人		1,832 人		6,944 人	
19	世 帯	2,164 世帯	116,158千円	447 世帯	25,399千円	682 世帯	14,132千円	3,293 世帯	155,689千円
	被保険者	3,560 人		1,424 人		1,887 人		6,871 人	
20	世 帯	1,565 世帯	61,959千円	450 世帯	16,957千円	784 世帯	11,431千円	2,799 世帯	90,347千円
	被保険者	2,422 人		1,121 人		1,823 人		5,366 人	
21	世 帯	1,608 世帯	62,564千円	480 世帯	18,687千円	817 世帯	11,652千円	2,905 世帯	92,903千円
	被保険者	2,420 人		1,246 人		1,833 人		5,499 人	
22	世 帯	1,797 世帯	70,296千円	580 世帯	23,389千円	910 世帯	12,874千円	3,287 世帯	106,559千円
	被保険者	2,770 人		1,587 人		2,035 人		6,392 人	
23	世 帯	1,697 世帯	65,668千円	531 世帯	20,458千円	828 世帯	11,574千円	3,056 世帯	97,700千円
	被保険者	2,559 人		1,362 人		1,817 人		5,738 人	
24	世 帯	1,639 世帯	63,139千円	529 世帯	20,318千円	877 世帯	11,988千円	3,045 世帯	95,445千円
	被保険者	2,436 人		1,357 人		1,863 人		5,656 人	
25	世 帯	1,580 世帯	61,402千円	442 世帯	16,529千円	799 世帯	10,838千円	2,821 世帯	88,769千円
	被保険者	2,305 人		1,083 人		1,656 人		5,044 人	
26	世 帯	1,492 世帯	63,429千円	788 世帯	29,593千円	703 世帯	11,221千円	2,983 世帯	104,243千円
	被保険者	2,192 人		1,643 人		1,593 人		5,428 人	
27	世 帯	1,557 世帯	65,840千円	793 世帯	29,660千円	615 世帯	9,613千円	2,965 世帯	105,113千円
	被保険者	2,267 人		1,636 人		1,347 人		5,250 人	
28	世 帯	1,498 世帯	63,195千円	754 世帯	27,370千円	602 世帯	9,095千円	2,854 世帯	99,660千円
	被保険者	2,134 人		1,478 人		1,254 人		4,866 人	
29	世 帯	1,480 世帯	61,680千円	762 世帯	27,060千円	603 世帯	9,073千円	2,845 世帯	97,813千円
	被保険者	2,064 人		1,447 人		1,238 人		4,749 人	
30	世 帯	1,537 世帯	63,658千円	785 世帯	28,048千円	609 世帯	9,231千円	2,931 世帯	100,937千円
	被保険者	2,122 人		1,509 人		1,264 人		4,895 人	

(3月31日現在)

【 介護納付金分 】

年度	種 別	7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		計	
		対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額
18	世 帯	883 世帯	11,775千円	153 世帯	1,794千円	483 世帯	2,028千円	1,519 世帯	15,597千円
	被保険者	1,045 人		256 人		676 人		1,977 人	
19	世 帯	851 世帯	11,335千円	159 世帯	1,842千円	486 世帯	2,033千円	1,496 世帯	15,210千円
	被保険者	1,005 人		261 人		676 人		1,942 人	
20	世 帯	795 世帯	10,425千円	308 世帯	3,237千円	503 世帯	2,097千円	1,606 世帯	15,759千円
	被保険者	913 人		432 人		696 人		2,041 人	
21	世 帯	823 世帯	10,855千円	326 世帯	3,439千円	541 世帯	2,247千円	1,690 世帯	16,541千円
	被保険者	955 人		460 人		744 人		2,159 人	
22	世 帯	996 世帯	13,372千円	412 世帯	4,475千円	621 世帯	2,609千円	2,029 世帯	20,456千円
	被保険者	1,193 人		610 人		870 人		2,673 人	
23	世 帯	897 世帯	11,871千円	376 世帯	3,986千円	562 世帯	2,333千円	1,835 世帯	18,190千円
	被保険者	1,047 人		535 人		772 人		2,354 人	
24	世 帯	842 世帯	11,075千円	359 世帯	3,784千円	569 世帯	2,341千円	1,770 世帯	17,200千円
	被保険者	972 人		506 人		770 人		2,248 人	
25	世 帯	785 世帯	10,249千円	281 世帯	2,872千円	505 世帯	2,073千円	1,571 世帯	15,194千円
	被保険者	894 人		376 人		681 人		1,951 人	
26	世 帯	685 世帯	8,904千円	424 世帯	4,169千円	402 世帯	1,690千円	1,511 世帯	14,763千円
	被保険者	774 人		531 人		564 人		1,869 人	
27	世 帯	677 世帯	8,725千円	430 世帯	4,236千円	349 世帯	1,446千円	1,456 世帯	14,407千円
	被保険者	753 人		540 人		478 人		1,771 人	
28	世 帯	666 世帯	8,523千円	381 世帯	3,656千円	341 世帯	1,403千円	1,388 世帯	13,582千円
	被保険者	731 人		457 人		462 人		1,650 人	
29	世 帯	624 世帯	7,985千円	377 世帯	3,698千円	325 世帯	-1,285千円	1,326 世帯	12,968千円
	被保険者	685 人		470 人		411 人		1,566 人	
30	世 帯	656 世帯	8,458千円	404 世帯	3,968千円	314 世帯	1,257千円	1,374 世帯	13,683千円
	被保険者	730 人		505 人		406 人		1,641 人	

(3月31日現在)

【 後期高齢者支援金分 】

年度	種 別	7 割 軽 減		5 割 軽 減		2 割 軽 減		計	
		対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額	対象者	軽減額
20	世 帯	1,565 世帯	21,279千円	450 世帯	5,766千円	784 世帯	3,895千円	2,799 世帯	30,940千円
	被保険者	2,422 人		1,121 人		1,823 人		5,366 人	
21	世 帯	1,608 世帯	21,498千円	480 世帯	6,351千円	817 世帯	3,973千円	2,905 世帯	31,822千円
	被保険者	2,420 人		1,246 人		1,833 人		5,499 人	
22	世 帯	1,797 世帯	24,133千円	580 世帯	4,475千円	910 世帯	4,389千円	3,287 世帯	32,997千円
	被保険者	2,770 人		1,587 人		2,035 人		6,392 人	
23	世 帯	1,697 世帯	22,557千円	531 世帯	6,954千円	828 世帯	3,947千円	3,056 世帯	33,458千円
	被保険者	2,559 人		1,362 人		1,817 人		5,738 人	
24	世 帯	1,639 世帯	21,698千円	529 世帯	6,905千円	877 世帯	4,091千円	3,045 世帯	32,694千円
	被保険者	2,436 人		1,357 人		1,863 人		5,656 人	
25	世 帯	1,580 世帯	21,129千円	442 世帯	5,623千円	799 世帯	3,701千円	2,821 世帯	30,453千円
	被保険者	2,305 人		1,083 人		1,656 人		5,044 人	
26	世 帯	1,492 世帯	19,807千円	788 世帯	9,033千円	703 世帯	3,411千円	2,983 世帯	32,251千円
	被保険者	2,192 人		1,643 人		1,593 人		5,428 人	
27	世 帯	1,557 世帯	20,571千円	793 世帯	9,064千円	615 世帯	2,930千円	2,965 世帯	32,565千円
	被保険者	2,267 人		1,636 人		1,347 人		5,250 人	
28	世 帯	1,498 世帯	19,803千円	754 世帯	8,395千円	602 世帯	2,779千円	2,854 世帯	30,977千円
	被保険者	2,134 人		1,478 人		1,254 人		4,866 人	
29	世 帯	1,480 世帯	19,353千円	762 世帯	8,315千円	603 世帯	2,778千円	2,845 世帯	30,446千円
	被保険者	2,064 人		1,447 人		1,238 人		4,749 人	
30	世 帯	1,537 世帯	19,986千円	785 世帯	8,609千円	609 世帯	2,824千円	2,931 世帯	31,419千円
	被保険者	2,122 人		1,509 人		1,264 人		4,895 人	

(3月31日現在)

「市町村税課税状況等の調(国民健康保険税関係)」より

4. 1人当たり保険税

年 度	1人当たり 保 険 税	算 出 方 法 (A + B) ÷ C		
		保険税調定額 (A) (一般被保険者 現年分)	保険税調定額 (B) (退職者 現年分)	国保被保険者総数 (C) (年度平均)
平成18年度	76,483 円	1,143,529,559 円	131,212,976 円	16,667 人
平成19年度	76,718 円	1,100,771,667 円	138,762,833 円	16,157 人
平成20年度	92,317 円	1,074,844,152 円	65,737,848 円	12,355 人
平成21年度	89,482 円	1,020,649,821 円	57,333,879 円	12,047 人
平成22年度	78,500 円	861,752,172 円	55,830,528 円	11,689 人
平成23年度	85,765 円	912,328,279 円	66,932,121 円	11,418 人
平成24年度	84,470 円	864,711,002 円	76,965,098 円	11,148 人
平成25年度	91,370 円	907,264,484 円	80,811,416 円	10,814 人
平成26年度	91,312 円	872,117,874 円	69,581,426 円	10,313 人
平成27年度	93,463 円	870,578,173 円	47,512,327 円	9,823 人
平成28年度	101,118 円	920,455,745 円	30,354,055 円	9,403 人
平成29年度	102,965 円	903,698,667 円	15,267,433 円	8,925 人
平成30年度	93,135 円	791,756,606 円	4,544,894 円	8,550 人

「事業年報」より

(参考) 平成18年度 全国平均 82,580円 県平均 75,189円 平成24年度 全国平均 90,882円 県平均 87,003円
 平成19年度 全国平均 84,367円 県平均 78,089円 平成25年度 全国平均 93,175円 県平均 91,967円
 平成20年度 全国平均 90,625円 県平均 88,221円 平成26年度 全国平均 93,203円 県平均 90,452円
 平成21年度 全国平均 90,908円 県平均 86,509円 平成27年度 全国平均 92,124円 県平均 88,701円
 平成22年度 全国平均 88,582円 県平均 85,221円 平成28年度 全国平均 94,140円 県平均 94,583円
 平成23年度 全国平均 89,666円 県平均 86,523円 平成29年度 全国平均 95,239円 県平均 96,427円

5. 1世帯当たり保険税

年 度	1世帯当たり 保 険 税	算 出 方 法 (A + B) ÷ C		
		保険税調定額 (A) (一般被保険者 現年分)	保険税調定額 (B) (退職者 現年分)	国保総世帯数 (C) (年度平均)
平成18年度	179,871 円	1,143,529,559 円	131,212,976 円	7,087 世帯
平成19年度	177,000 円	1,100,771,667 円	138,762,833 円	7,003 世帯
平成20年度	189,528 円	1,074,844,152 円	65,737,848 円	6,018 世帯
平成21年度	184,397 円	1,020,649,821 円	57,333,879 円	5,846 世帯
平成22年度	158,505 円	861,752,172 円	55,830,528 円	5,789 世帯
平成23年度	170,692 円	912,328,279 円	66,932,121 円	5,737 世帯
平成24年度	165,642 円	864,711,002 円	76,965,098 円	5,685 世帯
平成25年度	176,253 円	907,264,484 円	80,811,416 円	5,606 世帯
平成26年度	172,441 円	872,117,874 円	69,581,426 円	5,461 世帯
平成27年度	172,801 円	870,578,173 円	47,512,327 円	5,313 世帯
平成28年度	183,731 円	920,455,745 円	30,354,055 円	5,175 世帯
平成29年度	183,646 円	903,698,667 円	15,267,433 円	5,004 世帯
平成30年度	162,610 円	791,756,606 円	4,544,894 円	4,897 世帯

「事業年報」より

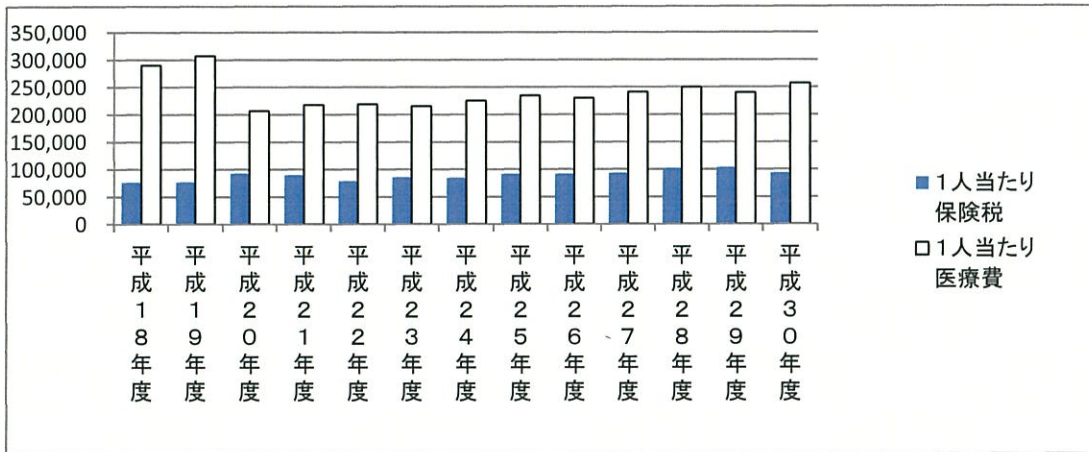
(参考) 平成18年度 全国平均 154,524円 県平均 155,860円 平成24年度 全国平均 156,322円 県平均 156,745円
 平成19年度 全国平均 155,665円 県平均 158,525円 平成25年度 全国平均 158,464円 県平均 163,016円
 平成20年度 全国平均 157,695円 県平均 164,940円 平成26年度 全国平均 156,508円 県平均 157,374円
 平成21年度 全国平均 160,122円 県平均 162,294円 平成27年度 全国平均 152,352円 県平均 151,497円
 平成22年度 全国平均 154,876円 県平均 157,719円 平成28年度 全国平均 152,930円 県平均 158,272円
 平成23年度 全国平均 155,689円 県平均 158,228円 平成29年度 全国平均 151,767円 県平均 158,182円

6. 1人当たり保険税と1人当たり医療費・療養諸費の関係

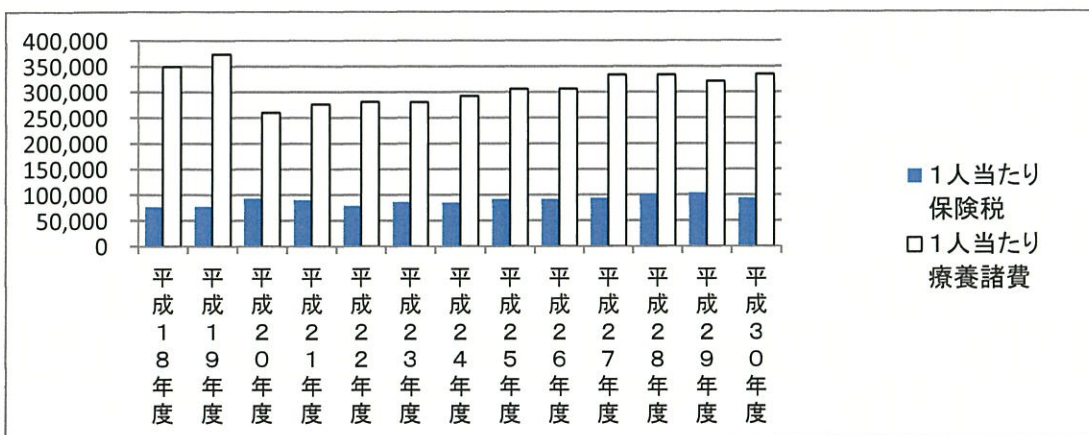
年 度	1人当たり 保険税	1人当たり 医療費	1人当たり 療養諸費
平成18年度	76,483 円	290,821 円	349,829 円
平成19年度	76,718 円	307,227 円	373,671 円
平成20年度	92,317 円	207,243 円	260,323 円
平成21年度	89,482 円	217,879 円	276,435 円
平成22年度	78,500 円	219,360 円	281,173 円
平成23年度	85,765 円	215,600 円	280,644 円
平成24年度	84,470 円	225,755 円	292,541 円
平成25年度	91,370 円	234,806 円	306,605 円
平成26年度	91,312 円	230,467 円	306,261 円
平成27年度	93,463 円	241,739 円	333,836 円
平成28年度	101,118 円	250,328 円	333,806 円
平成29年度	102,965 円	240,337 円	321,511 円
平成30年度	93,135 円	251,141 円	335,159 円

年 度	1人当たり療養諸費算定方法 A÷B	
	療養諸費合計 (A)	国保被保険者数 (B)(年度平均)
平成18年度	5,830,600,197 円	16,667 人
平成19年度	6,037,398,416 円	16,157 人
平成20年度	3,216,288,803 円	12,355 人
平成21年度	3,330,210,577 円	12,047 人
平成22年度	3,286,633,822 円	11,689 人
平成23年度	3,204,397,952 円	11,418 人
平成24年度	3,261,251,875 円	11,148 人
平成25年度	3,315,627,562 円	10,814 人
平成26年度	3,158,471,895 円	10,313 人
平成27年度	3,279,271,790 円	9,823 人
平成28年度	3,138,773,665 円	9,403 人
平成29年度	2,869,486,936 円	8,925 人
平成30年度	2,865,607,712 円	8,550 人

【1人当たり保険税と1人当たり医療費】



【1人当たり保険税と1人当たり療養諸費】



7. 年度別保険税収納状況

(1) 年度別国保税収納内訳

年度	区分	調定額 (円)	収納額 (円)	不納欠損額 (円)	未納額 (円)	還付未済額 (円)	収納率 (%)
平成18年度	現年分	1,274,742,535	1,181,796,401	382,800	92,651,134	87,800	92.70
	繰越分	327,963,826	43,118,466	44,709,538	240,135,822	0	13.15
	計	1,602,706,361	1,224,914,867	45,092,338	332,786,956	87,800	76.43
平成19年度	現年分	1,239,534,500	1,149,768,143	0	89,875,757	109,400	92.75
	繰越分	330,046,656	57,567,436	35,856,110	236,623,110	0	17.44
	計	1,569,581,156	1,207,335,579	35,856,110	326,498,867	109,400	76.92
平成20年度	現年分	1,140,582,000	1,056,518,113	0	84,063,887	0	92.63
	繰越分	323,424,167	43,507,903	50,157,114	229,759,150	0	13.45
	計	1,464,006,167	1,100,026,016	50,157,114	313,823,037	0	75.14
平成21年度	現年分	1,077,983,700	991,573,128	0	86,410,572	0	91.98
	繰越分	309,851,837	45,031,230	44,194,548	220,626,059	0	14.53
	計	1,387,835,537	1,036,604,358	44,194,548	307,036,631	0	74.69
平成22年度	現年分	917,582,700	835,508,222	0	82,074,478	0	91.06
	繰越分	304,979,396	41,333,477	51,390,045	212,255,874	0	13.55
	計	1,222,562,096	876,841,699	51,390,045	294,330,352	0	71.72
平成23年度	現年分	979,260,400	901,853,770	0	77,406,630	0	92.10
	繰越分	291,986,352	45,751,650	44,972,142	201,262,560	0	15.67
	計	1,271,246,752	947,605,420	44,972,142	278,669,190	0	74.54
平成24年度	現年分	941,676,100	866,457,175	0	75,222,625	3,700	92.01
	繰越分	276,394,690	53,341,687	34,843,335	188,209,668	0	19.30
	計	1,218,070,790	919,798,862	34,843,335	263,432,293	3,700	75.51
平成25年度	現年分	988,075,900	904,979,411	0	83,139,589	43,100	91.59
	繰越分	260,874,240	48,616,838	35,244,952	177,012,450	0	18.64
	計	1,248,950,140	953,596,249	35,244,952	260,152,039	43,100	76.35
平成26年度	現年分	941,699,300	855,483,130	0	86,219,370	3,200	90.84
	繰越分	256,756,887	51,289,273	35,428,902	170,038,712	0	19.98
	計	1,198,456,187	906,772,403	35,428,902	256,258,082	3,200	75.66
平成27年度	現年分	918,090,500	844,712,900	0	73,430,600	53,000	92.00
	繰越分	252,981,082	47,671,694	29,561,924	175,747,464	0	18.84
	計	1,171,071,582	892,384,594	29,561,924	249,178,064	53,000	76.20
平成28年度	現年分	950,809,800	875,709,245	79,700	75,020,855	0	92.10
	繰越分	247,783,124	51,279,180	24,651,968	171,851,976	0	20.70
	計	1,198,592,924	926,988,425	24,731,668	246,872,831	0	77.34
平成29年度	現年分	918,966,100	856,883,933	6,700	62,110,467	35,000	93.24
	繰越分	245,332,731	44,274,295	18,474,800	182,631,336	47,700	18.03
	計	1,164,298,831	901,158,228	18,481,500	244,741,803	82,700	77.39
平成30年度	現年分	796,301,500	743,936,089	27,400	52,338,011	0	93.42
	繰越分	241,556,940	46,697,950	20,487,362	174,371,628	0	19.33
	計	1,037,858,440	790,634,039	20,514,762	226,709,639	0	76.18

(参考) 現年分収納率 平成18年度 全国平均 90.39% 県平均 90.15% 平成24年度 全国平均 89.86% 県平均 88.69%
 平成19年度 全国平均 90.49% 県平均 89.97% 平成25年度 全国平均 90.42% 県平均 88.84%
 平成20年度 全国平均 88.35% 県平均 88.22% 平成26年度 全国平均 90.95% 県平均 89.10%
 平成21年度 全国平均 88.01% 県平均 87.59% 平成27年度 全国平均 91.45% 県平均 89.76%
 平成22年度 全国平均 88.60% 県平均 87.74% 平成28年度 全国平均 91.92% 県平均 91.05%
 平成23年度 全国平均 89.39% 県平均 88.30% 平成29年度 全国平均 92.45% 県平均 91.96%

(2) 国保税収納区分別の内訳(現年分)

年度	区 分	納税組合	口座振替	自主納付	特別徴収	合 計
平成18年度	対象世帯数	3,181 世帯	428 世帯	3,616 世帯	— 世帯	7,225 世帯
	保険税調定額(A)	592,201 千円	84,854 千円	597,685 千円	— 千円	1,274,740 千円
	保険税収納額(B)	592,201 千円	77,693 千円	511,901 千円	— 千円	1,181,795 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	91.6 %	85.6 %	— %	92.7 %
	収納額構成比	50.0 %	7.0 %	43.0 %	— %	100.0 %
平成19年度	対象世帯数	3,072 世帯	447 世帯	4,107 世帯	— 世帯	7,626 世帯
	保険税調定額(A)	564,094 千円	84,776 千円	590,664 千円	— 千円	1,239,534 千円
	保険税収納額(B)	564,094 千円	79,671 千円	506,002 千円	— 千円	1,149,767 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	94.0 %	85.7 %	— %	92.8 %
	収納額構成比	49.1 %	6.9 %	44.0 %	— %	100.0 %
平成20年度	対象世帯数	2,098 世帯	350 世帯	3,014 世帯	626 世帯	6,088 世帯
	保険税調定額(A)	403,666 千円	80,163 千円	601,274 千円	55,479 千円	1,140,582 千円
	保険税収納額(B)	403,666 千円	74,936 千円	522,437 千円	55,479 千円	1,056,518 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	93.5 %	86.9 %	100.0 %	380.4 %
	収納額構成比	38.2 %	7.1 %	49.4 %	5.3 %	100.0 %
平成21年度	対象世帯数	1,998 世帯	460 世帯	2,562 世帯	494 世帯	5,514 世帯
	保険税調定額(A)	388,623 千円	83,921 千円	558,086 千円	47,354 千円	1,077,984 千円
	保険税収納額(B)	388,623 千円	80,209 千円	475,387 千円	47,354 千円	991,573 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	93.5 %	85.2 %	100.0 %	92.0 %
	収納額構成比	39.2 %	8.1 %	47.9 %	4.8 %	100.0 %
平成22年度	対象世帯数	1,671 世帯	593 世帯	3,127 世帯	542 世帯	5,933 世帯
	保険税調定額(A)	282,415 千円	106,533 千円	480,404 千円	48,231 千円	917,583 千円
	保険税収納額(B)	282,415 千円	103,895 千円	400,967 千円	48,231 千円	835,508 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	97.5 %	83.5 %	100.0 %	91.1 %
	収納額構成比	33.8 %	12.4 %	48.0 %	5.8 %	100.0 %
平成23年度	対象世帯数	1,588 世帯	681 世帯	3,086 世帯	752 世帯	6,107 世帯
	保険税調定額(A)	300,468 千円	133,911 千円	497,159 千円	47,722 千円	979,260 千円
	保険税収納額(B)	300,468 千円	127,019 千円	426,644 千円	47,722 千円	901,853 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	94.9 %	85.8 %	100.0 %	92.1 %
	収納額構成比	33.3 %	14.1 %	47.3 %	5.3 %	100.0 %
平成24年度	対象世帯数	1,471 世帯	744 世帯	3,096 世帯	728 世帯	6,039 世帯
	保険税調定額(A)	268,536 千円	137,552 千円	487,142 千円	48,447 千円	941,677 千円
	保険税収納額(B)	268,536 千円	131,393 千円	418,081 千円	48,447 千円	866,457 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	95.5 %	85.8 %	100.0 %	92.0 %
	収納額構成比	31.0 %	15.2 %	48.3 %	5.6 %	100.0 %
平成25年度	対象世帯数	1,287 世帯	810 世帯	3,105 世帯	757 世帯	5,959 世帯
	保険税調定額(A)	263,762 千円	158,754 千円	512,163 千円	53,397 千円	988,076 千円
	保険税収納額(B)	263,762 千円	152,844 千円	434,933 千円	53,397 千円	904,936 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	96.3 %	84.9 %	100.0 %	91.6 %
	収納額構成比	29.1 %	16.9 %	48.1 %	5.9 %	100.0 %
平成26年度	対象世帯数	1,158 世帯	845 世帯	3,041 世帯	827 世帯	5,871 世帯
	保険税調定額(A)	219,227 千円	164,746 千円	500,594 千円	57,132 千円	941,699 千円
	保険税収納額(B)	219,227 千円	152,122 千円	426,999 千円	57,132 千円	855,480 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	92.3 %	85.3 %	100.0 %	90.8 %
	収納額構成比	25.6 %	17.8 %	49.9 %	6.7 %	100.0 %
平成27年度	対象世帯数	1,034 世帯	855 世帯	2,935 世帯	910 世帯	5,734 世帯
	保険税調定額(A)	201,461 千円	163,269 千円	495,236 千円	58,124 千円	918,090 千円
	保険税収納額(B)	201,461 千円	158,140 千円	426,935 千円	58,124 千円	844,660 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	96.9 %	86.2 %	100.0 %	92.0 %
	収納額構成比	23.9 %	18.7 %	50.5 %	6.9 %	100.0 %
平成28年度	対象世帯数	961 世帯	856 世帯	2,852 世帯	948 世帯	5,617 世帯
	保険税調定額(A)	211,757 千円	181,717 千円	495,013 千円	62,323 千円	950,810 千円
	保険税収納額(B)	211,757 千円	174,523 千円	427,106 千円	62,323 千円	875,709 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	96.0 %	86.3 %	100.0 %	92.1 %
	収納額構成比	24.2 %	19.9 %	48.8 %	7.1 %	100.0 %
平成29年度	対象世帯数	892 世帯	823 世帯	3,107 世帯	1,030 世帯	5,852 世帯
	保険税調定額(A)	200,724 千円	181,521 千円	468,002 千円	68,719 千円	918,966 千円
	保険税収納額(B)	200,724 千円	174,873 千円	412,537 千円	68,715 千円	856,849 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	96.3 %	88.1 %	100.0 %	93.2 %
	収納額構成比	23.4 %	20.4 %	48.1 %	8.0 %	100.0 %
平成30年度	対象世帯数	827 世帯	872 世帯	2,725 世帯	1,080 世帯	5,504 世帯
	保険税調定額(A)	149,925 千円	161,270 千円	414,275 千円	70,832 千円	796,302 千円
	保険税収納額(B)	149,925 千円	155,891 千円	367,288 千円	70,832 千円	743,936 千円
	収納割合(B)/(A)	100.0 %	96.7 %	88.7 %	100.0 %	93.4 %
	収納額構成比	20.2 %	21.0 %	49.4 %	9.5 %	100.0 %

(3) 納税貯蓄組合の状況(国保税関係分)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
組 合 数	135	130	117	117	102	99	
組 合 員 数	3,181 世帯	3,072 世帯	2,098 世帯	1,998 世帯	1,671 世帯	1,588 世帯	
賦課期日・納期	4月1日 年7回 (7月～1月)						
事務費補助金	納期内納付の場合は納付額の2/100 年度内納付の場合は納付額の1/100					納期内納付の場合は納付額の2/100 年度内納付の場合は納付額の1/100 と 事務に要した一定の経費	のいずれか少ない額
補助金額実績	11,486,620円	10,850,860円	8,597,080円	7,662,140円	5,620,710円	5,911,060円	
連合会補助金	365,000円	365,000円	365,000円	365,000円	365,000円	365,000円	
加 入 率	44.0 %	40.3 %	34.5 %	36.2 %	28.2 %	26.0 %	
国保税納付状況							
調 定 額	592,201,740円	564,094,000円	403,666,400円	388,623,100円	282,415,400円	300,468,400円	
納 入 額	592,201,740円	564,094,000円	403,666,400円	388,623,100円	282,415,400円	300,468,400円	
納入割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
組 合 数	95	84	77	71	70	68	
組 合 員 数	1,471 世帯	1,287 世帯	1,158 世帯	1,034 世帯	961 世帯	892 世帯	
賦課期日・納期	4月1日 年7回 (7月～1月)						
事務費補助金	〔納期内納付の場合は納付額の2/100〕 〔年度内納付の場合は納付額の1/100〕 と 〔事務に要した一定の経費〕					のいずれか少ない額	
補助金額実績	5,301,520円	5,190,050円	4,330,620円	4,098,780円	4,152,610円	3,928,650円	
連合会補助金	365,000円	365,000円	465,000円	465,000円	465,000円	465,000円	
加 入 率	24.4 %	21.6 %	19.7 %	18.0 %	17.1 %	15.2 %	
国保税納付状況							
調 定 額	268,536,000円	263,762,500円	219,226,700円	201,460,900円	211,757,200円	200,723,900円	
納 入 額	268,536,000円	263,762,500円	219,226,700円	201,460,900円	211,757,200円	200,723,900円	
納入割合	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %	
	平成30年度						
組 合 数	64						
組 合 員 数	827 世帯						
賦課期日・納期	4月1日 年7回 (7月～1月)						
事務費補助金	〔納期内納付の場合は納付額の2/100〕 〔年度内納付の場合は納付額の1/100〕 と 〔事務に要した一定の経費〕					のいずれか少ない額	
補助金額実績	2,960,430円						
連合会補助金	465,000円						
加 入 率	15.0 %						
国保税納付状況							
調 定 額	149,924,600円						
納 入 額	149,924,600円						
納入割合	100.0 %						

3. 保険財政

1. 国民健康保険特別会計の決算について	22
2. 平成30年度決算の状況	28

1. 国民健康保険特別会計の決算について

【歳入】

科目		年度		平成18年度		前年比		平成19年度		前年比		平成20年度		前年比		平成21年度		前年比		平成22年度		前年比		平成23年度		前年比	
		千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%
保 険 税	一般 被保険者 分	医療給付費分	962,599	—	942,447	△ 2.1	691,812	△ 26.6	648,013	△ 6.3	542,736	△ 16.2	575,109	6.0													
		後期高齢者支援金分	—	—	—	—	218,867	—	211,739	△ 3.3	182,179	△ 14.0	196,468	7.8													
		介護納付金分	132,263	—	127,397	△ 3.7	123,698	△ 2.9	118,894	△ 3.9	97,569	△ 17.9	109,723	12.5													
		一般被保険者等分計	1,094,862	—	1,069,844	△ 2.3	1,034,377	△ 3.3	978,646	△ 5.4	822,484	△ 16.0	881,300	7.2													
	退職 被保険者 等分	医療給付費分	117,662	—	124,878	6.1	39,289	△ 68.5	34,457	△ 12.3	31,733	△ 7.9	38,702	22.0													
		後期高齢者支援金分	—	—	—	—	12,729	—	11,283	△ 11.4	10,885	△ 3.5	13,445	23.5													
		介護納付金分	12,390	—	12,614	1.8	13,631	8.1	12,218	△ 10.4	11,740	△ 3.9	14,158	20.6													
		退職被保険者等分計	130,052	—	137,492	5.7	65,649	△ 52.3	57,958	△ 11.7	54,358	△ 6.2	66,305	22.0													
	計		1,224,914	—	1,207,336	△ 1.4	1,100,026	△ 8.9	1,036,604	△ 5.8	876,842	△ 15.4	947,605	8.1													
	国 庫 支 出 金	療養給付費等負担金	959,043	—	987,069	2.9	952,257	△ 3.5	805,669	△ 15.4	881,496	9.4	837,285	△ 5.0													
高額医療費共同事業負担金		26,320	—	25,199	△ 4.3	19,451	△ 22.8	19,331	△ 0.6	25,152	30.1	24,913	△ 1.0														
特定健康診査等負担金		—	—	—	—	2,794	—	3,340	19.5	4,293	28.5	4,957	15.5														
普通調整交付金		444,025	—	482,536	8.7	408,478	△ 15.3	408,804	0.1	411,542	0.7	358,355	△ 12.9														
特別調整交付金		6,437	—	14,572	126.4	6,382	△ 56.2	35,057	449.3	41,342	17.9	40,913	△ 1.0														
出産育児一時金補助金		—	—	—	—	—	—	540	皆増	1,000	85.2	600	△ 40.0														
高齢者医療制度円滑運営 事業費補助金		—	—	—	—	596	皆増	224	△ 62.4	185	△ 17.4	258	39.5														
国民健康保険制度関係業務 準備事業費補助金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
災害臨時特例補助金		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	609	皆増														
計		1,435,825	—	1,509,376	5.1	1,389,958	△ 8.0	1,272,965	△ 8.4	1,365,010	7.2	1,267,890	△ 7.1														
療養給付費等交付金	393,168	—	475,068	20.8	174,863	△ 63.2	237,235	35.7	177,304	△ 25.3	279,382	57.6															
前期高齢者交付金	—	—	—	—	560,866	—	719,613	28.3	674,411	△ 6.3	646,613	△ 4.1															
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	26,320	—	25,199	△ 4.3	19,451	△ 22.8	19,331	△ 0.6	25,152	30.1	24,913	△ 1.0														
	特定健康診査等負担金	—	—	—	—	2,794	—	3,340	19.5	4,293	28.5	4,957	15.5														
	普通調整交付金	185,309	—	187,808	1.3	157,277	△ 16.3	156,256	△ 0.6	160,375	2.6	155,440	△ 3.1														
	特別調整交付金	1,251	—	17,512	1,299.8	18,961	8.3	13,679	△ 27.9	15,341	12.2	19,529	27.3														
共同事業 交付金	高額医療費共同事業交付金	77,303	—	99,675	28.9	71,400	△ 28.4	61,275	△ 14.2	107,790	75.9	95,237	△ 11.6														
	保険財政共同安定化事業交付金	209,699	—	447,405	113.4	393,403	△ 12.1	428,530	8.9	421,686	△ 1.6	368,917	△ 12.5														
繰 入 金	一般 会計	保険基金安定(保険税軽減分)	172,342	—	167,732	△ 2.7	130,479	△ 22.2	134,416	3.0	156,689	16.6	144,843	△ 7.6													
		保険基金安定(保険者支援分)	34,590	—	33,669	△ 2.7	23,916	△ 29.0	28,834	20.6	33,094	14.8	26,497	△ 19.9													
		職員給与費等	85,724	—	72,219	△ 15.8	80,539	11.5	77,182	△ 4.2	77,733	0.7	86,826	11.7													
		出産育児一時金等	12,967	—	11,433	△ 11.8	11,693	2.3	9,860	△ 15.7	11,140	13.0	9,780	△ 12.2													
		財政安定化支援事業	40,635	—	35,629	△ 12.3	33,648	△ 5.6	26,672	△ 20.7	37,173	39.4	30,622	△ 17.6													
	その他一般会計繰入金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
基金等	53,592	—	48,203	△ 10.1	0	皆減	81,995	—	0	皆減	39,000	皆増															
繰越金	42	—	13,362	31,795.3	978	△ 92.7	971	△ 0.7	541	△ 44.3	61	△ 88.7															
その他の収入	29,489	—	12,187	△ 58.7	8,784	△ 23.0	13,050	48.6	13,700	5.0	12,897	△ 5.9															
合計	3,983,170	—	4,363,813	9.6	4,179,036	△ 4.2	4,321,808	3.4	4,158,274	△ 3.8	4,161,009	0.1															

科目		年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%		
保 險 税	一般被保険者分	医療給付費分	551,681	△ 4.1	572,970	3.9	562,280	△ 1.9	566,762	0.8	600,722	6.0	593,514	△ 1.2	
		後期高齢者支援金分	189,510	△ 3.5	197,864	4.4	182,705	△ 7.7	184,611	1.0	197,337	6.9	195,419	△ 1.0	
		介護納付金分	101,275	△ 7.7	103,481	2.2	92,918	△ 10.2	93,533	0.7	98,063	4.8	95,520	△ 2.6	
		一般被保険者分計	842,466	△ 4.4	874,315	3.8	837,903	△ 4.2	844,906	0.8	896,122	6.1	884,453	△ 1.3	
	退職被保険者等分	医療給付費分	45,296	17.0	46,464	2.6	41,571	△ 10.5	28,702	△ 31.0	18,649	△ 35.0	10,100	△ 45.8	
		後期高齢者支援金分	15,668	16.5	16,210	3.5	13,505	△ 16.7	9,334	△ 30.9	6,107	△ 34.6	3,314	△ 45.7	
		介護納付金分	16,369	15.6	16,607	1.5	13,793	△ 16.9	9,442	△ 31.5	6,110	△ 35.3	3,291	△ 46.1	
		退職被保険者等分計	77,333	16.6	79,281	2.5	68,869	△ 13.1	47,478	△ 31.1	30,866	△ 35.0	16,705	△ 45.9	
	計		919,799	△ 2.9	953,596	3.7	906,772	△ 4.9	892,384	△ 1.6	926,988	3.9	901,158	△ 2.8	
	国庫支出金	療養給付費等負担金	761,889	△ 9.0	818,176	7.4	761,137	△ 7.0	732,662	△ 3.7	824,570	12.5	639,222	△ 22.5	
高額医療費共同事業負担金		23,594	△ 5.3	24,127	2.3	23,973	△ 0.6	25,407	6.0	34,601	36.2	31,806	△ 8.1		
特定健康診査等負担金		4,829	△ 2.6	5,109	5.8	5,028	△ 1.6	5,375	6.9	5,471	1.8	5,004	△ 8.5		
普通調整交付金		340,057	△ 5.1	307,780	△ 9.5	342,254	11.2	307,451	△ 10.2	279,129	△ 9.2	211,349	△ 24.3		
特別調整交付金		48,183	17.8	58,199	20.8	60,660	4.2	54,679	△ 9.9	56,640	3.6	47,208	△ 16.7		
出産育児一時金補助金		90	△ 85.0	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金		252	△ 2.3	260	3.2	0	△ 100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金		-	-	-	-	-	-	-	-	1,620	皆増	2,289	41.3		
災害臨時特例補助金		193	△ 68.3	146	△ 24.4	180	23.3	195	8.3	118	△ 39.5	80	△ 32.2		
計		1,179,087	△ 7.0	1,213,797	2.9	1,193,232	△ 1.7	1,125,769	△ 5.7	1,202,149	6.8	936,958	△ 22.1		
療養給付費等交付金	315,305	12.9	305,722	△ 3.0	293,163	△ 4.1	247,917	△ 15.4	128,766	△ 48.1	67,396	△ 47.7			
前期高齢者交付金	741,753	14.7	648,001	△ 12.6	706,387	9.0	695,584	△ 1.5	644,793	△ 7.3	973,259	50.9			
県支出金	高額医療費共同事業負担金	23,594	△ 5.3	24,127	2.3	23,973	△ 0.6	25,407	6.0	34,601	36.2	26,861	△ 22.4		
	特定健康診査等負担金	4,829	△ 2.6	5,109	5.8	5,028	△ 1.6	5,484	9.1	5,362	△ 2.2	5,004	△ 6.7		
	普通調整交付金	199,501	28.3	200,814	0.7	201,816	0.5	166,723	△ 17.4	168,224	0.9	120,331	△ 28.5		
	特別調整交付金	18,702	△ 4.2	21,943	17.3	18,358	△ 16.3	63,326	245.0	36,652	△ 42.1	61,050	66.6		
共同事業交付金	高額医療費共同事業交付金	72,652	△ 23.7	108,081	48.8	114,046	5.5	113,824	△ 0.2	161,992	42.3	79,240	△ 51.1		
	保険財政共同安定化事業交付金	397,757	7.8	396,314	△ 0.4	356,626	△ 10.0	951,501	166.8	1,008,432	6.0	870,479	△ 13.7		
繰入金	一般会計	保険基盤安定(保険税軽減)	141,787	△ 2.1	131,045	△ 7.6	157,182	19.9	158,549	0.9	150,054	△ 5.4	150,025	0.0	
		保険基盤安定(保険者支援)	28,058	5.9	25,497	△ 9.1	30,636	20.2	84,156	174.7	83,541	△ 0.7	83,729	0.2	
		職員給与費等	75,694	△ 12.8	74,853	△ 1.1	77,293	3.3	67,189	△ 13.1	62,484	△ 7.0	60,093	△ 3.8	
		出産育児一時金等	10,520	7.6	10,040	△ 4.6	10,060	0.2	8,357	△ 16.9	7,280	△ 12.9	6,699	△ 8.0	
		財政安定化支援事業	45,175	47.5	38,912	△ 13.9	50,412	29.6	49,503	△ 1.8	49,685	0.4	39,300	△ 20.9	
	その他一般会計繰入金	-	-	-	-	2,734	皆増	2,659	△ 2.7	3,381	27.2	3,466	2.5		
基金等	23,000	△ 41.0	123,000	434.8	0	△ 100.0	132,000	皆増	0	△ 100.0	0	0.0			
繰越金	375	514.8	163	△ 56.5	907	456.4	781	△ 13.9	160	△ 79.5	829	418.1			
その他の収入	4,845	△ 62.4	3,032	△ 37.4	2,083	△ 31.3	2,061	△ 1.1	3,023	46.7	4,583	51.6			
合計	4,202,433	1.0	4,284,046	1.9	4,150,708	△ 3.1	4,793,174	15.5	4,677,567	△ 2.4	4,390,460	△ 6.1			

科 目		年 度	平成30年度	前年比
			千円	増減%
保 險 税	一般 被 保 険 者 分	医療給付費分	530,951	△ 10.5
		後期高齢者支援金分	173,145	△ 11.4
		介護納付金分	80,874	△ 15.3
		一般被保険者分計	784,970	△ 11.2
	退職 被 保 険 者 等 分	医療給付費分	3,421	△ 66.1
		後期高齢者支援金分	1,112	△ 66.4
		介護納付金分	1,131	△ 65.6
		退職被保険者等分計	5,664	△ 66.1
計		790,634	△ 12.3	
国 庫 支 出 金		—	皆減	
県 支 出 金	普 通 交 付 金		2,366,791	—
	特 別 交 付 金	保険者努力支援分	16,786	—
		特別調整交付金(市町村分)	11,990	—
		直営診療施設特別調整交付金	5,969	—
		県繰入金(2号分)	82,787	—
		特定健康診査等負担金	10,070	—
	計		127,602	—
繰 入 金	一 般 会 計	保険基盤安定(保険税軽減分)	154,859	3.2
		保険基盤安定(保険者支援分)	80,059	△ 4.4
		職員給与費等	60,537	0.7
		出産育児一時金等	3,920	△ 41.5
		財政安定化支援事業	30,933	△ 21.3
		その他一般会計繰入金	3,598	3.8
基 金 等		0	0.0	
繰 越 金		387	△ 53.3	
そ の 他 の 収 入		4,469	△ 2.5	
合 計		3,623,789	△ 17.5	

【歳出】

年 度		平成18年度	前年比	平成19年度	前年比	平成20年度	前年比	平成21年度	前年比	平成22年度	前年比	平成23年度	前年比	
		千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	
総 務 費		90,584	-	114,903	26.8	97,356	△ 15.3	92,412	△ 5.1	93,720	1.4	98,678	5.3	
保 険 給 付 費	一 般 被 保 険 者 分	療 養 給 付 費	1,811,660	-	1,964,058	8.4	2,155,404	9.7	2,282,996	5.9	2,212,230	△ 3.1	2,108,796	△ 4.7
		療 養 費	18,387	-	19,499	6.0	21,186	8.7	19,700	△ 7.0	19,063	△ 3.2	17,801	△ 6.6
		小 計	1,830,047	-	1,983,557	14.4	2,176,590	9.7	2,302,696	5.8	2,231,293	△ 3.1	2,126,597	△ 4.7
		高 額 療 養 費	174,284	-	189,066	8.5	230,994	22.2	251,200	8.7	264,474	5.3	243,386	△ 8.0
		出 産 育 児 諸 費	19,450	-	17,150	△ 11.8	17,540	2.3	15,170	△ 13.5	17,550	15.7	15,060	△ 14.2
		葬 祭 諸 費	16,050	-	14,500	△ 9.7	3,450	△ 76.2	3,550	2.9	3,800	7.0	2,450	△ 35.5
		計	2,039,831	-	2,204,273	1.4	2,428,574	10.2	2,572,616	5.9	2,517,117	△ 2.2	2,387,493	△ 5.1
	退 職 被 保 険 者 等 分	療 養 給 付 費・療 養 費	428,825	-	490,595	14.4	168,892	△ 65.6	119,902	△ 29.0	161,850	35.0	210,024	29.8
		高 額 療 養 費	32,232	-	34,931	8.4	23,455	△ 32.9	11,248	△ 52.0	16,734	48.8	34,227	104.5
		小 計	461,057	-	525,526	22.8	192,347	△ 63.4	131,150	△ 31.8	178,584	36.2	244,251	36.8
		審 査 支 払 手 数 料	9,374	-	9,722	3.7	9,848	1.3	9,804	△ 0.4	9,498	△ 3.1	9,344	△ 1.6
		計	2,510,262	-	2,739,521	27.9	2,630,769	△ 4.0	2,713,570	3.1	2,705,199	△ 0.3	2,641,088	△ 2.4
	後 期 高 齢 者 支 援 金 等	後 期 高 齢 者 支 援 金		-		-	509,220	-	548,519	7.7	471,434	△ 14.1	508,538	7.9
事 務 費 拠 出 金			-		-	80	-	75	△ 6.3	63	△ 16.0	52	△ 17.5	
計		0	-	0	-	509,300	-	548,594	7.7	471,497	△ 14.1	508,590	7.9	
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	前 期 高 齢 者 納 付 金		-		-	613	-	1,493	143.6	768	△ 48.6	1,461	90.2	
	事 務 費 拠 出 金		-		-	73	-	67	△ 8.2	62	△ 7.5	51	△ 17.7	
	計	0	-	0	0.0	686	-	1,560	127.4	830	△ 46.8	1,512	82.2	
老 人 保 健 拠 出 金	医 療 費 拠 出 金	686,905	-	650,279	△ 5.3	103,535	△ 84.1	12,572	△ 87.9	0	△ 100.0	0	#DIV/0!	
	事 務 費 拠 出 金	9,674	-	9,384	△ 3.0	846	△ 91.0	40	△ 95.3	34	△ 15.0	32	△ 5.9	
	計	696,579	-	659,663	△ 8.3	104,381	△ 84.2	12,612	△ 87.9	34	△ 99.7	32	△ 5.9	
介 護 納 付 金		282,487	-	267,341	△ 5.4	247,747	△ 7.3	240,269	△ 3.0	242,935	1.1	261,853	7.8	
共 同 事 業 拠 出 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 拠 出 金	104,183	-	99,733	△ 4.3	77,460	△ 22.3	76,975	△ 0.6	99,760	29.6	98,969	△ 0.8	
	保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 拠 出 金	214,518	-	432,986	101.8	389,586	△ 10.0	412,811	6.0	419,877	1.7	424,065	1.0	
	そ の 他	0	-	1	-	1	△ 18.5	1	0.0	1	0.0	1	0.0	
保 健 事 業 費		6,747	-	6,159	△ 8.7	27,629	348.6	31,608	14.4	32,345	2.3	32,628	0.9	
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	-	-	-	-	16,564	-	16,973	2.5	19,632	15.7	26,855	36.8	
	そ の 他 保 健 事 業 費	6,747	-	6,159	△ 8.7	11,065	79.7	14,635	32.3	12,713	△ 13.1	5,773	△ 54.6	
直 診 勘 定 繰 出 金		6,437	-	6,404	△ 0.5	6,382	△ 0.3	10,621	66.4	6,206	△ 41.6	8,620	38.9	
基 金 等 積 立 金		98	-	474	385.0	46,699	9,756.8	1,092	△ 97.7	794	△ 27.3	383	△ 51.8	
公 債 費		206	-	85	△ 58.8	338	297.4	82	△ 75.7	31	△ 62.2	7	△ 77.4	
そ の 他 の 支 出		50,708	-	23,566	△ 53.5	20,731	△ 12.0	113,061	445.4	20,984	△ 81.4	70,208	234.6	
合 計		3,962,809	-	4,350,836	9.8	4,159,065	△ 4.4	4,255,268	2.3	4,094,213	△ 3.8	4,146,634	1.3	

科 目		年 度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%	千円	増減%		
総 務 費		85,858	△ 13.0	84,688	△ 1.4	86,498	2.1	74,909	△ 13.4	71,571	△ 4.5	69,423	△ 3.0		
保 險 給 付 費	一 般 被 保 険 者 分	療 養 給 付 費	2,156,337	2.3	2,177,706	1.0	2,082,496	△ 4.4	2,191,176	5.2	2,171,566	△ 0.9	2,022,680	△ 6.9	
		療 養 費	17,456	△ 1.9	14,180	△ 18.8	13,829	△ 2.5	15,522	12.2	12,567	△ 19.0	12,404	△ 1.3	
		小 計	2,173,793	2.2	2,191,886	0.8	2,096,325	△ 4.4	2,206,698	5.3	2,184,133	△ 1.0	2,035,084	△ 6.8	
		高 額 療 養 費	257,828	5.9	278,126	7.9	256,472	△ 7.8	285,650	11.4	317,895	11.3	272,008	△ 14.4	
		出 産 育 児 諸 費	15,870	5.4	15,060	△ 5.1	15,090	0.2	12,535	△ 16.9	10,920	△ 12.9	10,048	△ 8.0	
		葬 祭 諸 費	3,200	30.6	3,000	△ 6.3	3,800	26.7	3,500	△ 7.9	2,600	△ 25.7	3,250	25.0	
		計	2,450,691	2.6	2,488,072	1.5	2,371,687	△ 4.7	2,508,383	5.8	2,515,548	0.3	2,320,390	△ 7.8	
	退 職 被 保 険 者 等 分	療 養 給 付 費・療 養 費	195,859	△ 6.7	210,324	7.4	193,423	△ 8.0	169,429	△ 12.4	86,089	△ 49.2	47,074	△ 45.3	
		高 額 療 養 費	25,609	△ 25.2	33,490	30.8	31,629	△ 5.6	33,853	7.0	17,237	△ 49.1	8,438	△ 51.0	
		小 計	221,468	△ 9.3	243,814	10.1	225,052	△ 7.7	203,282	△ 9.7	103,326	△ 49.2	55,512	△ 46.3	
		審 査 支 払 手 数 料	9,315	△ 0.3	9,183	△ 1.4	9,138	△ 0.5	8,954	△ 2.0	8,743	△ 2.4	8,468	△ 3.1	
	計	2,681,474	1.5	2,741,069	2.2	2,605,877	△ 4.9	2,720,619	4.4	2,627,617	△ 3.4	2,384,370	△ 9.3		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	後 期 高 齢 者 支 援 金	542,838	6.7	561,510	3.4	557,891	△ 0.6	544,284	△ 2.4	498,473	△ 8.4	475,417	△ 4.6		
	事 務 費 抛 出 金	43	△ 17.3	47	9.3	41	△ 12.8	37	△ 9.8	37	0.0	36	△ 2.7		
	計	542,881	6.7	561,557	3.4	557,932	△ 0.6	544,321	△ 2.4	498,510	△ 8.4	475,453	△ 4.6		
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	前 期 高 齢 者 納 付 金	499	△ 65.8	502	0.6	388	△ 22.7	320	△ 17.5	313	△ 2.2	1,771	465.8		
	事 務 費 抛 出 金	41	△ 19.6	47	14.6	41	△ 12.8	38	△ 7.3	36	△ 5.3	34	△ 5.6		
	計	540	△ 64.3	549	1.7	429	△ 21.9	358	△ 16.6	349	△ 2.5	1,805	417.2		
老 人 保 健 抛 出 金	医 療 費 抛 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
	事 務 費 抛 出 金	28	△ 12.5	24	△ 14.3	23	△ 4.2	23	0.0	18	△ 21.7	11	△ 38.9		
	計	28	△ 12.5	24	△ 14.3	23	△ 4.2	23	0.0	18	△ 21.7	11	△ 38.9		
介 護 納 付 金		273,138	4.3	273,838	0.3	271,556	△ 0.8	245,400	△ 9.6	219,142	△ 10.7	215,402	△ 1.7		
共 同 事 業 抛 出 金	高 額 医 療 費 共 同 事 業 抛 出 金	93,763	△ 5.3	96,517	2.9	94,815	△ 1.8	101,385	6.9	137,055	35.2	106,670	△ 22.2		
	保 險 財 政 共 同 安 定 化 事 業 抛 出 金	402,302	△ 5.1	389,075	△ 3.3	384,642	△ 1.1	995,767	158.9	949,512	△ 4.6	880,132	△ 7.3		
	そ の 他	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0		
保 健 事 業 費		34,293	5.1	32,896	△ 4.1	34,509	4.9	35,380	2.5	35,595	0.6	36,152	1.6		
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	22,614	△ 15.8	20,675	△ 8.6	21,569	4.3	22,371	3.7	22,340	△ 0.1	22,687	1.6		
	そ の 他 保 健 事 業 費	11,679	102.3	12,221	4.6	12,940	5.9	13,009	0.5	13,256	1.9	13,465	1.6		
直 診 勘 定 繰 出 金		14,380	66.8	21,456	49.2	23,342	8.8	17,766	△ 23.9	19,608	10.4	8,595	△ 56.2		
基 金 等 積 立 金		378	△ 1.3	317	△ 16.1	205	△ 35.3	165	△ 19.5	165	0.0	19	△ 88.5		
公 債 費		27	285.7	14	△ 48.1	27	92.9	27	0.0	6	△ 77.8	6	0.0		
そ の 他 の 支 出		68,207	△ 2.9	76,138	11.6	49,072	△ 35.5	52,893	7.8	2,589	△ 95.1	50,034	1,832.6		
合 計		4,197,270	1.2	4,278,139	1.9	4,108,928	△ 4.0	4,789,014	16.6	4,561,738	△ 4.7	4,228,073	△ 7.3		

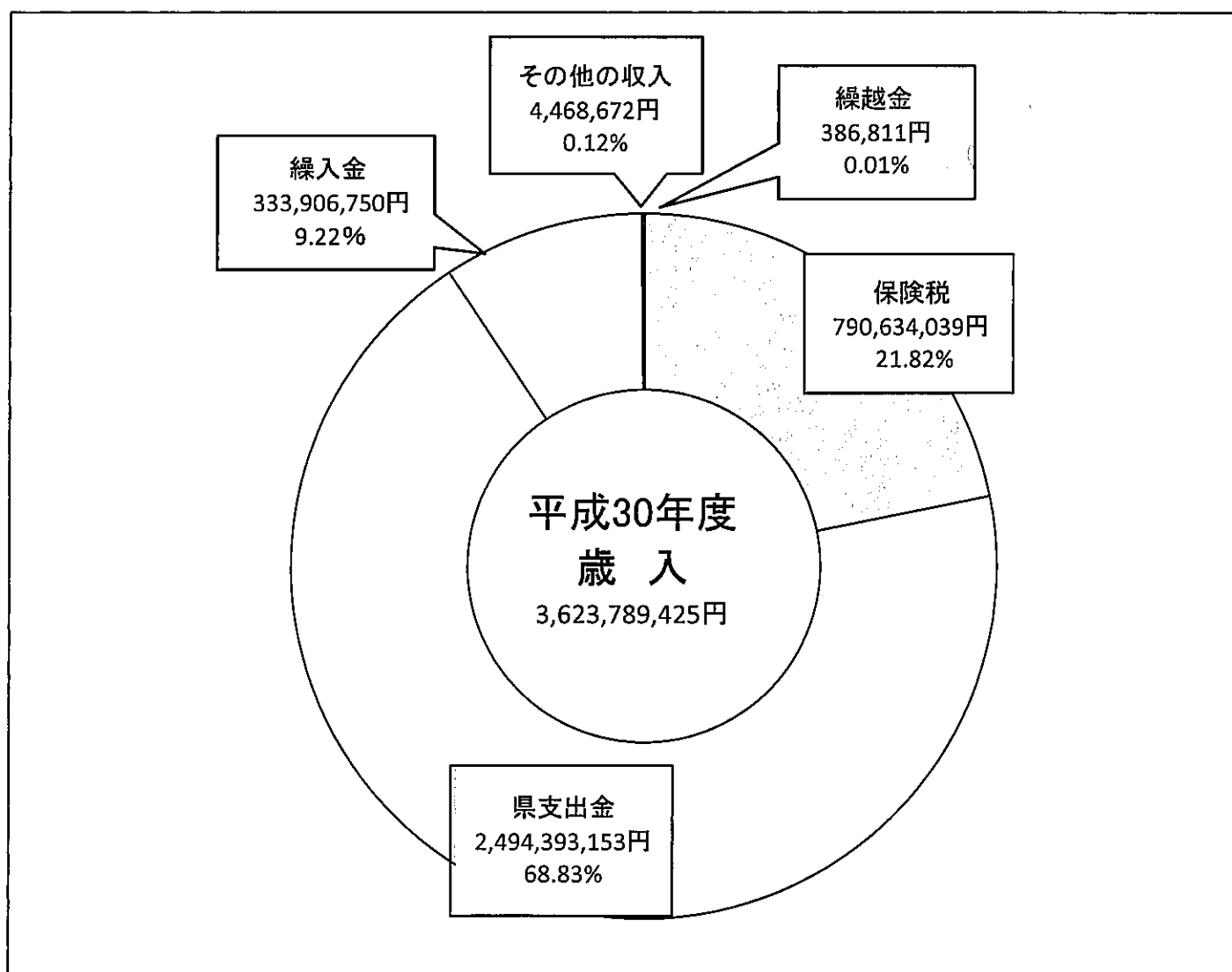
科 目		年 度		
		平成30年度 千円	前年比 増減%	
総 務 費		67,674	△ 2.5	
保 險 給 付 費	一 般 被 保 険 者 分	療 養 給 付 費	2,053,862	1.5
		療 養 費	11,686	△ 5.8
		小 計	2,065,548	1.5
		高 額 療 養 費	278,890	2.5
		出 産 育 児 諸 費	5,880	△ 41.5
		葬 祭 諸 費	2,200	△ 32.3
		計	2,352,518	1.4
	退 職 被 保 険 者 等 分	療 養 給 付 費 療 養 費	12,063	△ 74.4
		高 額 療 養 費	2,340	△ 72.3
		小 計	14,403	△ 74.1
	審 査 支 払 手 数 料		8,133	△ 4.0
	計		2,375,054	△ 0.4
	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	医 療 給 付 費 分	一 般 被 保 険 者 分	682,265
退 職 被 保 険 者 等 分			2,505	—
小 計			684,770	—
後 期 高 齢 者 支 援 金 分		一 般 被 保 険 者 分	242,014	—
		退 職 被 保 険 者 等 分	928	—
		小 計	242,942	—
介 護 納 付 金 分		112,449	—	
計		1,040,161	—	
保 健 事 業 費	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		22,977	1.3
	そ の 他 保 健 事 業 費		16,130	19.8
	計		39,107	8.2
直 診 勘 定 繰 出 金		5,969	△ 30.6	
基 金 等 積 立 金		26	36.8	
公 債 費		11	83.3	
そ の 他 の 支 出		54,724	9.4	
合 計		3,582,726	△ 15.3	

2. 平成30年度決算の状況

(歳入)

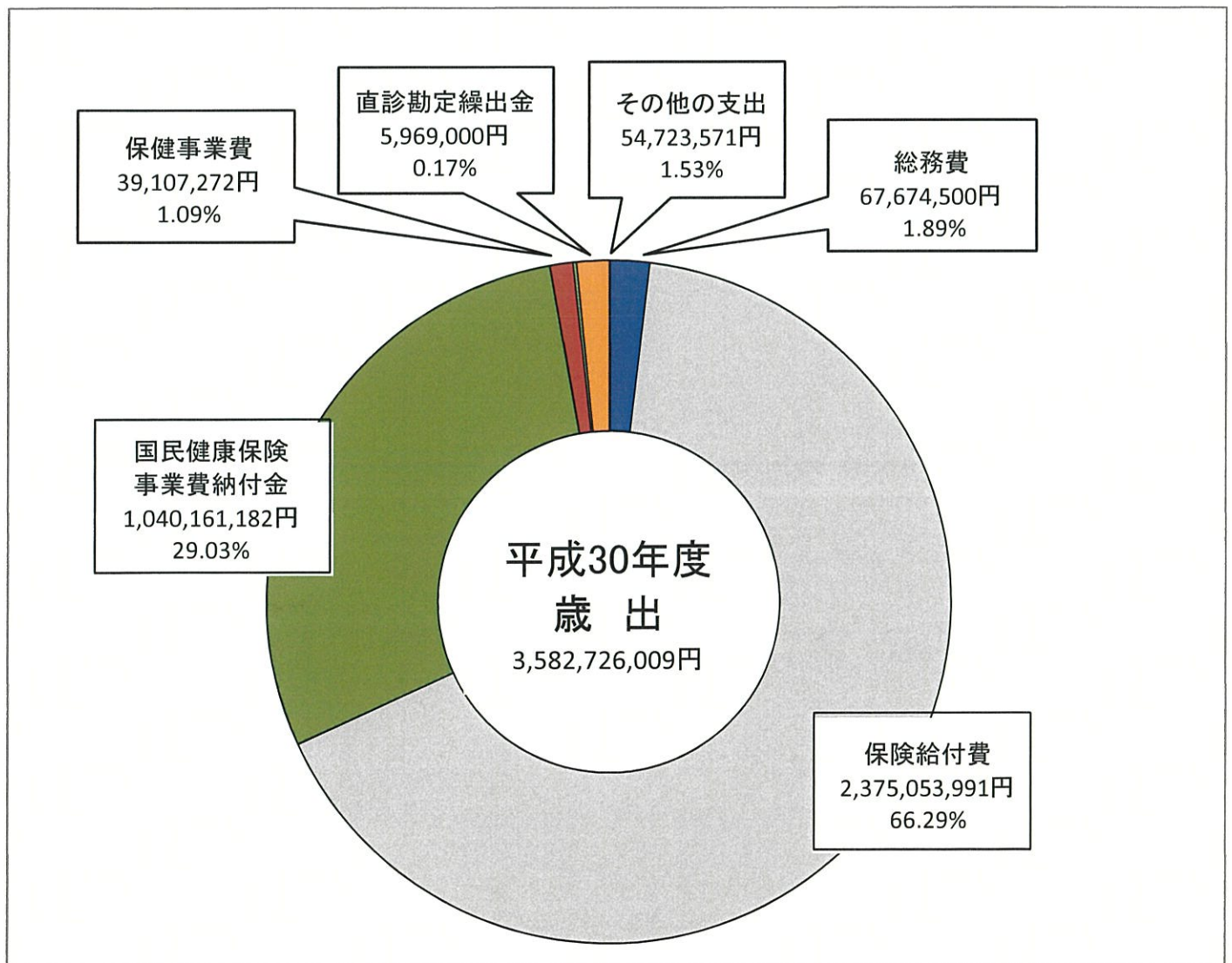
(歳入)

区分	平成30年度	比率	区分	平成29年度	比率
保険税	790,634,039円	21.82 %	保険税	901,158,228円	20.53 %
			国庫支出金	936,957,779円	21.34 %
			療養給付費交付金	67,396,000円	1.53 %
			前期高齢者交付金	973,258,618円	22.17 %
県支出金	2,494,393,153円	68.83 %	県支出金	213,246,260円	4.86 %
			共同事業交付金	949,718,590円	21.63 %
繰入金	333,906,750円	9.22 %	繰入金	343,311,598円	7.82 %
繰越金	386,811円	0.01 %	繰越金	829,190円	0.02 %
その他の収入	4,468,672円	0.12 %	その他の収入	4,583,352円	0.10 %
歳入合計	3,623,789,425円	100.00 %	歳入合計	4,390,459,615円	100.00 %



(歳出)

区 分	平成30年度	比率	区 分	平成29年度	比率
総 務 費	67,674,500円	1.89 %	総 務 費	69,423,279円	1.64 %
保 険 給 付 費	2,375,053,991円	66.29 %	保 険 給 付 費	2,384,369,966円	56.39 %
国民健康保険事業費納付金	1,040,161,182円	29.03 %	後期高齢者支援金等	475,452,665円	11.25 %
			前期高齢者納付金等	1,805,735円	0.04 %
			老人保健拠出金	11,281円	0.00 %
			介 護 納 付 金	215,401,740円	5.10 %
			共 同 事 業 拠 出 金	986,802,642円	23.34 %
保 健 事 業 費	39,107,272円	1.09 %	保 健 事 業 費	36,152,394円	0.86 %
直 診 勘 定 繰 出 金	5,969,000円	0.17 %	直 診 勘 定 繰 出 金	8,595,000円	0.20 %
基 金 等 積 立 金	25,535円	0.00 %	基 金 等 積 立 金	18,688円	0.00 %
公 債 費	10,958円	0.00 %	公 債 費	5,589円	0.00 %
そ の 他 の 支 出	54,723,571円	1.53 %	そ の 他 の 支 出	50,033,825円	1.18 %
歳 出 合 計	3,582,726,009円	100.00 %	歳 出 合 計	4,228,072,804円	100.00 %



4. 保険給付

1. 療養諸費の状況	30
2. 受診率	40
3. 1人当たり医療費	42
4. 1件当たり医療費	44
5. 1件当たり日数	46
6. 高額療養費	51
7. 出産育児一時金	51
8. 葬祭費	51

1. 療養諸費の状況

(1) 合計

(単位:件・日(枚、回)・円)

区分		年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		件数	日数						
療養費の給付等	診療	入院	件数	6,255	5,992	2,652	2,708	2,571	2,390
			日数	116,061	111,087	46,382	45,795	44,173	40,627
			費用額	2,540,202,568	2,644,738,070	1,203,177,813	1,278,844,175	1,247,823,199	1,160,177,026
	診療	入院外	件数	151,097	151,585	98,936	97,227	90,704	89,070
			日数	327,440	316,813	178,757	172,177	161,024	152,856
			費用額	2,054,770,093	2,088,530,232	1,167,249,326	1,165,545,038	1,131,698,399	1,114,242,442
	診療	歯科	件数	14,557	13,583	11,374	11,163	10,966	11,396
			日数	40,817	36,996	30,648	29,242	28,456	28,189
			費用額	252,142,760	230,606,390	190,056,220	180,394,210	184,576,250	187,297,680
	診療	小計	件数	171,909	171,160	112,962	111,098	104,241	102,856
			日数	484,318	464,896	255,787	247,214	233,653	221,672
			費用額	4,847,115,421	4,963,874,692	2,560,483,359	2,624,783,423	2,564,097,848	2,461,717,148
	調剤	調剤	件数	70,684	75,524	54,362	55,947	56,965	57,015
			枚数	(108,180)	(114,104)	(77,785)	(77,786)	(77,787)	(76,823)
			費用額	733,962,412	824,003,137	538,449,225	592,801,926	611,570,797	638,642,200
食事療養費	食事療養費	件数	(5,650)	(5,499)	(2,396)	(2,396)	(2,396)	(2,218)	
		回数	(267,503)	(278,938)	(111,280)	(111,280)	(111,280)	(102,797)	
		費用額	193,431,099	186,052,690	78,292,717	76,977,041	74,719,493	68,679,860	
訪問看護費	訪問看護費	件数	66	115	88	92	93	85	
		日数	997	1,492	819	815	952	754	
		費用額	8,229,500	12,839,100	6,987,350	7,112,600	8,506,300	9,226,650	
計	計	件数	242,659	246,799	167,412	167,137	161,299	159,956	
		費用額	5,782,738,432	5,986,769,619	3,184,212,651	3,301,674,990	3,258,894,438	3,178,265,858	
療養費等	食事療養費	食事療養費	件数	5	6	94	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0	0
	診療費	診療費	件数	11	20	37	34	143	85
			費用額	177,320	171,440	313,610	396,730	964,818	1,116,520
	その他	その他	件数	4,306	4,368	3,084	2,797	2,665	2,422
			費用額	47,684,445	50,457,357	31,762,542	28,138,857	26,774,566	25,015,574
	移送費	移送費	件数	0	0	0	0	0	0
			費用額	0	0	0	0	0	0
	計	計	件数	4,322	4,394	3,215	2,831	2,808	2,507
			費用額	47,861,765	50,628,797	32,076,152	28,535,587	27,739,384	26,132,094
療養諸費合計		件数	246,981	251,193	170,627	169,968	164,107	162,463	
		費用額	5,830,600,197	6,037,398,416	3,216,288,803	3,330,210,577	3,286,633,822	3,204,397,952	

「事業年報」より

(1) 合 計

(単位:件・日(枚、回)・円)

区 分		年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		件 数	日 数						
療 養 費 の 給 付 等	入 院	件 数		2,493	2,396	2,124	2,060	2,190	1,931
		日 数		42,117	39,699	33,534	33,449	36,329	31,614
		費用額		1,237,586,559	1,248,505,036	1,125,902,140	1,140,599,500	1,180,516,590	1,029,682,540
	入 院 外	件 数		87,945	86,225	84,064	82,457	79,707	76,914
		日 数		147,160	141,004	136,107	131,736	124,873	116,395
		費用額		1,098,870,188	1,112,802,603	1,079,881,740	1,063,926,966	1,016,363,940	972,784,400
	歯 科	件 数		11,216	11,353	10,892	10,723	9,895	9,559
		日 数		27,588	27,891	26,370	25,860	22,987	21,568
		費用額		180,261,610	177,887,880	171,026,800	170,073,150	156,949,250	142,537,240
	小 計	件 数		101,654	99,974	97,080	95,240	91,792	88,404
		日 数		216,865	208,594	196,011	191,045	184,189	169,577
		費用額		2,516,718,357	2,539,195,519	2,376,810,680	2,374,599,616	2,353,829,780	2,145,004,180
	調 剤	件 数		57,007	56,979	58,683	58,434	57,405	56,149
		枚 数		(75,245)	(73,715)	(74,860)	(74,229)	(72,640)	(69,948)
		費用額		637,155,250	676,809,340	692,109,540	820,120,335	701,070,540	651,646,960
食 事 療 養 費	件 数		(2,328)	(2,226)	(1,955)	(1,937)	(2,065)	(1,783)	
	回 数		(109,671)	(101,144)	(84,855)	(83,590)	(92,487)	(78,638)	
	費用額		72,459,266	67,948,626	56,832,612	56,854,815	61,694,928	52,275,265	
訪 問 看 護 費	件 数		87	89	78	36	43	53	
	日 数		714	736	794	394	402	243	
	費用額		9,576,200	10,386,500	12,246,050	5,016,290	4,213,520	2,931,750	
計	件 数		158,748	157,042	155,841	153,710	149,240	144,606	
	費用額		3,235,909,073	3,294,339,985	3,137,998,882	3,256,591,056	3,120,808,768	2,851,858,155	
療 養 費 等	食 事 療 養 費	件 数		0	0	0	0	0	0
		費用額		0	0	0	0	0	0
	診 療 費	件 数		60	60	15	97	28	98
		費用額		1,599,140	530,690	59,924	4,137,880	316,410	1,332,280
	そ の 他	件 数		2,400	2,200	2,044	1,879	1,783	1,757
		費用額		23,743,662	20,756,887	20,413,089	18,542,854	17,648,487	16,296,501
	移 送 費	件 数		0	0	0	0	0	0
		費用額		0	0	0	0	0	0
	計	件 数		2,460	2,260	2,059	1,976	1,811	1,855
		費用額		25,342,802	21,287,577	20,473,013	22,680,734	17,964,897	17,628,781
療 養 諸 費 合 計		件 数		161,208	159,302	157,900	155,686	151,051	146,461
		費用額		3,261,251,875	3,315,627,562	3,158,471,895	3,279,271,790	3,138,773,665	2,869,486,936

「事業年報」より

(1) 合 計 単位:件・日(枚、回)・円

区 分		年 度		
		年度	平成30年度	
療 養 の 給 付 等	診 療 費	入 院	件 数	1,841
			日 数	31,323
			費用額	1,053,426,600
		入院外	件 数	73,684
			日 数	109,017
			費用額	949,481,900
		歯 科	件 数	9,685
			日 数	21,230
			費用額	144,343,100
	小 計	件 数	85,210	
		日 数	161,570	
		費用額	2,147,251,600	
	調 剤	件 数	53,703	
		枚 数	(65,103)	
		費用額	643,621,830	
	食 事 療 養 費	件 数	(1,736)	
		回 数	(80,183)	
費用額		53,398,415		
訪 問 看 護 費	件 数	70		
	日 数	432		
	費用額	4,943,860		
計	件 数	138,983		
	費用額	2,849,215,705		
療 養 費 等	食 事 療 養 費	件 数	0	
		費用額	0	
	診 療 費	件 数	66	
		費用額	1,042,400	
	そ の 他	件 数	1,684	
		費用額	15,349,607	
	移 送 費	件 数	0	
		費用額	0	
	計	件 数	1,750	
		費用額	16,392,007	
療 養 諸 費 合 計		件 数	140,733	
		費用額	2,865,607,712	

「事業年報」より

(2) 一 般

(単位:件・日(枚、回)・円)

区 分		年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		件 数	日 数						
療 養 の 給 付 等	診 療 費	入 院	件 数	2,355	2,404	2,487	2,619	2,413	2,205
			日 数	40,267	41,135	43,866	44,507	41,708	37,656
			費用額	924,612,989	1,047,949,370	1,118,164,033	1,230,829,625	1,172,432,309	1,056,018,556
	診 療 費	入 院 外	件 数	79,828	80,816	92,337	91,799	84,731	81,933
			日 数	153,741	152,622	166,503	162,655	150,392	140,748
			費用額	950,035,736	980,088,065	1,085,732,046	1,099,414,408	1,041,422,149	998,058,862
	診 療 費	歯 科	件 数	10,201	9,598	10,631	10,459	10,179	10,489
			日 数	28,700	25,919	28,601	27,265	26,368	25,878
			費用額	172,376,360	158,475,230	177,041,340	168,084,200	171,721,220	172,690,650
	診 療 費	小 計	件 数	92,384	92,818	105,455	104,877	97,323	94,627
			日 数	222,708	219,676	238,970	234,427	218,468	204,282
			費用額	2,047,025,085	2,186,512,665	2,380,937,419	2,498,328,233	2,385,575,678	2,226,768,068
	調 剤	調 剤	件 数	38,715	41,037	50,922	52,846	53,136	52,429
			枚 数	(57,627)	(60,627)	(71,698)	(71,942)	(72,574)	(70,849)
			費用額	341,588,780	383,892,270	493,080,365	554,446,556	566,838,567	585,162,910
食 事 療 養 費	食 事 療 養 費	件 数	(2,194)	(2,213)	(2,324)	(2,426)	(2,253)	(2,050)	
		回 数	(95,252)	(102,083)	(111,000)	(111,073)	(105,812)	(95,867)	
		費用額	68,415,896	68,159,890	74,225,717	74,812,349	71,080,011	64,075,416	
訪 問 看 護 費	訪 問 看 護 費	件 数	12	35	72	72	76	68	
		日 数	328	495	603	449	552	376	
		費用額	2,321,700	3,760,950	5,253,450	4,169,300	5,437,400	3,654,800	
計	計	件 数	131,111	133,890	156,449	157,795	150,535	147,124	
		費用額	2,459,351,461	2,642,325,775	2,953,496,951	3,131,756,438	3,028,931,656	2,879,661,194	
療 養 費 等	食 事 療 養 費	件 数	0	4	94	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	診 療 費	件 数	11	20	37	34	141	85	
		費用額	177,320	171,440	313,610	396,730	903,430	1,116,520	
	そ の 他	件 数	2,599	2,594	2,802	2,637	2,512	2,234	
		費用額	24,486,470	25,764,660	28,462,035	26,556,606	25,217,210	23,205,175	
	移 送 費	件 数	0	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	計	計	件 数	2,610	2,618	2,933	2,671	2,653	2,319
			費用額	24,663,790	25,936,100	28,775,645	26,953,336	26,120,640	24,321,695
療 養 諸 費 合 計	療 養 諸 費 合 計	件 数	133,721	136,508	159,382	160,466	153,188	149,443	
		費用額	2,484,015,251	2,668,261,875	2,982,272,596	3,158,709,774	3,055,052,296	2,903,982,889	

「事業年報」より

(2) 一 般

(単位:件・日(枚、回)・円)

区分		年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		件数	日数						
療養費の給付等	入院	件数		2,318	2,179	1,950	1,907	2,137	1,914
		日数		39,814	36,804	30,843	31,103	35,455	31,475
		費用額		1,151,634,439	1,138,245,546	1,023,434,120	1,053,355,820	1,147,995,710	1,018,544,610
	入院外	件数		80,449	79,303	77,895	77,509	76,766	75,352
		日数		134,836	130,080	126,380	124,181	120,516	114,237
		費用額		987,869,688	1,005,988,723	980,962,290	986,350,246	968,081,130	937,030,950
	歯科	件数		10,210	10,312	10,011	10,030	9,495	9,334
		日数		25,053	25,212	24,274	24,220	22,114	21,083
		費用額		164,419,600	161,675,920	157,339,960	159,544,270	151,128,740	139,446,310
	小計	件数		92,977	91,794	89,856	89,446	88,398	86,600
		日数		199,703	192,096	181,497	179,504	178,085	166,795
		費用額		2,303,923,727	2,305,910,189	2,161,736,370	2,199,250,336	2,267,205,580	2,095,021,870
	調剤	件数		52,123	52,383	54,328	54,889	55,307	55,053
		枚数		(69,027)	(67,895)	(69,383)	(69,879)	(70,088)	(68,646)
		費用額		580,472,280	617,276,020	638,553,670	760,788,455	667,151,860	634,945,620
食事療養費	件数		(2,162)	(2,022)	(1,805)	(1,803)	(2,015)	(1,766)	
	回数		(101,874)	(94,047)	(78,967)	(78,154)	(90,158)	(78,313)	
	費用額		68,615,784	63,217,252	52,987,682	53,221,735	60,091,444	52,060,710	
訪問看護費	件数		77	85	67	26	43	53	
	日数		408	655	668	235	402	243	
	費用額		4,450,250	9,227,850	10,085,460	2,599,970	4,213,520	2,931,750	
計	件数		145,177	144,262	144,251	144,361	143,748	141,706	
	費用額		2,957,462,041	2,995,631,311	2,863,363,182	3,015,860,496	2,998,662,404	2,784,959,950	
療養費等	食事療養費	件数		0	0	0	0	0	0
		費用額		0	0	0	0	0	0
	診療費	件数		60	55	15	56	28	98
		費用額		1,599,140	437,500	59,924	3,779,590	316,410	1,332,280
	その他	件数		2,223	1,995	1,802	1,760	1,698	1,710
		費用額		22,180,669	18,884,835	18,629,493	17,536,328	17,007,646	15,935,251
	移送費	件数		0	0	0	0	0	0
		費用額		0	0	0	0	0	0
	計	件数		2,283	2,050	1,817	1,816	1,726	1,808
		費用額		23,779,809	19,322,335	18,689,417	21,315,918	17,324,056	17,267,531
療養諸費合計		件数		147,460	146,312	146,068	146,177	145,474	143,514
		費用額		2,981,241,850	3,014,953,646	2,882,052,599	3,037,176,414	3,015,986,460	2,802,227,481

「事業年報」より

(2) 一 般 単位:件・日(枚、回)・円)

区 分		年 度	
		平成30年度	
療 養 費 の 給 付 等	入 院	件 数	1,831
		日 数	31,164
		費用額	1,049,363,600
	入 院 外	件 数	73,076
		日 数	108,217
		費用額	943,877,390
	歯 科	件 数	9,583
		日 数	20,996
		費用額	142,701,020
	小 計	件 数	84,490
		日 数	160,377
		費用額	2,135,942,010
	調 剤	件 数	53,259
		枚 数	(64,594)
		費用額	637,852,110
食 事 療 養 費	件 数	(1,731)	
	回 数	(80,079)	
	費用額	53,340,618	
訪 問 看 護 費	件 数	70	
	日 数	432	
	費用額	4,943,860	
計	件 数	137,819	
	費用額	2,832,078,598	
療 養 費 等	食 事 療 養 費	件 数	0
		費用額	0
	診 療 費	件 数	66
		費用額	1,042,400
	そ の 他	件 数	1,665
		費用額	15,210,269
	移 送 費	件 数	0
		費用額	0
	計	件 数	1,731
		費用額	16,252,669
療 養 諸 費 合 計	件 数	139,550	
	費用額	2,848,331,267	

「事業年報」より

(3) 退 職

(単位:件・日(枚、回)・円)

区 分		年 度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
		件 数	日 数	費用額	件 数	日 数	費用額	件 数	日 数
療 養 の 給 付 等	診 療 費	入 院	件 数	453	478	165	89	158	185
			日 数	7,160	7,995	2,516	1,288	2,465	2,971
			費用額	193,071,219	231,544,770	85,013,780	48,014,550	75,390,890	104,158,470
	診 療 費	入 院 外	件 数	18,145	19,801	6,599	5,428	5,973	7,137
			日 数	36,993	38,619	12,254	9,522	10,632	12,108
			費用額	228,293,907	246,054,257	81,517,280	66,130,630	90,276,250	116,183,580
	診 療 費	歯 科	件 数	1,971	1,876	743	704	787	907
			日 数	5,566	5,417	2,047	1,977	2,088	2,311
			費用額	33,894,380	32,663,480	13,014,880	12,310,010	12,855,030	14,607,030
	診 療 費	小 計	件 数	20,569	22,155	7,507	6,221	6,918	8,229
			日 数	49,719	52,031	16,817	12,787	15,185	17,390
			費用額	455,259,506	510,262,507	179,545,940	126,455,190	178,522,170	234,949,080
	給 付 等	調 剤	件 数	8,450	9,985	3,440	3,101	3,829	4,586
			枚 数	(12,270)	(14,238)	(4,701)	(4,101)	(5,213)	(5,974)
			費用額	82,440,886	103,485,077	45,368,860	38,355,370	44,732,230	53,479,290
給 付 等	食 事 療 養 費	件 数	(402)	(452)	(153)	(79)	(143)	(168)	
		回 数	(15,408)	(19,652)	(6,014)	(3,218)	(5,468)	(6,930)	
		費用額	11,091,287	13,292,030	4,067,000	2,164,692	3,639,482	4,604,444	
給 付 等	訪 問 看 護 費	件 数	0	10	16	20	17	17	
		日 数	0	77	216	366	400	378	
		費用額	0	672,900	1,733,900	2,943,300	3,068,900	5,571,850	
給 付 等	計	件 数	29,019	32,150	10,963	9,342	10,764	12,832	
		費用額	548,791,679	627,712,514	230,715,700	169,918,552	229,962,782	298,604,664	
療 養 費 等	食 事 療 養 費	件 数	0	1	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	診 療 費	件 数	0	0	0	0	2	0	
		費用額	0	0	0	0	61,388	0	
	そ の 他	件 数	431	521	282	160	153	188	
		費用額	5,111,525	6,494,766	3,300,507	1,582,251	1,557,356	1,810,399	
	移 送 費	件 数	0	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	計	件 数	431	522	282	160	155	188	
		費用額	5,111,525	6,494,766	3,300,507	1,582,251	1,618,744	1,810,399	
療 養 諸 費 合 計	件 数	29,450	32,672	11,245	9,502	10,919	13,020		
	費用額	553,903,204	634,207,280	234,016,207	171,500,803	231,581,526	300,415,063		

「事業年報」より

(3) 退職

(単位:件・日(枚、回)・円)

区分		年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		件数	日数						
療養の給付等	診療費	入院	件数	175	217	174	153	53	17
			日数	2,303	2,895	2,691	2,346	874	139
			費用額	85,952,120	110,259,490	102,468,020	87,243,680	32,520,880	11,137,930
		入院外	件数	7,496	6,922	6,169	4,948	2,941	1,562
			日数	12,324	10,924	9,727	7,555	4,357	2,158
			費用額	111,000,500	106,813,880	98,919,450	77,576,720	48,282,810	35,753,450
		歯科	件数	1,006	1,041	881	693	400	225
			日数	2,535	2,679	2,096	1,640	873	485
			費用額	15,842,010	16,211,960	13,686,840	10,528,880	5,820,510	3,090,930
	小計	件数	8,677	8,180	7,224	5,794	3,394	1,804	
		日数	17,162	16,498	14,514	11,541	6,104	2,782	
		費用額	212,794,630	233,285,330	215,074,310	175,349,280	86,624,200	49,982,310	
	給付等	調剤	件数	4,884	4,596	4,355	3,545	2,098	1,096
			枚数	(6,218)	(5,820)	(5,477)	(4,350)	(2,552)	(1,302)
			費用額	56,682,970	59,533,320	53,555,870	59,331,880	33,918,680	16,701,340
食事療養費		件数	(166)	(204)	(150)	(134)	(50)	(17)	
		回数	(7,797)	(7,097)	(5,888)	(5,436)	(2,329)	(325)	
		費用額	3,843,482	4,731,374	3,844,930	3,633,080	1,603,484	214,555	
訪問看護費		件数	10	4	11	10	0	0	
		日数	306	81	126	159	0	0	
		費用額	5,125,950	1,158,650	2,160,590	2,416,320	0	0	
計	件数	13,571	12,780	11,590	9,349	5,492	2,900		
	費用額	278,447,032	298,708,674	274,635,700	240,730,560	122,146,364	66,898,205		
療養費等	食事療養費	件数	0	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	診療費	件数	0	5	0	41	0	0	
		費用額	0	93,190	0	358,290	0	0	
	その他	件数	177	205	242	119	85	47	
		費用額	1,562,993	1,872,052	1,783,596	1,006,526	640,841	361,250	
	移送費	件数	0	0	0	0	0	0	
		費用額	0	0	0	0	0	0	
	計	件数	177	210	242	160	85	47	
		費用額	1,562,993	1,965,242	1,783,596	1,364,816	640,841	361,250	
療養諸費合計		件数	13,748	12,990	11,832	9,509	5,577	2,947	
		費用額	280,010,025	300,673,916	276,419,296	242,095,376	122,787,205	67,259,455	

「事業年報」より

(3) 退職 単位:件・日(枚、回)・円)

区分		年度		
		平成30年度		
療養の給付等	診療費	入院	件数	10
			日数	159
			費用額	4,063,000
		入院外	件数	608
			日数	800
			費用額	5,604,510
		歯科	件数	102
			日数	234
			費用額	1,642,080
	小計	件数	720	
		日数	1,193	
		費用額	11,309,590	
	調剤	件数	444	
		枚数	(509)	
		費用額	5,769,720	
	食事療養費	件数	(5)	
		回数	(104)	
		費用額	57,797	
	訪問看護費	件数	0	
日数		0		
費用額		0		
計	件数	1,164		
	費用額	17,137,107		
療養費等	食事療養費	件数	0	
		費用額	0	
	診療費	件数	0	
		費用額	0	
	その他	件数	19	
		費用額	139,338	
	移送費	件数	0	
		費用額	0	
	計	件数	19	
		費用額	139,338	
療養諸費合計	件数	1,183		
	費用額	17,276,445		

「事業年報」より

(4) 老人(後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし)

(単位:件・日(枚、回)・円)

区分		年度		平成18年度	平成19年度
		件数	日数		
療養の給付等	入院	件数		3,447	3,110
		日数		68,634	61,957
		費用額		1,422,518,360	1,365,243,930
	入院外	件数		53,124	50,968
		日数		136,706	125,572
		費用額		876,440,450	862,387,910
	歯科	件数		2,385	2,109
		日数		6,551	5,660
		費用額		45,872,020	39,467,680
	小計	件数		58,956	56,187
		日数		211,891	193,189
		費用額		2,344,830,830	2,267,099,520
	調剤	件数		23,519	24,502
		枚数		(38,283)	(39,239)
		費用額		309,932,746	336,625,790
食事療養費	件数		(3,054)	(2,834)	
	回数		(156,843)	(157,203)	
	費用額		113,923,916	104,600,770	
訪問看護費	件数		54	70	
	日数		669	920	
	費用額		5,907,800	8,405,250	
計	件数		82,529	80,759	
	費用額		2,774,595,292	2,716,731,330	
療養費等	食事療養費	件数		5	1
		費用額		0	0
	診療費	件数		0	0
		費用額		0	0
	その他	件数		1,276	1,253
		費用額		18,086,450	18,197,931
	移送費	件数		0	0
		費用額		0	0
	計	件数		1,281	1,254
		費用額		18,086,450	18,197,931
療養諸費合計	件数		83,810	82,013	
	費用額		2,792,681,742	2,734,929,261	

「事業年報」より

2. 受診率

(1) 一般＋退職＋老人(後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし)

年 度	受診率 (%)	前年比 (%)	算 出 方 法 $A \div B \times 100$	
			診療報酬明細書合計(A) 診療費分 (件)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	1,031.43	—	171,909	16,667
平成19年度	1,059.36	2.71	171,160	16,157
平成20年度	914.30	△ 13.69	112,962	12,355
平成21年度	922.20	0.86	111,098	12,047
平成22年度	891.79	△ 3.30	104,241	11,689
平成23年度	900.82	1.01	102,856	11,418
平成24年度	911.86	1.23	101,654	11,148
平成25年度	924.49	1.39	99,974	10,814
平成26年度	941.34	1.82	97,080	10,313
平成27年度	969.56	3.00	95,240	9,823
平成28年度	976.20	0.68	91,792	9,403
平成29年度	990.52	1.47	88,404	8,925
平成30年度	996.61	0.61	85,210	8,550

「事業年報」より

(2) 一般

年 度	受診率 (%)	前年比 (%)	算 出 方 法 $A \div B \times 100$	
			診療報酬明細書合計(A) 診療費分 (件)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	792.45	—	92,384	11,658
平成19年度	824.32	4.02	92,818	11,260
平成20年度	890.82	8.07	105,455	11,838
平成21年度	909.44	2.09	104,877	11,532
平成22年度	874.03	△ 3.89	97,323	11,135
平成23年度	879.51	0.63	94,627	10,759
平成24年度	887.35	0.89	92,977	10,478
平成25年度	913.46	2.94	91,794	10,049
平成26年度	932.21	2.05	89,856	9,639
平成27年度	959.41	2.92	89,446	9,323
平成28年度	972.58	1.37	88,398	9,089
平成29年度	988.81	1.67	86,600	8,758
平成30年度	995.87	0.71	84,490	8,484

「事業年報」より

(参考) 平成19年度 全国平均 805.55% 県平均 798.02% 平成25年度 全国平均 1,005.34% 県平均 939.98%
 平成20年度 全国平均 947.09% 県平均 901.09% 平成26年度 全国平均 1,023.90% 県平均 963.84%
 平成21年度 全国平均 965.60% 県平均 917.74% 平成27年度 全国平均 1,043.93% 県平均 991.60%
 平成22年度 全国平均 961.06% 県平均 899.70% 平成28年度 全国平均 1,056.00% 県平均 1,013.96%
 平成23年度 全国平均 973.38% 県平均 914.35% 平成29年度 全国平均 1,067.94% 県平均 1,029.73%
 平成24年度 全国平均 990.89% 県平均 922.52%

(3) 退職

年 度	受診率 (%)	前年比 (%)	算 出 方 法 $A \div B \times 100$	
			診療報酬明細書合計(A) 診療費分 (件)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	1,364.90	—	20,569	1,507
平成19年度	1,410.25	3.32	22,155	1,571
平成20年度	1,452.03	2.96	7,507	517
平成21年度	1,207.96	△ 16.81	6,221	515
平成22年度	1,248.74	3.38	6,918	554
平成23年度	1,248.71	0.00	8,229	659
平成24年度	1,295.07	3.71	8,677	670
平成25年度	1,069.28	△ 17.43	8,180	765
平成26年度	1,071.81	0.24	7,224	674
平成27年度	1,158.80	8.12	5,794	500
平成28年度	1,080.89	△ 6.72	3,394	314
平成29年度	1,080.24	△ 0.06	1,804	167
平成30年度	1,090.91	0.99	720	66

「事業年報」より

(4) 老人

年 度	受診率 (%)	前年比 (%)	算 出 方 法 $A \div B \times 100$	
			診療報酬明細書合計(A) 診療費分 (件)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	1,683.50	—	58,956	3,502
平成19年度	1,689.33	0.35	56,187	3,326
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし				

「事業年報」より

3. 1人当たり医療費

(1)一般+退職+老人(後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし)

年 度	1人当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	290,821	—	4,847,115,421	16,667
平成19年度	307,227	5.64	4,963,874,692	16,157
平成20年度	207,243	△ 32.54	2,560,483,359	12,355
平成21年度	217,879	5.13	2,624,783,423	12,047
平成22年度	219,360	0.68	2,564,097,848	11,689
平成23年度	215,600	△ 1.71	2,461,717,148	11,418
平成24年度	225,755	4.71	2,516,718,357	11,148
平成25年度	234,806	4.01	2,539,195,519	10,814
平成26年度	230,467	△ 1.85	2,376,810,680	10,313
平成27年度	241,739	4.89	2,374,599,616	9,823
平成28年度	250,328	3.55	2,353,829,780	9,403
平成29年度	240,337	△ 3.99	2,145,004,180	8,925
平成30年度	251,141	4.50	2,147,251,600	8,550

「事業年報」より

(2)一般

年 度	1人当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	175,590	—	2,047,025,085	11,658
平成19年度	194,184	10.59	2,186,512,665	11,260
平成20年度	201,127	3.58	2,380,937,419	11,838
平成21年度	216,643	7.71	2,498,328,233	11,532
平成22年度	214,241	△ 1.11	2,385,575,678	11,135
平成23年度	206,968	△ 3.39	2,226,768,068	10,759
平成24年度	219,882	6.24	2,303,923,727	10,478
平成25年度	229,467	4.36	2,305,910,189	10,049
平成26年度	224,270	△ 2.26	2,161,736,370	9,639
平成27年度	235,895	5.18	2,199,250,336	9,323
平成28年度	249,445	5.74	2,267,205,580	9,089
平成29年度	239,212	△ 4.10	2,095,021,870	8,758
平成30年度	251,761	5.25	2,135,942,010	8,484

「事業年報」より

(参考) 平成19年度 全国平均 185,259円 県平均 181,606円 平成25年度 全国平均 251,324円 県平均 228,140円
 平成20年度 全国平均 218,652円 県平均 203,578円 平成26年度 全国平均 258,785円 県平均 235,392円
 平成21年度 全国平均 226,024円 県平均 207,825円 平成27年度 全国平均 268,725円 県平均 245,520円
 平成22年度 全国平均 233,980円 県平均 213,934円 平成28年度 全国平均 274,223円 県平均 252,856円
 平成23年度 全国平均 239,353円 県平均 218,301円 平成29年度 全国平均 282,540円 県平均 262,604円
 平成24年度 全国平均 245,427円 県平均 222,953円

(3)退職

年 度	1人当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	302,097	—	455,259,506	1,507
平成19年度	324,801	7.52	510,262,507	1,571
平成20年度	347,284	6.92	179,545,940	517
平成21年度	245,544	△ 29.30	126,455,190	515
平成22年度	322,242	31.24	178,522,170	554
平成23年度	356,524	10.64	234,949,080	659
平成24年度	317,604	△ 10.92	212,794,630	670
平成25年度	304,948	△ 3.98	233,285,330	765
平成26年度	319,101	4.64	215,074,310	674
平成27年度	350,699	9.90	175,349,280	500
平成28年度	275,873	△ 21.34	86,624,200	314
平成29年度	299,295	8.49	49,982,310	167
平成30年度	171,357	△ 42.75	11,309,590	66

「事業年報」より

(4)老人

年 度	1人当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	国保被保険者総数(B) 年度平均 (人)
平成18年度	669,569	—	2,344,830,830	3,502
平成19年度	681,629	1.80	2,267,099,520	3,326
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし				

「事業年報」より

4. 1件当たり医療費

(1) 一般＋退職＋老人(後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし)

年 度	1件当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
平成18年度	28,196	—	4,847,115,421	171,909
平成19年度	29,001	2.86	4,963,874,692	171,160
平成20年度	22,667	△ 21.84	2,560,483,359	112,962
平成21年度	23,626	4.23	2,624,783,423	111,098
平成22年度	24,598	4.11	2,564,097,848	104,241
平成23年度	23,934	△ 2.70	2,461,717,148	102,856
平成24年度	24,758	3.44	2,516,718,357	101,654
平成25年度	25,399	2.59	2,539,195,519	99,974
平成26年度	24,483	△ 3.61	2,376,810,680	97,080
平成27年度	24,933	1.84	2,374,599,616	95,240
平成28年度	25,643	2.85	2,353,829,780	91,792
平成29年度	24,264	△ 5.38	2,145,004,180	88,404
平成30年度	25,200	3.86	2,147,251,600	85,210

「事業年報」より

(2) 一般

年 度	1件当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
平成18年度	22,158	—	2,047,025,085	92,384
平成19年度	23,557	6.31	2,186,512,665	92,818
平成20年度	22,578	△ 4.16	2,380,937,419	105,455
平成21年度	23,822	5.51	2,498,328,233	104,877
平成22年度	24,512	2.90	2,385,575,678	97,323
平成23年度	23,532	△ 4.00	2,226,768,068	94,627
平成24年度	24,780	5.30	2,303,923,727	92,977
平成25年度	25,120	1.37	2,305,910,189	91,794
平成26年度	24,058	△ 4.23	2,161,736,370	89,856
平成27年度	24,587	2.20	2,199,250,336	89,446
平成28年度	25,648	4.32	2,267,205,580	88,398
平成29年度	24,192	△ 5.68	2,095,021,870	86,600
平成30年度	25,280	4.50	2,135,942,010	84,490

「事業年報」より

(参考) 平成19年度 全国平均 22,998円 県平均 22,757円 平成25年度 全国平均 24,999円 県平均 24,271円
 平成20年度 全国平均 23,087円 県平均 22,593円 平成26年度 全国平均 25,274円 県平均 24,422円
 平成21年度 全国平均 23,408円 県平均 22,645円 平成27年度 全国平均 25,742円 県平均 24,760円
 平成22年度 全国平均 24,346円 県平均 23,778円 平成28年度 全国平均 25,968円 県平均 24,938円
 平成23年度 全国平均 24,590円 県平均 23,532円 平成29年度 全国平均 26,457円 県平均 25,502円
 平成24年度 全国平均 24,768円 県平均 24,168円

(3)退職

年 度	1件当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
平成18年度	22,133	—	455,259,506	20,569
平成19年度	23,031	4.06	510,262,507	22,155
平成20年度	23,917	3.85	179,545,940	7,507
平成21年度	20,327	△ 15.01	126,455,190	6,221
平成22年度	25,805	26.95	178,522,170	6,918
平成23年度	28,551	10.64	234,949,080	8,229
平成24年度	24,524	△ 14.10	212,794,630	8,677
平成25年度	28,519	16.29	233,285,330	8,180
平成26年度	29,772	4.39	215,074,310	7,224
平成27年度	30,264	1.65	175,349,280	5,794
平成28年度	25,523	△ 15.67	86,624,200	3,394
平成29年度	27,706	8.55	49,982,310	1,804
平成30年度	15,708	△ 43.30	11,309,590	720

「事業年報」より

(4)老人

年 度	1件当たり医療費 (円)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
			診療費(A) (円)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
平成18年度	39,773	—	2,344,830,830	58,956
平成19年度	40,349	1.45	2,267,099,520	56,187
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし				

「事業年報」より

5. 1件当たり日数

(1) 一般+退職+老人(後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし)

区分	年度	1件当たり日数 (日)	前年比 (%)	算出方法 A ÷ B	
				診療実日数(A) 診療費分(日)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分(件)
入院	平成18年度	18.55	—	116,061	6,255
	平成19年度	18.54	△ 0.05	111,087	5,992
	平成20年度	17.49	△ 5.66	46,382	2,652
	平成21年度	16.91	△ 3.32	45,795	2,708
	平成22年度	17.18	1.60	44,173	2,571
	平成23年度	17.00	△ 1.05	40,627	2,390
	平成24年度	16.89	△ 0.65	42,117	2,493
	平成25年度	16.57	△ 1.89	39,699	2,396
	平成26年度	15.79	△ 4.71	33,534	2,124
	平成27年度	16.24	2.85	33,449	2,060
	平成28年度	16.59	2.16	36,329	2,190
	平成29年度	16.37	△ 1.33	31,614	1,931
	平成30年度	17.01	3.91	31,323	1,841
入院外	平成18年度	2.17	—	327,440	151,097
	平成19年度	2.09	△ 3.69	316,813	151,585
	平成20年度	1.81	△ 13.40	178,757	98,936
	平成21年度	1.77	△ 2.21	172,177	97,227
	平成22年度	1.78	0.56	161,024	90,704
	平成23年度	1.72	△ 3.37	152,856	89,070
	平成24年度	1.67	△ 2.91	147,160	87,945
	平成25年度	1.64	△ 1.80	141,004	86,225
	平成26年度	1.62	△ 1.22	136,107	84,064
	平成27年度	1.60	△ 1.23	131,736	82,457
	平成28年度	1.57	△ 1.88	124,873	79,707
	平成29年度	1.51	△ 3.82	116,395	76,914
	平成30年度	1.48	△ 1.99	109,017	73,684
歯科	平成18年度	2.80	—	40,817	14,557
	平成19年度	2.72	△ 2.86	36,996	13,583
	平成20年度	2.69	△ 1.10	30,648	11,374
	平成21年度	2.62	△ 2.60	29,242	11,163
	平成22年度	2.59	△ 1.15	28,456	10,966
	平成23年度	2.47	△ 4.63	28,189	11,396
	平成24年度	2.46	△ 0.40	27,588	11,216
	平成25年度	2.46	0.00	27,891	11,353
	平成26年度	2.42	△ 1.63	26,370	10,892
	平成27年度	2.41	△ 0.41	25,860	10,723
	平成28年度	2.33	△ 3.32	22,987	9,895
	平成29年度	2.26	△ 3.00	21,568	9,559
	平成30年度	2.19	△ 3.10	21,230	9,685
合計	平成18年度	2.82	—	484,318	171,909
	平成19年度	2.72	△ 3.55	464,896	171,160
	平成20年度	2.26	△ 16.91	255,787	112,962
	平成21年度	2.23	△ 1.33	247,214	111,098
	平成22年度	2.24	0.45	233,653	104,241
	平成23年度	2.16	△ 3.57	221,672	102,856
	平成24年度	2.13	△ 1.39	216,865	101,654
	平成25年度	2.09	△ 1.88	208,594	99,974
	平成26年度	2.02	△ 3.35	196,011	97,080
	平成27年度	2.01	△ 0.50	191,045	95,240
	平成28年度	2.01	0.00	184,189	91,792
	平成29年度	1.92	△ 4.48	169,577	88,404
	平成30年度	1.90	△ 1.04	161,570	85,210

(2)一般

区分	年 度	1件当たり日数 (日)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
				診療実日数(A) 診療費分 (日)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
入院	平成18年度	17.10	—	40,267	2,355
	平成19年度	17.11	0.06	41,135	2,404
	平成20年度	17.64	3.10	43,866	2,487
	平成21年度	16.99	△ 3.68	44,507	2,619
	平成22年度	17.28	1.71	41,708	2,413
	平成23年度	17.08	△ 1.16	37,656	2,205
	平成24年度	17.18	0.59	39,814	2,318
	平成25年度	16.89	△ 1.69	36,804	2,179
	平成26年度	15.82	△ 6.34	30,843	1,950
	平成27年度	16.31	3.10	31,103	1,907
	平成28年度	16.59	1.72	35,455	2,137
	平成29年度	16.44	△ 0.90	31,475	1,914
	平成30年度	17.02	3.53	31,164	1,831
入院外	平成18年度	1.93	—	153,741	79,828
	平成19年度	1.89	△ 2.07	152,622	80,816
	平成20年度	1.80	△ 4.76	166,503	92,337
	平成21年度	1.77	△ 1.67	162,655	91,799
	平成22年度	1.77	0.00	150,392	84,731
	平成23年度	1.72	△ 2.82	140,748	81,933
	平成24年度	1.68	△ 2.33	134,836	80,449
	平成25年度	1.64	△ 2.38	130,080	79,303
	平成26年度	1.62	△ 1.22	126,380	77,895
	平成27年度	1.60	△ 1.23	124,181	77,509
	平成28年度	1.57	△ 1.88	120,516	76,766
	平成29年度	1.52	△ 3.18	114,237	75,352
	平成30年度	1.48	△ 2.63	108,217	73,076
歯科	平成18年度	2.81	—	28,700	10,201
	平成19年度	2.70	△ 3.91	25,919	9,598
	平成20年度	2.69	△ 0.37	28,601	10,631
	平成21年度	2.61	△ 2.97	27,265	10,459
	平成22年度	2.59	△ 0.77	26,368	10,179
	平成23年度	2.47	△ 4.63	25,878	10,489
	平成24年度	2.45	△ 0.81	25,053	10,210
	平成25年度	2.44	△ 0.41	25,212	10,312
	平成26年度	2.42	△ 0.82	24,274	10,011
	平成27年度	2.41	△ 0.41	24,220	10,030
	平成28年度	2.33	△ 3.32	22,114	9,495
	平成29年度	2.26	△ 3.00	21,083	9,334
	平成30年度	2.19	△ 3.10	20,996	9,583
合計	平成18年度	2.41	—	222,708	92,384
	平成19年度	2.37	△ 1.66	219,676	92,818
	平成20年度	2.27	△ 4.22	238,970	105,455
	平成21年度	2.24	△ 1.32	234,427	104,877
	平成22年度	2.24	0.00	218,468	97,323
	平成23年度	2.16	△ 3.57	204,282	94,627
	平成24年度	2.15	△ 0.46	199,703	92,977
	平成25年度	2.09	△ 2.79	192,096	91,794
	平成26年度	2.02	△ 3.35	181,497	89,856
	平成27年度	2.01	△ 0.50	179,504	89,446
	平成28年度	2.01	0.00	178,085	88,398
	平成29年度	1.93	△ 3.98	166,795	86,600
	平成30年度	1.90	△ 1.55	160,377	84,490

(参考) 平成18年度	全国平均	入院	17.71日、入院外	1.81日、歯科	2.33日、合計	2.30日
	県平均	入院	17.51日、入院外	1.85日、歯科	2.65日、合計	2.35日
平成19年度	全国平均	入院	17.77日、入院外	1.79日、歯科	2.30日、合計	2.27日
	県平均	入院	17.60日、入院外	1.83日、歯科	2.61日、合計	2.32日
平成20年度	全国平均	入院	16.87日、入院外	1.78日、歯科	2.28日、合計	2.21日
	県平均	入院	16.89日、入院外	1.80日、歯科	2.59日、合計	2.25日
平成21年度	全国平均	入院	16.72日、入院外	1.74日、歯科	2.24日、合計	2.16日
	県平均	入院	16.69日、入院外	1.75日、歯科	2.49日、合計	2.19日
平成22年度	全国平均	入院	16.55日、入院外	1.75日、歯科	2.21日、合計	2.16日
	県平均	入院	16.40日、入院外	1.76日、歯科	2.51日、合計	2.20日
平成23年度	全国平均	入院	16.47日、入院外	1.71日、歯科	2.16日、合計	2.12日
	県平均	入院	16.47日、入院外	1.72日、歯科	2.45日、合計	2.16日
平成24年度	全国平均	入院	16.29日、入院外	1.68日、歯科	2.10日、合計	2.08日
	県平均	入院	16.39日、入院外	1.66日、歯科	2.39日、合計	2.09日
平成25年度	全国平均	入院	16.21日、入院外	1.65日、歯科	2.06日、合計	2.05日
	県平均	入院	16.39日、入院外	1.64日、歯科	2.35日、合計	2.06日
平成26年度	全国平均	入院	16.07日、入院外	1.63日、歯科	2.01日、合計	2.02日
	県平均	入院	15.91日、入院外	1.61日、歯科	2.30日、合計	2.02日
平成27年度	全国平均	入院	15.95日、入院外	1.61日、歯科	1.96日、合計	1.99日
	県平均	入院	15.93日、入院外	1.58日、歯科	2.26日、合計	1.99日
平成28年度	全国平均	入院	15.86日、入院外	1.59日、歯科	1.92日、合計	1.96日
	県平均	入院	15.79日、入院外	1.56日、歯科	2.19日、合計	1.95日
平成29年度	全国平均	入院	15.91日、入院外	1.57日、歯科	1.88日、合計	1.95日
	県平均	入院	15.82日、入院外	1.53日、歯科	2.13日、合計	1.93日

(3)退職

区分	年度	1件当たり日数 (日)	前年比 (%)	算出方法 A ÷ B	
				診療実日数(A) 診療費分(日)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分(件)
入院	平成18年度	15.81	—	7,160	453
	平成19年度	16.73	5.82	7,995	478
	平成20年度	15.25	△ 8.85	2,516	165
	平成21年度	14.47	△ 5.11	1,288	89
	平成22年度	15.60	7.81	2,465	158
	平成23年度	16.06	2.95	2,971	185
	平成24年度	13.16	△ 18.06	2,303	175
	平成25年度	13.34	1.37	2,895	217
	平成26年度	15.47	15.97	2,691	174
	平成27年度	15.33	△ 0.90	2,346	153
	平成28年度	16.49	7.57	874	53
	平成29年度	8.18	△ 50.39	139	17
	平成30年度	15.90	94.38	159	10
入院外	平成18年度	2.04	—	36,993	18,145
	平成19年度	1.95	△ 4.41	38,619	19,801
	平成20年度	1.86	△ 4.62	12,254	6,599
	平成21年度	1.75	△ 5.91	9,522	5,428
	平成22年度	1.78	1.71	10,632	5,973
	平成23年度	1.70	△ 4.49	12,108	7,137
	平成24年度	1.64	△ 3.53	12,324	7,496
	平成25年度	1.58	△ 3.66	10,924	6,922
	平成26年度	1.58	0.00	9,727	6,169
	平成27年度	1.53	△ 3.16	7,555	4,948
	平成28年度	1.48	△ 3.27	4,357	2,941
	平成29年度	1.38	△ 6.76	2,158	1,562
	平成30年度	1.32	△ 4.35	800	608
歯科	平成18年度	2.82	—	5,566	1,971
	平成19年度	2.89	2.48	5,417	1,876
	平成20年度	2.76	△ 4.50	2,047	743
	平成21年度	2.81	1.81	1,977	704
	平成22年度	2.65	△ 5.69	2,088	787
	平成23年度	2.55	△ 3.77	2,311	907
	平成24年度	2.52	△ 1.18	2,535	1,006
	平成25年度	2.57	1.98	2,679	1,041
	平成26年度	2.38	△ 7.39	2,096	881
	平成27年度	2.37	△ 0.42	1,640	693
	平成28年度	2.18	△ 8.02	873	400
	平成29年度	2.16	△ 0.92	485	225
	平成30年度	2.29	6.02	234	102
合計	平成18年度	2.42	—	49,719	20,569
	平成19年度	2.35	△ 2.89	52,031	22,155
	平成20年度	2.24	△ 4.68	16,817	7,507
	平成21年度	2.06	△ 8.04	12,787	6,221
	平成22年度	2.19	6.31	15,185	6,918
	平成23年度	2.11	△ 3.65	17,390	8,229
	平成24年度	1.98	△ 6.16	17,162	8,677
	平成25年度	2.02	2.02	16,498	8,180
	平成26年度	2.01	△ 0.50	14,514	7,224
	平成27年度	1.99	△ 1.00	11,541	5,794
	平成28年度	1.80	△ 9.55	6,104	3,394
	平成29年度	1.54	△ 14.44	2,782	1,804
	平成30年度	1.66	7.79	1,193	720

(4)老人

区分	年 度	1件当たり日数 (日)	前年比 (%)	算 出 方 法 A ÷ B	
				診療実日数(A) 診療費分 (日)	診療報酬明細書件数(B) 診療費分 (件)
入院	平成18年度	19.91	—	68,634	3,447
	平成19年度	19.92	0.05	61,957	3,110
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし					
入院外	平成18年度	2.57	—	136,706	53,124
	平成19年度	2.46	△ 4.28	125,572	50,968
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし					
歯科	平成18年度	2.75	—	6,551	2,385
	平成19年度	2.68	△ 2.55	5,660	2,109
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし					
合計	平成18年度	3.59	—	211,891	58,956
	平成19年度	3.44	△ 4.18	193,189	56,187
後期高齢者医療制度により平成20年度以降はなし					

「事業年報」より

6. 高額療養費

区分 年度	一般分		退職分		合計		前年比 (%)	1件当たり 高額療養費 (円)
	件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)	件数 (件)	給付額 (円)		
平成18年度	1,928	174,284,175	377	30,940,905	2,305	205,225,080	—	89,035
平成19年度	1,963	189,049,915	396	34,931,113	2,359	223,981,028	9.14	94,947
平成20年度	2,997	230,469,887	252	23,454,827	3,249	253,924,714	13.37	78,155
平成21年度	3,311	251,152,436	91	11,248,600	3,402	262,401,036	3.34	77,131
平成22年度	3,747	263,863,141	166	16,733,817	3,913	280,596,958	6.93	71,709
平成23年度	3,277	242,839,321	267	34,227,039	3,544	277,066,360	△ 1.26	78,179
平成24年度	3,596	257,791,527	235	25,609,195	3,831	283,400,722	2.29	73,976
平成25年度	4,011	277,951,926	341	33,489,825	4,352	311,441,751	9.89	71,563
平成26年度	3,742	256,356,014	286	31,629,366	4,028	287,985,380	△ 7.53	71,496
平成27年度	3,824	285,627,400	301	33,852,932	4,125	319,480,332	10.94	77,450
平成28年度	4,093	317,496,567	170	17,046,389	4,263	334,542,956	4.71	78,476
平成29年度	4,015	271,985,950	81	8,437,566	4,096	280,423,516	△ 16.18	68,463
平成30年度	4,021	278,715,504	22	2,339,761	4,043	281,055,265	0.23	69,517

「事業年報」より

7. 出産育児一時金

年度	単価 (円)		件数(件)		支給額 (円)		前年比 (%)
	(4~9月)	(10~3月)	計	計	計	計	
平成18年度	300,000		38	61	11,400,000	19,450,000	—
		350,000	23		8,050,000		
平成19年度		350,000		49		17,150,000	△ 11.83
平成20年度	350,000		36	49	12,600,000	17,540,000	2.27
		380,000	13		4,940,000		
平成21年度	380,000		19	38	7,190,000	15,170,000	△ 13.51
		420,000	19		7,980,000		
平成22年度		420,000		42		17,550,000	15.69
平成23年度		420,000		36		17,510,000	△ 0.23
平成24年度		420,000		38		15,870,000	△ 9.37
平成25年度		420,000		36		15,060,000	△ 5.10
平成26年度		420,000		36		15,090,000	0.20
平成27年度		420,000		30		12,535,066	△ 16.93
平成28年度		420,000		26		10,920,000	△ 12.88
平成29年度		420,000		24		10,048,000	△ 7.99
平成30年度		420,000		14		5,880,000	△ 41.48

「事業年報」より

8. 葬祭費

年度	単価 (円)	件数 (件)	支給額 (円)	前年比 (%)
平成18年度	50,000	321	16,050,000	—
平成19年度	50,000	290	14,500,000	△ 9.66
平成20年度	50,000	69	3,450,000	△ 76.21
平成21年度	50,000	71	3,550,000	2.90
平成22年度	50,000	76	3,800,000	7.04
平成23年度	50,000	49	2,450,000	△ 35.53
平成24年度	50,000	64	3,200,000	30.61
平成25年度	50,000	60	3,000,000	△ 6.25
平成26年度	50,000	76	3,800,000	26.67
平成27年度	50,000	70	3,500,000	△ 7.89
平成28年度	50,000	52	2,600,000	△ 25.71
平成29年度	50,000	65	3,250,000	25.00
平成30年度	50,000	44	2,200,000	△ 32.31

「事業年報」より

5. 特定健康診査・特定保健指導・脳ドックの状況について

1. 特定健康診査(特定健診)について	52
2. 特定健診等実施計画について	53
3. 平成30年度の進捗状況	54
4. 内臓脂肪症候群判定結果	55
5. 特定保健指導	56
6. 脳ドック助成事業.....	57

1. 特定健康診査(特定健診)について

特定健診は、国保などの医療保険者が、40～74歳の加入者(被保険者・被扶養者)を対象として、毎年度、計画的に実施する、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査です。

(1) 対象者

加入者のうち、特定健診の実施年度中に40～74歳となる方が対象です。

※平川市国保の場合、生活習慣病予防のため、30～39歳までの加入者についても実施しています。(集団健診のみ)。

(2) 特定健診の内容

- ・基本的な項目 …… 対象者全員が実施する項目
- ・詳細な項目 …… 判定基準に基づいて、医師の判断により実施する項目

項 目		内 容	
基 本 的 な 項 目	既往歴の調査	服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査	
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査(身体診察)	
	身長、体重及び腹囲の検査	身体計測 ※腹囲の測定に代えて、内臓脂肪面積の測定でも可。	
	BMIの測定	$BMI = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)}^2$	
	血圧の測定		
	肝機能検査	GOT、GPT、 γ -GTP	
	血中脂質検査	中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール	
	血糖検査	空腹時血糖、ヘモグロビンA1c (HbA1c)	
詳 細 な 項 目	尿検査	尿中の糖及び蛋白の有無	
	貧血検査	(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定) 貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者	
	心電図検査	前年度の特定健診の結果等において、血糖、脂質、血圧及び腹囲等の全てについて、次の基準に該当した者	
	眼底検査	血糖	空腹時血糖値が100mg/dℓ以上、またはHbA1cが5.6%以上
		脂質	中性脂肪150mg/dℓ以上、またはHDLコレステロール40mg/dℓ未満
	血圧	収縮期130mmHg以上、又は拡張期85mmHg以上	
	腹囲等	腹囲が85cm以上(男性)・90cm以上(女性)の者(内臓脂肪面積の測定ができる場合には内臓脂肪面積が100平方cm以上)、またはBMIが25以上の者	

※平川市国保では、特定健診の詳細項目に該当しない者でも心電図、貧血検査の有所見者が多いことから、受診者全員に貧血、心電図検査を実施しました。また、独自の追加項目としてクレアチニン、尿酸、尿潜血検査、総コレステロール検査を実施しました。

○特定健診は、4月から12月まで健康センターや町会施設の27か所で43回の集団健診を行いました。集団健診ではがん検診を同時に実施しました。また、市内医療機関及び南黒医師会・弘前市医師会加入の計110の医療機関において個別健診を実施しました。

2. 特定健診等実施計画について

平川市国民健康保険(平川市国保)では、特定健診・特定保健指導の実施計画を策定し、各年度の目標に向けて進めています。

○特定健診実施計画の概要および実施状況

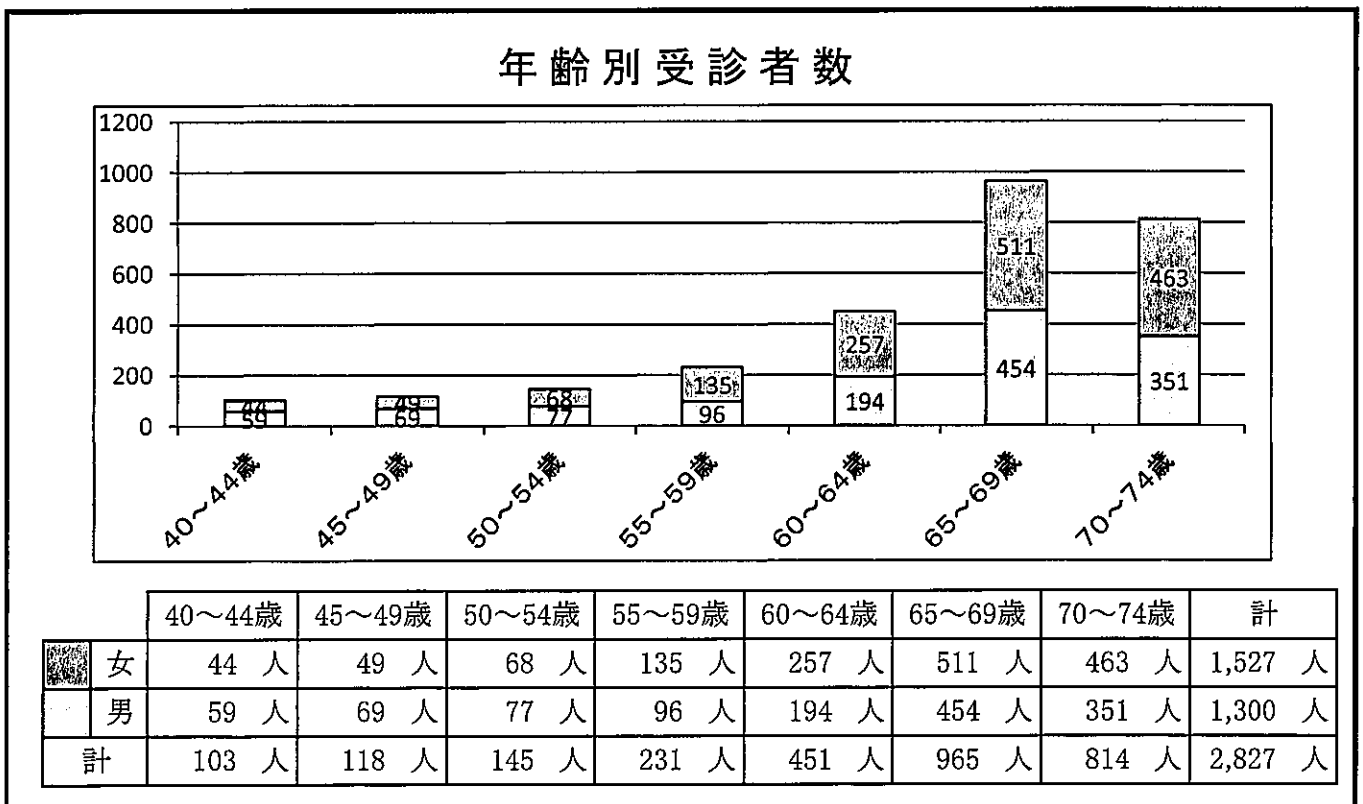
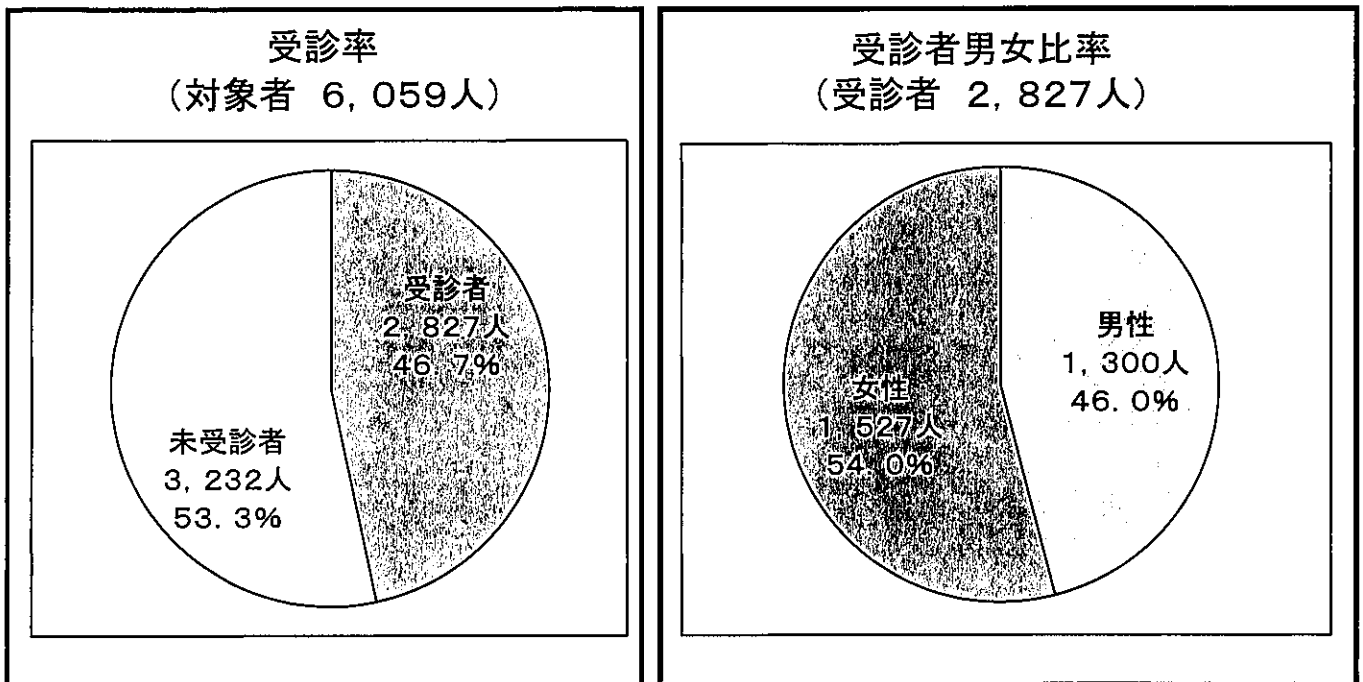
実施計画		第1期				第2期					第3期
実施年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
目 標	特定健診										
	実施率	50 %	60 %	60 %	65 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %	50 %
	対象者数	9,018 人	9,036 人	9,054 人	9,072 人	7,277 人	7,181 人	7,085 人	6,989 人	6,893 人	5,836 人
	受診者数	4,509 人	5,422 人	5,433 人	5,897 人	2,910 人	3,231 人	3,542 人	3,843 人	4,135 人	2,918 人
	特定保健指導										
	実施率	35 %	40 %	45 %	45 %	40 %	45 %	50 %	55 %	60 %	40 %
対象者数	— 人	— 人	— 人	— 人	334 人	371 人	407 人	441 人	475 人	312 人	
実施者数	— 人	— 人	— 人	— 人	133 人	166 人	203 人	242 人	285 人	125 人	
実 績	特定健診										
	実施率	32.7 %	35.1 %	37.0 %	37.9 %	39.4 %	41.9 %	44.0 %	45.0 %	46.1 %	46.7 %
	対象者数	7,628 人	7,541 人	7,434 人	7,286 人	7,133 人	6,937 人	6,722 人	6,490 人	6,279 人	6,059 人
	受診者数	2,498 人	2,649 人	2,749 人	2,758 人	2,808 人	2,907 人	2,955 人	2,919 人	2,893 人	2,827 人
	特定保健指導										
	実施率	44.2 %	29.3 %	25.7 %	33.8 %	39.3 %	41.9 %	30.3 %	30.9 %	47.4 %	50.7 %
対象者数	342 人	307 人	315 人	311 人	308 人	341 人	320 人	314 人	306 人	306 人	
実施者数	151 人	90 人	81 人	105 人	121 人	143 人	97 人	97 人	145 人	155 人	

3. 平成30年度の進捗状況

◆特定健診

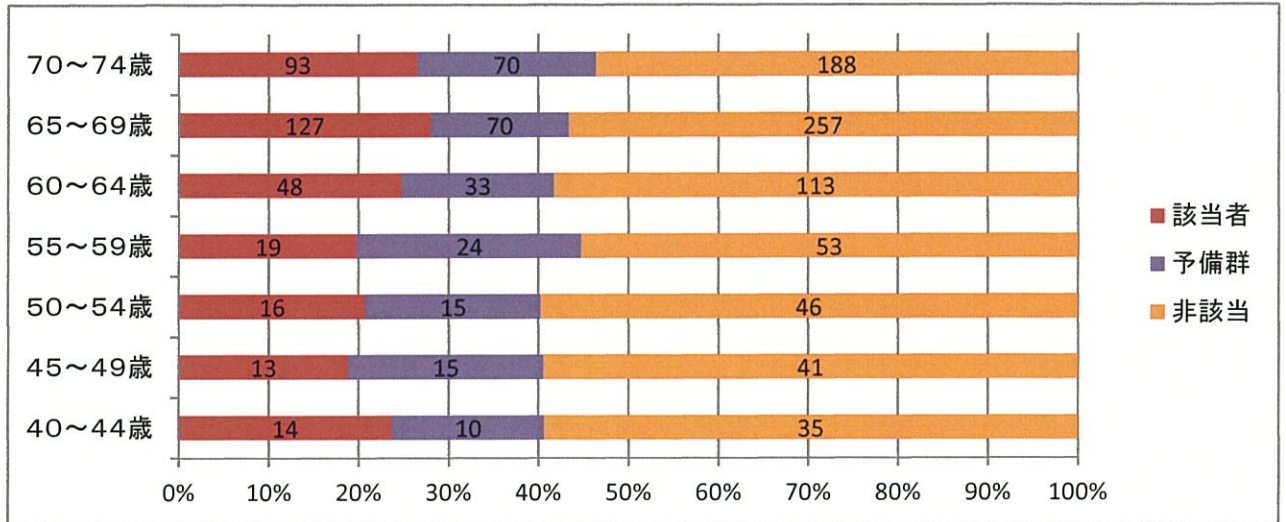
平成30年度の実施状況(令和元年11月末現在)は、特定健診受診者が2,827人(対象者6,059人)で、受診率46.7%、そのうち生活習慣の改善が必要な特定保健指導実施者は155人(対象者306人)で実施率50.7%となっています。実施計画の目標値と比較すると健診受診率がマイナス9.3%と、保健指導実施率がマイナス12.6%となっており、どちらも目標は達成していません。

今後も引き続き受診率(実施率)の向上に努めていく必要があります。

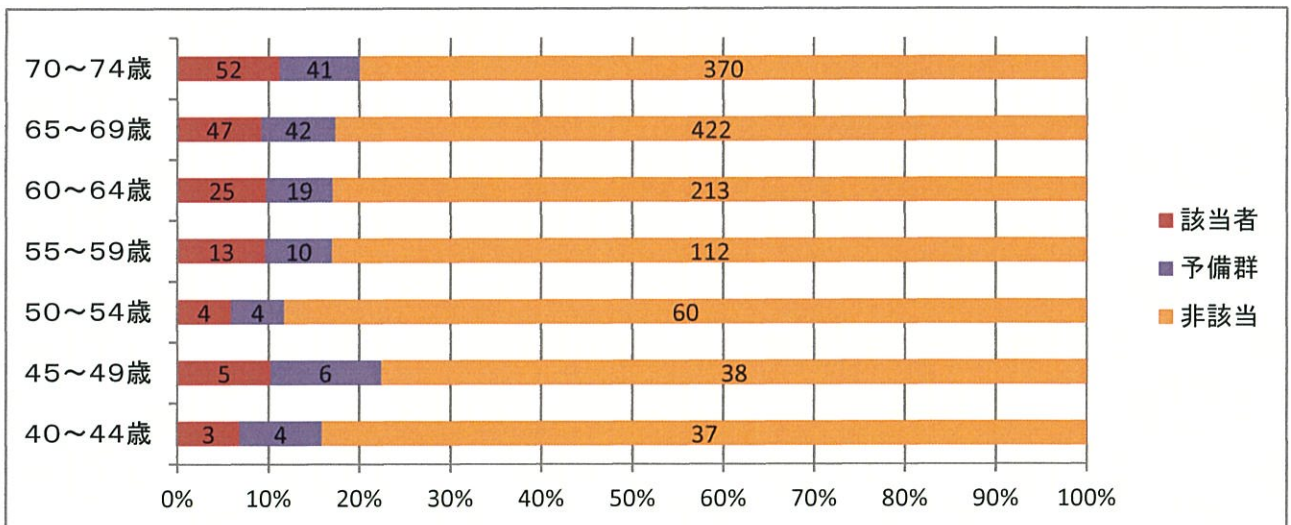


4. 内臓脂肪症候群判定結果

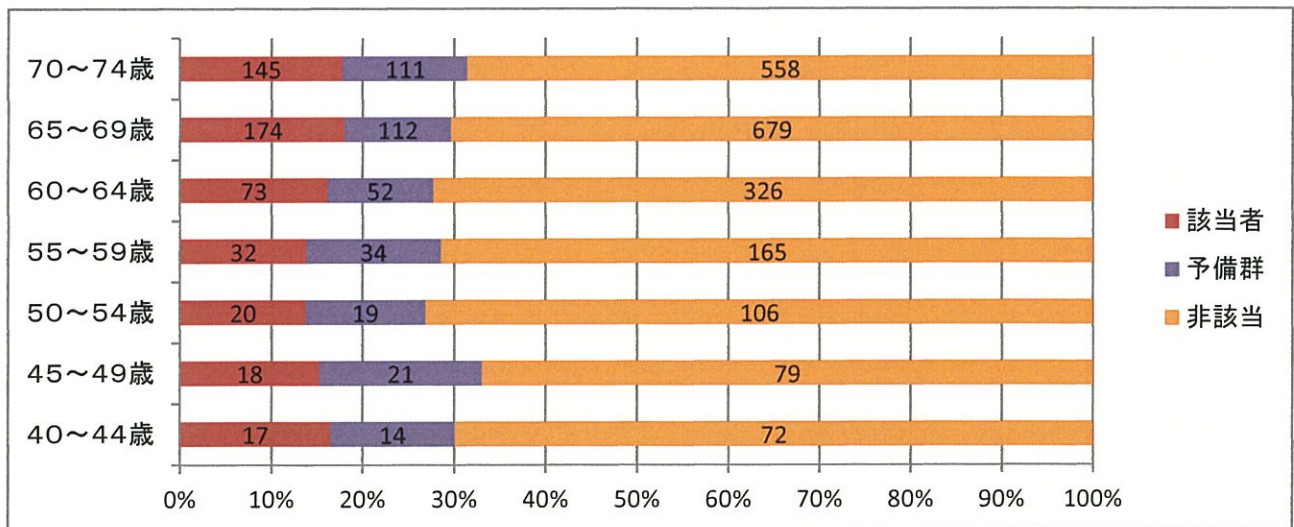
(1) 判定結果(男性)



(2) 判定結果(女性)



(3) 判定結果(合計)



5. 特定保健指導

特定保健指導は、特定健診の結果により、生活習慣病やメタボリックシンドロームのリスクが高い方に対して、保健師等が生活習慣を改善するための支援を行うもので、動機付け支援と積極的支援があります。

(1) 対象者

腹 囲	追 加 リ ス ク			喫煙歴	対 象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40歳～64歳	65歳～74歳
≧85cm(男性) ≧90cm(女性)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外で BMI≧25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

(2) 動機付け支援

健診結果並びに喫煙、運動、食生活等の生活習慣の状況を踏まえ、対象者本人が、自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容となる取り組みを支援します。面接による1回の支援と6か月後の評価を行います。

(3) 積極的支援

健診結果並びに喫煙、運動、食生活等の生活習慣の状況を踏まえ、対象者本人が、自分の生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容となる取り組みを支援します。面接による支援を行い、3か月以上の継続的な支援と6か月後の評価を行います。

(4) 平成29年度の特定保健指導の状況

集団健診を受診した約1か月後に、健診会場と同じ場所で健診結果説明会を実施しています。個別に面接をして、生活習慣の改善に関する情報提供のほか、動機付け支援並びに積極的支援の初回面接を実施しています。初回面接以降は、個別面談や電話等による支援を行っています。

個別健診を受診した特定保健指導対象者へは、医療機関から提出してもらった健診結果を、市が特定保健指導の階層化を行い、個別面談や電話等による支援を行っています。

平成29年度は、受診者2,893人に対して動機付け支援197人(6.8%)、積極的支援109人(3.7%)の方が対象となり、合計97人(30.9%)に特定保健指導を実施しました。

6. 脳ドック助成事業

平川市国民健康保険では、脳及び脳血管疾患の早期発見と予防を目的とし、将来的な医療費の抑制のため、被保険者を対象に脳ドック助成事業を実施しています。

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
対 象 者	35～65歳	35～65歳	35～65歳	30～65歳	30～65歳	30～65歳
募 集 人 数	66人	84人	100人	100人	90人	108人
実 施 人 数	65人	84人	100人	98人	89人	101人
1 人 当 たり 検 査 費 用	27,470円	29,040円	28,393円	28,393円	31,879円	31,879円
自 己 負 担 額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	6,000円	7,000円
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対 象 者	30～65歳	30～65歳	30～65歳	30～65歳	30～65歳	30～67歳
募 集 人 数	110人	100人	100人	100人	100人	100人
実 施 人 数	99人	99人	95人	94人	95人	98人
1 人 当 たり 検 査 費 用	32,719円	33,989円	34,952円	34,960円	34,960円	34,992円
自 己 負 担 額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円
区 分	平成30年度					
対 象 者	30～67歳					
募 集 人 数	100人					
実 施 人 数	97人					
1 人 当 たり 検 査 費 用	34,992円					
自 己 負 担 額	7,000円					

6. 疾病統計

1. 国保疾病分類の状況(入院+入院外)	58
----------------------------	----

国保疾病分類の状況(入院+入院外)

(1) 全体 (一般+退職)

【 件 数 】

	大 分 類	主 な 疾 病	件 数	割 合
1	循環器系の疾患	高血圧、狭心症	14,227	19.30
2	内分泌、栄養及び代謝疾患	甲状腺障害、糖尿病	11,470	15.56
3	筋骨格系及び結合組織の疾患	関節炎、痛風	8,473	11.49
4	呼吸器系の疾患	喘息、気管支炎	8,131	11.03
5	眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障	5,093	6.91
6	消化器系の疾患	胃腸炎、肝臓の疾患	4,455	6.04
7	精神及び行動の障害	統合失調症、そううつ病	3,341	4.53
8	皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蕁麻疹	3,226	4.38
9	他に分類されないもの	頭痛、めまい	3,054	4.14
10	腎尿路生殖器系の疾患	腎炎、尿路結石	3,018	4.09
11	神経系の疾患	てんかん、自律神経失調症	2,548	3.46
12	新生物	癌、白血病	2,480	3.36
13	感染症及び寄生虫症	結核、ウイルス肝炎	2,015	2.73
14	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷	1,142	1.55
15	耳及び乳様突起の疾患	外耳炎、中耳炎	730	0.99
16	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、血友病	146	0.20
17	妊娠、分娩及び産じょく	流産、妊娠中毒症	93	0.13
18	先天奇形、変形及び染色体異常	先天性胆道拡張症、口蓋裂	73	0.10
19	周産期に発生した病態	出産外傷、子宮内低酸素症	5	0.01
	計		73,720	100.00

【 金 額 】

	大 分 類	主 な 疾 病	金 額 (円)	割 合
1	循環器系の疾患	高血圧、狭心症	438,076,900	17.19
2	新生物	癌、白血病	412,737,520	16.20
3	内分泌、栄養及び代謝疾患	甲状腺障害、糖尿病	255,654,000	10.03
4	筋骨格系及び結合組織の疾患	関節炎、痛風	248,228,000	9.74
5	呼吸器系の疾患	喘息、気管支炎	213,521,610	8.38
6	精神及び行動の障害	統合失調症、そううつ病	169,648,530	6.66
8	消化器系の疾患	胃腸炎、肝臓の疾患	139,219,210	5.46
7	神経系の疾患	てんかん、自律神経失調症	130,603,480	5.12
9	腎尿路生殖器系の疾患	腎炎、尿路結石	121,899,790	4.78
10	感染症及び寄生虫症	結核、ウイルス肝炎	99,002,270	3.89
11	眼及び付属器の疾患	結膜炎、白内障	78,298,010	3.07
12	損傷、中毒及びその他の外因の影響	骨折、熱傷	72,974,130	2.86
13	他に分類されないもの	頭痛、めまい	66,289,610	2.60
14	皮膚及び皮下組織の疾患	アトピー性皮膚炎、蕁麻疹	46,039,200	1.81
15	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	貧血、血友病	31,844,140	1.25
16	耳及び乳様突起の疾患	外耳炎、中耳炎	12,268,140	0.48
17	妊娠、分娩及び産じょく	流産、妊娠中毒症	6,727,990	0.26
18	先天奇形、変形及び染色体異常	先天性胆道拡張症、口蓋裂	5,380,990	0.21
19	周産期に発生した病態	出産外傷、子宮内低酸素症	169,720	0.01
	計		2,548,583,240	100.00

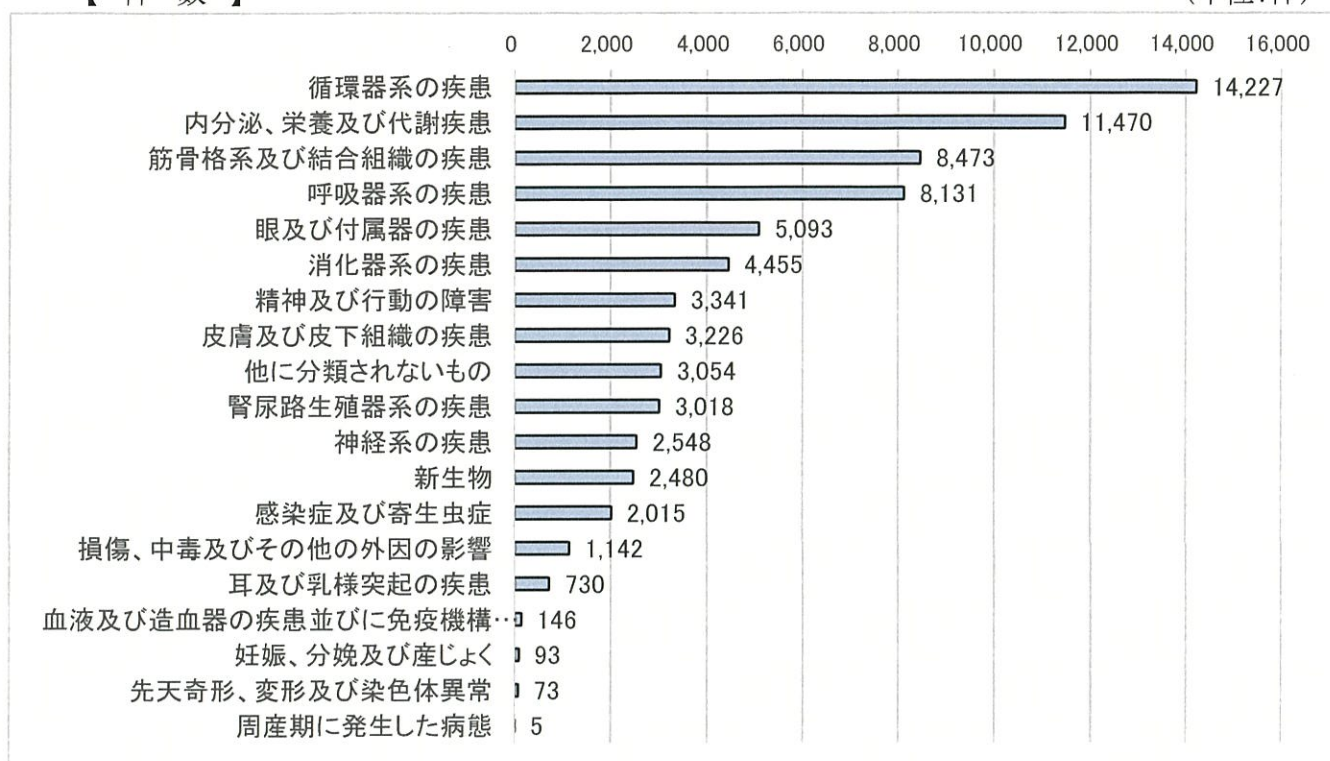
期 間 : 平成30年3月～平成31年2月診療分 集計

国保疾病分類の状況グラフ(入院+入院外)

(1) 全体 (一般+退職)

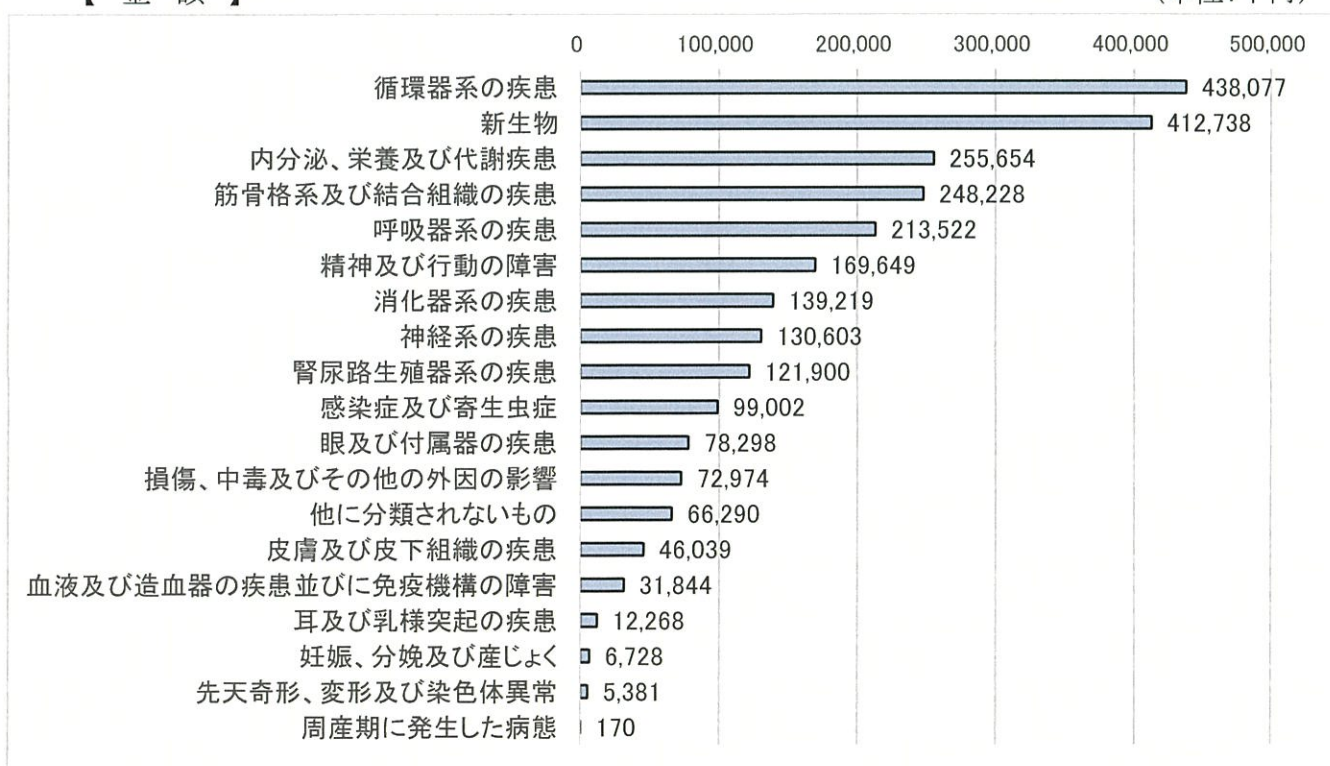
【 件 数 】

(単位:件)



【 金 額 】

(単位:千円)



7. 条例・規則等(平成31年4月1日現在)

1. 平川市国民健康保険条例	60
2. 平川市国民健康保険運営協議会規則	63
3. 平川市国民健康保険税条例	64
4. 平川市国民健康保険給付規則	79
5. 平川市国民健康保険財政調整基金条例	80
6. 平川市国民健康保険高額医療費支払資金貸付要綱	81
7. 平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱	83
8. 平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱	86

○平川市国民健康保険条例

平成18年1月1日

条例第113号

改正 平成18年9月26日条例第216号

平成19年5月2日条例第13号

平成20年3月21日条例第11号

平成20年12月24日条例第45号

平成21年9月18日条例第24号

平成23年3月31日条例第11号

平成26年12月19日条例第27号

平成27年3月23日条例第20号

平成30年3月22日条例第11号

目次

第1章 この市が行う国民健康保険の事務（第1条）

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条—第3条）

第3章 保険給付（第4条—第6条）

第4章 保健事業（第7条—第9条）

第5章 国民健康保険税（第10条）

第6章 罰則（第11条—第14条）

附則

第1章 この市が行う国民健康保険の事務

（この市が行う国民健康保険の事務）

第1条 この市が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

（国民健康保険運営協議会の設置）

第2条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

第11条第2項の規定に基づき、平川市国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第2条の2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1） 被保険者を代表する委員 5人

（2） 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人

（3） 公益を代表する委員 5人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 保険給付

（一部負担金）

第4条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を一部負担金として当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

（1） 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

（2） 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

（3） 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 10分の2

（4） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第42条第1項第4号の規定が適用される者である場合 10分の3

2 保険医療機関又は保険薬局である病院又は診療所に入院しないで法第36条第1項第1号から第4号までに定める療養の給付を受ける被保険者のうち、妊娠の届出の受理のあった日から出産の日の属する月の翌月の末日までの者は、当該療養の給付に関し一部負担金を支払うことを要しない。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 出産育児一時金の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
(葬祭費)

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として5万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

3 葬祭費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

第4章 保健事業

(保健事業)

第7条 この市は、法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

2 この市は、被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

- (1) 診療所の設置
- (2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第8条 前条に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第9条 被保険者でない者に第7条の保健事業を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第5章 国民健康保険税

第10条 この市は、世帯主に対して別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第6章 罰則

第11条 この市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料に処する。

第12条 この市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは10万円以下の過料に処する。

第13条 この市は、偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

第14条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険条例(昭和3

4年平賀町条例第2号)、尾上町国民健康保険条例(昭和34年尾上町条例第13号)又は碓ヶ関村国民健康保険条例(昭和35年碓ヶ関村条例第1号)(以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、支給すべき事由が生じた出産育児一時金及び葬祭費の支給額については、合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年9月26日条例第216号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の平川市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以降の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

附 則(平成19年5月2日条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第30号で平成19年5月30日から施行)

附 則(平成20年3月21日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年12月24日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

附 則(平成21年9月18日条例第24号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日条例第11号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成26年12月19日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る平川市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月23日条例第20号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○平川市国民健康保険運営協議会規則

平成18年1月1日
規則第97号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第3条に基づき、平川市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき市長の諮問に応じて答申するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
- (2) 保険税に関する事。
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事。
- (4) 診療施設に関する事。
- (5) 保健事業の実施大綱の策定に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長において重要と認める事項

(協議会の招集)

第3条 会長は、協議会を招集し、その議長となる。

第4条 協議会は、市長から諮問があったときはその都度これを開き、速やかに答申しなければならない。

- 2 協議会は、前項のほか会長において必要と認めるときは、いつでも招集することができる。
- 3 会長が協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等をあらかじめ市長に通知しなければならない。
- 4 協議会の審議状況は、その都度市長に報告しなければならない。

第5条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第6条 会長は、議事に関し必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第7条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が命ずる。

- 2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(協議会の議事録)

第8条 議長は、書記をして協議会の議事について記録を作成し、出席委員の氏名及び会議のてん末を記載させなければならない。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

○平川市国民健康保険税条例

平成18年1月1日

条例第63号

改正 平成18年3月31日条例第189号
平成18年6月27日条例第205号
平成19年3月28日条例第11号
平成19年12月19日条例第30号
平成20年3月21日条例第5号
平成20年6月23日条例第25号
平成21年3月24日条例第6号
平成21年3月31日条例第14号
平成22年3月31日条例第7号
平成23年3月31日条例第10号
平成24年3月31日条例第6号
平成25年3月30日条例第18号
平成25年9月25日条例第31号
平成26年3月31日条例第13号
平成26年6月20日条例第14号
平成27年3月31日条例第22号
平成28年3月31日条例第17号
平成28年12月12日条例第33号
平成29年3月31日条例第12号
平成30年3月22日条例第6号
平成30年3月31日条例第29号
平成31年3月29日条例第15号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し課する。

2 国民健康保険の被保険者である資格がない世帯主であつて当該世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては、当該世帯主を国民健康保険の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)) の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。)) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第

2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が61万円を超える場合においては、基礎課税額は、61万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の8.2を乗じて算出する。

- 2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合には、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の18.5を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 27,800円
- (2) 特定世帯 13,900円
- (3) 特定継続世帯 20,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯以外の世帯 10,000円

(2) 特定世帯 5,000円

(3) 特定継続世帯 7,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の5.70を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について8,400円とする。

(賦課期日)

第10条 国民健康保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第11条 国民健康保険税は、第14条、第18条及び第19条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第12条 普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、次のとおりとする。

(1) 第1期 7月1日から同月31日まで

(2) 第2期 8月1日から同月31日まで

(3) 第3期 9月1日から同月30日まで

(4) 第4期 10月1日から同月31日まで

(5) 第5期 11月1日から同月30日まで

(6) 第6期 12月1日から同月28日まで

(7) 第7期 翌年1月1日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する国民健康保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額を課する。

3 第1項の賦課期日後に第1条第2項の世帯主(以下次項までにおいて「2項世帯主」という。)である国民健康保険税の納税義務者が同条第1項の世帯主(以下次項までにおいて「1項世帯主」という。)となつ

た場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

- 4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である国民健康保険税の納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 5 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。
- 7 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額から当該介護納付金課税被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を当該介護納付金課税被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該介護納付金課税被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

（特別徴収）

第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（特別徴収義務者の指定等）

第15条 前条の規定による特別徴収に係る国民健康保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者

に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

（特別徴収税額の納入の義務等）

第16条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

（被保険者資格喪失等の場合の通知等）

第17条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

（既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収）

第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

（新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収）

第19条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

（1） 第14条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日から9月30日までの間

（2） 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

（3） 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

（普通徴収税額への繰入）

第20条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する国民健康保険税を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第12条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例）

第21条 国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者について、その者の前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該前年度の国民健康保険税額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る国民健康保険税として徴収する。

2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第17条又は第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

（徴収の特例に係る税額の修正の申出等）

第22条 前条第1項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって国民健康保険税を徴収されることとなる者は、第26条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に市長に前条第1項の規定によって徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第1項の規定によって徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

（国民健康保険税の減額）

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1） 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16,660円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯以外の世帯 19,460円

（イ） 特定世帯 9,730円

（ウ） 特定継続世帯 14,595円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯以外の世帯 7,000円

（イ） 特定世帯 3,500円

（ウ） 特定継続世帯 5,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 5,880円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 13,900円

(イ) 特定世帯 6,950円

(ウ) 特定継続世帯 10,425円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,300円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 5,000円

(イ) 特定世帯 2,500円

(ウ) 特定継続世帯 3,750円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,200円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 5,560円

(イ) 特定世帯 2,780円

(ウ) 特定継続世帯 4,170円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,320円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯以外の世帯 2,000円

(イ) 特定世帯 1,000円

(ウ) 特定継続世帯 1,500円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,800円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,680円

2 市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないとする場合は、当該減額を行わないものとする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者

等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

(国民健康保険税に関する申告)

第24条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで(国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内)に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(国民健康保険税の減免)

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減額し、又は免除する。

(1) 貧困により生活のために公私の扶助を受ける者

(2) 市の全部又は一部にわたる災害等により、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) その他特別の事情のある者

2 前項の規定によって、国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに国民健康保険税について、減免を受けようとする年度、期別及び税額等を記載した申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書簡を添付して市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって、国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(国民健康保険税の納税通知書)

第26条 国民健康保険税の納税通知書の様式については、市長が別に定める。

(委任)

第27条 この条例に定めるほか、国民健康保険税の賦課徴収については、平川市税条例(平成18年平川市条例第61号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険税条例（平成元年平賀町条例第18号）、尾上町国民健康保険税条例（昭和51年尾上町条例第19号）又は碓ヶ関村国民健康保険税条例（昭和45年碓ヶ関村条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により課した、又は課すべきであった国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
(市外からの転入に係る課税の特例)
- 5 施行日から平成18年3月31日までの間に市外から本市に転入する者に対して課する国民健康保険税は、施行日の属する年度に限り、その転入する合併関係町村（合併前の平賀町、尾上町又は碓ヶ関村をいう。以下同じ。）の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。
(市内における転居に係る課税の特例)
- 6 納税義務者の世帯の全部が、施行日から平成18年3月31日までの間に市内において転居する場合は、施行日の属する年度に限り、当該世帯を施行日前に住所を有していた合併関係町村の区域に属する世帯とみなし、その世帯に課する国民健康保険税は、当該合併関係町村の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。
- 7 納税義務者の世帯の一部が、施行日から平成18年3月31日までの間に市内において転居する場合は、施行日の属する年度に限り、その転居した者を当該転居した合併関係町村の区域に属する世帯とみなし、その世帯に課する国民健康保険税は、当該合併関係町村の区域における合併前の条例の規定による税率を適用する。
(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 8 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）」とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得

の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 1 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山

林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

附 則（平成18年3月31日条例第189号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第9項から附則第16項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月27日条例第205号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例第6条、第7条の2、第7条の3及び第13条の規定は、平成18年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月19日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の平川市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第17条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

（経過措置）

- 4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第16条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第26号。以下「新地方税法」という。）第706条第2項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号。以下「国民健康保険法施行令等改正令」という。）附則第3条第1項各号に規定す

る世帯主を除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において新地方税法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(次項において「特別徴収対象年金給付」という。)が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でないと思われる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税額に相当する額として国民健康保険法施行令等改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額とする。

附 則 (平成20年3月21日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年6月23日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月31日条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第8項の次に1項を加える改正規定、附則第9項の改正規定(同項を附則第10項とする部分に限る。)、附則第10項の改正規定(同項を附則第11項とする部分に限る。)、附則第11項の改正規定(同項を附則第12項とする部分に限る。)、同項の次に1項を加える改正規定、附則第12項及び第13項の改正規定、附則第14項の改正規定(同項を附則第16項とする部分に限る。)、附則第15項の改正規定、附則第16項の改正規定(同項を附則第18項とする部分に限る。)、附則第17項の改正規定(同項を附則第19項とする部分に限る。)並びに附則第18項の改正規定(同項を附則第20項とする部分に限る。)は平成22年1月1日から、附則第9項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第10項の改正規定(同項を附則第11項とする部分を除く。)は平成22年4月1日から、附則第14項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。)は平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第19項及び第20項の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条及び第23条の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月31日条例第6号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月30日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。ただし、附則第21項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

附 則 (平成25年9月25日条例第31号)

改正 平成27年3月31日条例第22号

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第20項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年6月20日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 平川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成25年平川市条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成28年3月31日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月12日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 この条例による改正後の平川市国民健康保険税条例附則第16項及び第17項の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成29年3月31日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月22日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月31日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 改正後の平川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

○平川市国民健康保険給付規則

平成18年1月1日

規則第98号

改正 平成20年12月24日規則第39号

平成26年12月19日規則第21号

平成27年11月16日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第5条及び第6条に係る支給及び申請に関し必要な事項を定めるものとする。

(出産育児一時金)

第2条 条例第5条に規定する出産育児一時金は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書きに規定する出産であると認められるときは、1万6,000円を加算する。

2 出産育児一時金の支給を受けようとする者は、出産育児一時金支給申請書（様式第1号）に出産を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(葬祭費)

第3条 葬祭費の支給を受けようとする者は、葬祭費支給申請書（様式第2号）に死亡を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の平賀町国民健康保険給付規則（平成3年平賀町規則第7号）、尾上町国民健康保険給付規則（平成3年尾上町規則第10号）又は碓ヶ関村国民健康保険条例施行規則（平成2年碓ヶ関村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年12月24日規則第39号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日規則第21号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成27年11月16日規則第27号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(設置)

第1条 市国民健康保険財政の調整基金に充てるため、平川市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該年度の国民健康保険特別会計予算で定める額の範囲内の額
- (2) 各年度の決算において生じた剰余金の2分の1を下らない額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計予算に計上して基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において合併前の平賀町国民健康保険財政調整基金条例（昭和44年平賀町条例第30号）、尾上町国民健康保険診療報酬支払準備基金条例（昭和45年尾上町条例第20号）又は碓ヶ関村国民健康保険給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和44年碓ヶ関村条例第2号）に基づく基金に属していた現金、有価証券その他の財産は、施行日において、この条例に基づく基金に属するものとする。

(目的)

第1条 この告示は、医療機関等への支払が一時的に困難な平川市国民健康保険の被保険者（以下「被保険者」という。）に対し、平川市国民健康保険条例（平成18年平川市条例第113号）第7条の規定に基づき、高額医療費支払資金貸付を行うことにより、適切な療養の確保と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、高額療養費とは国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に定めるものをいう。

(貸付けの対象者)

第3条 国民健康保険高額医療費支払資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる被保険者の属する世帯主とする。

(1) 診療月において70歳未満の被保険者が受けた療養について、その世帯主が高額療養費の支給を受ける見込みがあること。

(2) 被保険者が、療養に要する費用について医療機関等から請求を受け、その費用の支払が困難であること。

(3) 医療機関等の受領及び返還に係る同意が得られていること。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令により当該療養に要する費用について負担が行われる場合は、貸付けの対象としない。

(貸付け限度額及び利息)

第4条 貸付けの限度額は、高額療養費として支給される見込額の10分の9以内の額とし、その額が1万円未満のときは、貸付けを行わない。ただし、貸付額は1千円未満を切捨てるものとする。

2 貸付金には、利息を付さない。

(貸付けの申込み)

第5条 資金の貸付けを受けようとする世帯主（以下「申込者」という。）は、高額医療費支払資金貸付申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）及び平川市国民健康保険高額医療費支払資金受領委任状兼返還同意書（様式第2号。以下「委任状」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 医療機関等の発行する請求書

(2) その他市長が必要と認めた書類

(高額療養費の支給申請)

第6条 前条の規定により貸付けの申込みを行おうとする場合には、申込者は、貸付けの申込みと同時に高額療養費の支給申請をしなければならない。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、申込書を受理したときは速やかに審査し、貸付けの可否及び貸付額を決定しなければならない。

2 市長は、貸付けの可否及び貸付額を決定したときは、高額医療費支払資金貸付決定（不承認）通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

3 申込者は、決定通知書を受理したときは、当該貸付けに係る高額医療費支払資金借用書（様式第4号。以下「借用書」という。）を市長に提出するものとする。

4 貸付金の運用状況を明らかにするため、平川市高額医療費支払資金貸付内訳台帳（様式第5号）を備えるものとする。

(貸付けの方法)

第8条 申込者は、貸付けに必要な高額療養費として支給される見込額の10分の1以上及びその他負担額を、申込金として市に納入するものとする。

2 貸付方法は、貸付決定額と申込金を合わせた額を、受任者たる医療機関等（以下「受任者」という。）の指定する金融機関への口座振替により行うものとする。

（貸付期間等）

第9条 資金の貸付期間は、当該貸付金に係る高額療養費が支給される日までの間とする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の額が貸付金の額に満たないときは、その差額分の貸付期間は、市長の指定する日までとする。

（貸付金の償還等）

第10条 貸付金の償還は、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）から法第57条の2第1項の規定による高額療養費の受領について、高額療養費受領委任兼高額医療費支払資金貸付金償還方法の委任状（様式第6号）により委任を受けた当該高額療養費をもって貸付金の償還に充てることにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、高額療養費の支給額が貸付金に満たない場合においては、受任者は、市長が定める日までにその不足額を償還しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により貸付金全額の償還を受けたときは、借受人に借用書を返還しなければならない。

（即時償還）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず受任者に対し、直ちに貸付金の全額を償還させるものとする。

（1）借受人が偽りの申込みその他不正な手段により貸付を受けたとき。

（2）当該貸付に係る被保険者が第3条第1項各号に掲げる要件を備えていないことが明らかになったとき。

（変更の届出）

第12条 申込者は、貸付申込書に記載した事項に変更があったときは、高額医療費支払資金貸付変更届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（適用除外）

第13条 貸付けの申込みに係る療養が第三者の不法行為による場合は、貸付けを行わない。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

○平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱

平成23年5月31日

告示第53号

改正 平成27年11月16日告示第153号

平成28年3月18日告示第40号

平成28年4月28日告示第68号

平成31年3月20日告示第22号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定による一部負担金の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (2) 基準額 生活保護法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯主等の需要の額の合計額に1000分の1155を乗じて得た額をいう。
- (3) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準生活費をいう。

(対象)

第3条 この告示による減免等の対象は、次の各号のいずれかに該当したことにより一時的に生活が困難となり、一部負担金の支払が困難と認められる世帯主とする。

- (1) 震災、風水害、火災、その他これら類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(一部負担金の徴収猶予)

第4条 市長は、世帯主が前条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、6箇月以内の期間を限って、保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

(一部負担金の減免)

第5条 市長は、世帯主が第3条各号のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となり、かつ、次項に規定する要件に該当した場合においては、その申請によりその者に対し、次条に定める割合の範囲において、3箇月以内の期間に限って1箇月ごとの更新により当該一部負担金の支払を減額し、又は免除することができる。

2 前項に規定する要件は、被保険者の属する世帯の世帯主が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯
- (2) 申請日の属する月における被保険者の属する世帯の収入が基準額以下であり、かつ、預貯金が基準額の3箇月以下である世帯

(減免割合)

第6条 前条に規定する一部負担金の減免等の割合は、申請日の属する月以後6箇月間の被保険者の属する世帯の実収入月額合計額の基準生活費6箇月分に相当する額に対する割合に応じ、次に掲げるところにより一部負担金の減免等を行う。

- (1) 被保険者が属する世帯の実収入月額合計額が基準生活費6箇月分に相当する額の110%未満の場合 減額割合10割
- (2) 被保険者が属する世帯の実収入月額合計額が基準生活費6箇月分に相当する額の110%以上120%未満の場合 減額割合5割

(減免等の申請)

第7条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめ国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書(様式第1号)及び世帯構成及び収入見込額並びに資産の状況報告書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条の規定による徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある場合は、当該申請書を提出することができるに至った後、ただちにこれを提出しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容が真実と相違ないかどうか調査し、必要と認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、世帯主及び世帯員に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問を行うことができる。

(通知)

第9条 市長は、前条の審査による処分を決定したときは、当該世帯主に国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第3号)により通知するとともに、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書(様式第4号)を交付し、当該保険医療機関等に提出するよう指導するものとする。

(減免等の取消)

第10条 市長は、一部負担金の減免等の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その措置を変更し、又は取消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収することができるものとする。

- (1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、減免等を行う必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。
- 2 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免等の措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができるものとする。
- 3 前2項の場合において、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けたものであるときは、市長は、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定の変更・取消通知書(様式第5号)により決定を受けた者及び当該保険医療機関等に減免等を取消した旨並びに取消しの年月日を通知するとともに、その取消しの前日までの間に減免等によりその支払を免れた額を当該被保険者から徴収するものとする。

(台帳)

第11条 市長は、一部負担金の減免等の申請があった当該世帯について、その措置の要否を決定した経過を明らかにするため、国民健康保険一部負担金減免等申請受付台帳(様式第6号)を備えるものとする。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成27年11月16日告示第153号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の平川市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱、第2条の規定による改正前の平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱、第3条の規定による改正前の平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱、第4条の規定による改正前の平川市介護保険料滞納に係る保険給付制限取扱要綱、第5条の規定による改正前の介護保険法第50条及び第60条の規定に基づき平川市が定める介護給付の割合及び予防給付の割合を定める要綱及び第6条の規定による改正前の平川市介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の償還払い給付に係る特例措置実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年4月28日告示第68号)

この告示は、平成28年4月28日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日告示第22号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第2条第2号の規定は、平成32年10月1日以降の申請による減免等について適用し、平成30年10月1日以降の申請による減免等について適用する場合は、「1000分の1155」を「885分の990」とし、平成31年10月1日以降の申請による減免等について適用する場合は、「1000分の1155」を「870分の990」とする。

○平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱

平成22年7月1日

告示第69号

改正 平成23年9月30日告示第126号

平成25年3月26日告示第44号

平成27年11月16日告示第154号

平成28年3月18日告示第40号

平成29年3月31日告示第35号

平成30年3月27日告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）、及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、国民健康保険税（以下「保険税」という。）を滞納している世帯主に対する被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）の交付及び短期被保険者証（以下「短期証」という。）の交付等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般証 法第9条第2項に規定する被保険者証（次号に定めるものを除く。）をいう。
- (2) 短期証 保険税を滞納している世帯主に交付する法第9条第10項後段の規定により特別の有効期間を定めた被保険者証をいう。
- (3) 資格証明書 法第9条第6項に規定する被保険者資格証明書をいう。

(保険税を滞納している世帯主に対する措置)

第3条 保険税を滞納している世帯主に対する措置は、次のとおりとする。

- (1) 短期証の交付
- (2) 一般証又は短期証の返還請求及び資格証明書の交付
- (3) 現金給付に係る保険給付の全部又は一部の支払の一時差止め（以下「給付の一時差止め」という。）
- (4) 保険給付額からの滞納保険税額の控除

(短期証の交付)

第4条 市は、被保険者証交付時において、前年度以前の保険税を滞納している世帯主に対し、一般証に代えて短期証を交付するものとする。

2 市は、前項の規定の適用を受ける世帯主のうち、納付相談又は納付指導により保険税の滞納の解消に努め、短期証を交付することが適当でないと市長が認める者には、前項の規定にかかわらず短期証に代え、一般証を交付することができる。

(短期証の交付に係る通知等)

第5条 市は、短期証を交付しようとするときは、当該世帯主に対しあらかじめ国民健康保険短期被保険者証切替予告通知（様式第1号）により通知するものとする。

2 市は、前項の規定により通知を行った後も当該世帯主が引き続き保険税を滞納しているときは、国民健康保険短期被保険者証交付決定通知（様式第2号）により通知し、短期証を交付するものとする。

3 市は、短期証を交付したときは、短期被保険者証交付世帯簿（様式第3号）を作成し、保険税の納付状況等を把握し、適正な管理に努めるものとする。

(短期証の有効期間及び更新等)

第6条 法第9条第10項後段に規定する特別の有効期間は3箇月とする。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、有効期間を6箇月以上とする短期証を交付するものとする。

2 市は、短期証を交付した世帯に対し、短期証の有効期間終了前に、速やかに更新の手続きをとるよう国民健康保険短期被保険者証有効期間切れ予告通知（様式第4号）により通知するものとする。

(一般証への切替え)

第7条 市は、短期証の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、短期証

の交付に代え、一般証を交付するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納したとき。

(2) 滞納額の著しい減少により、短期証の交付に代え、一般証を交付することが適当であると認めるとき。

(3) 世帯の合併若しくは分離又は世帯に属する者の異動により世帯主に変更があった場合で、短期証の交付に代え、一般証を交付することが適当であると認めるとき。

(短期証の返還請求)

第8条 市は、第4条第1項の規定により短期証の交付を受けている世帯主であつて、納期限から1年以上経過した後において当該納期に係る保険税を滞納している者（政令第1条各号に掲げる特別の事情があると認められる世帯主を除く。）に対し、法第9条第3項の規定により、短期証の返還を求めるものとする。

2 市は、前項の規定の適用を受ける世帯のうち、納付相談又は納付指導により保険税の滞納の解消に努め、短期証の返還を求めることが適当でないと市長が認める者については、法第9条第3項及び前項の規定にかかわらず、短期証の返還を求めないことができる。

3 市は、政令第1条各号に掲げる特別の事情があると認められる世帯主から特別の事情に関する届（様式第5号）を提出させるものとする。

4 市は、世帯主に短期証の返還を求めようとするときは、あらかじめ納付相談・指導等の経過及び実態調査等を記録した資格証明調査書（様式第6号）を作成するものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 市は、短期証の返還を求めようとするときは、国民健康保険被保険者証返還に係る弁明の機会の付与通知書（様式第7号）により、当該世帯主に対し弁明の機会を付与するものとする。

2 世帯主が弁明をしようとするときは、弁明書（様式第8号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、口頭により弁明させることができる。

(短期証の返還通知)

第10条 市は、前条第2項の規定による弁明の内容を検討し、短期証の返還を求めることが適当であると認めるときは、当該世帯主に対し国民健康保険被保険者証返還請求通知書（様式第9号）により通知するものとする。同項の規定により指定した期限までに弁明書を提出しないときも、同様とする。

(資格証明書の交付等)

第11条 法第9条第3項の規定及び第8条第1項の規定により短期証の返還を求められ、短期証を返還した世帯主に対して、市は、被保険者資格証明書の交付について（様式第10号）を添えて資格証明書を交付するものとする。ただし、法第9条第6項の規定により被保険者証が交付される18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、有効期間を6箇月とする短期証を交付するものとする。

2 法第9条第3項の規定により短期証の返還を求められたにもかかわらず短期証を返還しない世帯主については、当該短期証の有効期間の終了をもって短期証を返還したものとみなし、前項の規定を適用する。

3 市は、法第9条第6項の規定により原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（以下「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる者について短期証を交付するときは、当該世帯主から原爆一般疾病医療費の支給等に関する届（様式第11号）を提出させるものとする。ただし、当該届出に係る事項について、他の公簿等により確認することができるときは、当該届出を省略させることができる。

4 市は、資格証明書を交付したときは、資格証明書交付世帯簿（様式第12号）を作成し、保険税の納付状況等を把握し、適正な管理に努めるものとする。

(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者であつたもの等に係る資格証明書の交付等)

第12条 法第9条第6項の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主に係る世帯の被保険者であつて原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者として同項の規定により被保険者証の交付を受けていた者が、これらの者としての要件を欠くに至った場合は、資格証明書を交付する。

2 第9条及び第10条の規定は、前項の規定による資格証明書の交付について準用する。ただし、原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者でなくなったことが客観的な資料により直接証明された

ときは、弁明の機会を付与しないことができる。

(資格証明書等の有効期間)

第13条 法第9条第6項の規定並びに第11条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により交付する資格証明書の有効期間は、交付の日から当該交付の日以後最初の7月30日までとする。

(被保険者証への切替え)

第14条 市は、法第9条第6項の規定により資格証明書の交付を受けている世帯主が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、資格証明書の交付に代え、当該各号に掲げる被保険者証を交付するものとする。

(1) 滞納している保険税を完納したとき 一般証

(2) 滞納額の著しい減少により、資格証明書の交付に代え、短期証を交付することが適当であると認められたとき 短期証

(3) 世帯の合併若しくは分離又は世帯に属する者の異動により世帯主に変更があった場合で、資格証明書の交付に代え、一般証又は短期証を交付することが適当であると認められたとき 一般証又は短期証
(特別療養費の支給)

第15条 資格証明書により診療等を受け、保険医療機関等の窓口で診療費等の全額を支払った世帯主等に対して、省令第27条の5の規定による特別療養費支給申請書(様式第13号)を提出させるものとする。

2 特別療養費の申請書を受け付けるときは、当該世帯主に対し市が払い戻すこととなる特別療養費の全部又は一部を滞納保険税に充当するよう、指導するものとする。

3 世帯主が、特別療養費の支給額の全部又は一部の保険税への充当を承諾した場合は、保険税への充当承諾書(様式第14号)を提出させるものとする。

(保険給付の全部又は一部支払の一時差止め)

第16条 世帯主が当該保険税の納期限から1年6月間が経過するまでの間において当該保険税について納付しないときは、法第63条の2の規定により、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。なお、この場合政令第1条各号に掲げる特別の事情がある場合は、世帯主に対し特別の事情に関する届(様式第5号)による届出書を提出させるものとする。また、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合、政令第1条各号に掲げる特別の事情を有することになった場合は、世帯主に対し直ちに特別の事情に関する届(様式第5号)による届出書を提出させるものとする。

2 前項の規定により、保険給付の支払を差し止めたときは、保険給付記録表(様式第15号)を作成し、必要事項を記入するとともに、保険給付の一時差止通知書(様式第16号)により世帯主に通知するものとする。

3 保険給付の支払を一時差し止める額は、滞納している保険税の額を超えない額とする。

(保険給付費からの滞納保険税の控除)

第17条 資格証明書を交付されている世帯主であって、保険給付の全部又は一部の支払の一時差止めがなされている者が、なお、滞納している保険税を納付しない場合には、あらかじめ、世帯主に保険給付からの滞納保険税の控除について(様式第17号)により通知し、一時差止めに係る保険給付の額から滞納している保険税額を控除することができるものとする。

(納付指導等の継続等)

第18条 市は、資格証明書又は短期証を交付した世帯主に対してその交付中においても納付指導等を継続して行い、滞納している保険税の自主的な納付を促進するものとする。

2 市は、省令第27条の5に規定する特別療養費支給申請書を受け付けるときは、当該世帯主に対し市が支給する特別療養費の全部又は一部を滞納している保険税に充当するよう指導するものとする。

(滞納者措置認定審査委員会)

第19条 保険税の滞納世帯主等に対し、第3条第2号の措置に関する事項の審査を行うため、必要に応じて滞納者措置認定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、副市長を委員長とし、別表に掲げる者をもって構成する。

3 審査委員会は、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

(1) 第11条第1項及び第2項に規定する資格証明書の交付該当者の認定に関する事項

(2) 第8条第3項に規定する特別の事情に係る届出書の審査及び認定に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事項

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年7月1日から施行する。

(平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱の廃止)

2 平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱(平成18年平川市告示第19号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、旧平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱の規定によりなされた被保険者証の返還、資格証明書の交付等については、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた被保険者証の返還、資格証明書の交付等とみなす。

4 この要綱の施行の日の前日までに、旧平川市国民健康保険短期被保険者証交付要綱(平成18年3月31日制定)の規定によりなされた短期被保険者証の交付については、この要綱の相当規定によりなされた短期被保険者証の交付とみなす。

5 旧平川市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付並びに保険給付の支払の差止等に関する取扱要綱及び平川市国民健康保険短期被保険者証交付要綱の規定による様式であって、この要綱の施行の際現に有する様式については、当分の間、これを調整して使用することができる。

(平成30年4月に交付する短期証の有効期間の特例措置)

6 平成30年4月に交付する短期証に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「3箇月」とあるのは、「4箇月」とする。

附 則(平成23年9月30日告示第126号)

この告示は、平成23年9月30日から施行する。

附 則(平成25年3月26日告示第44号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年11月16日告示第154号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日告示第40号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の平川市子どものための教育・保育給付に係る支給認定等事務要綱、第2条の規定による改正前の平川市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱、第3条の規定による改正前の平川市国民健康保険被保険者資格証明書の交付等に関する事務取扱要綱、第4条の規定による改正前の平川市介護保険料滞納に係る保険給付制限取扱要綱、第5条の規定による改正前の介護保険法第50条及び第60条の規定に基づき平川市が定める介護給付の割合及び予防給付の割合を定める要綱及び第6条の規定による改正前の平川市介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費の償還払い給付に係る特例措置実施要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成29年3月31日告示第35号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月27日告示第28号)

この告示は、平成30年3月27日から施行する。

別表(第19条関係)

市民生活部長

福祉課長

税務課長
尾上総合支所市民生活課長
碓ヶ関総合支所市民生活課長
葛川支所長
国保年金課長

「平川市の国保」

令和元年度版

(平成30年度実績)

令和元年(2019年)12月発行

編集発行

平川市 市民生活部 国保年金課

平川市柏木町藤山25番地6

TEL 0172-44-1111

FAX 0172-44-8619